



やまがた道の駅ビジョン2020(ver1.2)

~~ よってホッと、めぐってグッド！
『やまがた』見つかる未知の駅 ~~

山形県県土整備部

平成30年3月

目 次

第1章 「やまがた道の駅ビジョン2020」策定の背景と目的	1-1
第2章 「道の駅」制度の概要と新たな展開	2-1
(1) 「道の駅」制度の概要	2-1
1) 「道の駅」の誕生	2-1
2) 3つの基本機能	2-2
3) 「道の駅」の設置者、登録方法、登録要件及び整備の方法	2-3
(i) 設置者	2-3
(ii) 登録方法	2-3
(iii) 登録要件	2-3
(iv) 整備の方法	2-4
(2) 「道の駅」の第2ステージ ～新たな展開～	2-7
1) 無料高速道路における休憩施設としての「道の駅」	2-7
2) 「道の駅」による地方創生拠点の形成と重点「道の駅」制度	2-7
(i) 「道の駅」による地方創生拠点の形成	2-7
(ii) 重点「道の駅」制度	2-9
(iii) 特定テーマ型モデル「道の駅」制度	2-10
(iv) 「道の駅」における基礎機能の向上について	2-11
第3章 山形県における「道の駅」の現状と特徴・課題	3-1
(1) 配置の特徴と課題	3-1
(2) 基本機能の特徴と課題	3-5
第4章 「やまがた道の駅ビジョン2020」の基本的考え方	4-1
(1) 基本目標	4-1
(2) 「やまがた道の駅」の配置の考え方	4-2
1) 地域間のバランスをとること	4-2
2) 高速道路等からアクセスがよいこと	4-2
3) 他の「道の駅」や類似の施設から一定の間隔を保つこと	4-2
(3) 「やまがた道の駅」が目指すべき将来像（ビジョン）	4-4
1) 「山形らしい」基本機能を有する「道の駅」	4-4
2) 各々が独自性を持つ「道の駅」	4-5
3) 互いに連携する「道の駅」	4-5
4) 誰もが行きやすい「道の駅」	4-5
5) 誰もが参加できる「道の駅」	4-5
(4) 「山形らしい」基本機能	4-6
1) ひとにもくるまにも優しい休憩機能	4-6
2) 初めて日本、やまがたを訪れる人を助ける情報発信機能	4-6
3) やまがたを発信し、新たな仕事を生む地域連携機能	4-6
4) いざという時、頼りになる防災機能	4-7
5) 機能の多様化 ～「やまがた創生」に資する独自の取組みの展開～	4-7

第5章 「山形らしい」基本機能を実現するための具体的な施策と留意事項	5-1
第6章 基本目標及びビジョン達成に向けた方策と関係機関の役割	6-1
(1) 新たな「道の駅」の整備促進策	6-1
1) 一体型による「道の駅」の整備促進	6-1
2) 既存ストックを活用した「道の駅」の整備	6-1
(i) 既存ストックを「道の駅」の区域に取り込む場合	6-2
(ii) 既存ストックを「道の駅」の区域に取り込まない場合	6-4
(2) 「やまがた道の駅」整備のための財政支援	6-5
1) 政府による財政支援制度	6-5
2) 「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費補助金	6-5
3) 県による観光案内所看板及び誘導サインの作成	6-5
(3) 市町村等における「道の駅」の構想から運営まで	
～地域における資源の活用と課題解決を目指して～	6-7
1) 構想段階（全体構想計画）	6-7
2) 計画段階（事業計画）	6-8
3) 整備段階（事業実施）	6-9
4) 登録手続き	6-9
5) 運営段階	6-9
(4) 山形「道の駅」連絡会等による連携施策と市町村支援	6-12
1) 山形「道の駅」連絡会の役割	6-12
(i) 「やまがた道の駅」のブランド化のための 連携施策の企画・実施と情報発信	6-12
(ii) 市町村相談窓口の設置	6-13
2) 山形県の役割	6-13
(i) 『やまがた「道の駅」 ^{しゃたび} 車旅案内』を活用した情報発信	6-13
(ii) 産直、観光案内所、ドライブイン等との連携	6-14
(5) 道路管理者による案内標識の整備	6-18
1) 案内標識の設置者	6-18
2) 案内標識の設置箇所及び基本レイアウト	6-18
(i) 一般道路における案内標識	6-18
(ii) 無料高速道路等（有料区間との接続部分を含む）の 本線上における案内標識	6-18

～～附 録～～

基本目標及び「山形らしい」基本機能の達成状況並びに地域トピックスなど

策 定	平成28年3月28日	Ver1.0
【改定履歴】		
第1回改定	平成29年3月7日	Ver 1.1
第2回改定	平成30年3月22日	Ver 1.2

第1章 「やまがた道の駅ビジョン2020」策定の背景と目的

「道の駅」は、平成5年度の制度発足以来20年間で1,000駅を超えるに至り、「道の駅」第2ステージに入ったと言われている。平成27年11月5日現在、全国で1,079駅が登録されている中、本県の「道の駅」登録数は18であり、宮城県を除く近隣他県が30前後であるのと比べて少ない状況にある。

また、平成28年2月末現在の高速道路の整備率をみると、本県は僅か60%であり、全国の84%、東北の83%と比較して、著しく立ち遅れている。しかし、その整備は、無料高速道路を中心に、現在、急ピッチで進められており、東京オリンピックが開催され、多くの外国人旅行者が訪日する2020年(平成32年)頃までに、整備率が80%に達する見込みとなっている。

一方、これまで国土交通省は、無料の高速道路には休憩施設を設置しない方針であったが、その延長が全国的に増加し休憩サービスの必要性が高まっていることから、平成26年6月に休憩施設を設置する方針に改め、「道の駅」として整備することも可能となった。

さらに、近年の地方創生の動きの中、政府では「道の駅」を地域活性化の拠点として位置づけ、特に優れた取組みを行う「道の駅」を‘重点「道の駅」’として選定し、重点的に応援する制度を平成27年1月に創設した。制度創設と同時に選定された‘重点「道の駅」’35駅の一つとして、本県では、「道の駅」よねざわ(仮称)が選ばれた。

これらの状況は、「道の駅」、高速道路両方の整備が遅れてきた本県にとって、弱みを強みに変える絶好のチャンスである。

そこで、「やまがた創生総合戦略」の対象期間(2015年度～2019年度)も踏まえ、2020年代初頭までに、県内の「道の駅」を計画的かつ積極的に整備し、既存「道の駅」も含めた機能強化を図るための方針や、その実現の考え方を示すものとして、「やまがた道の駅ビジョン2020」を策定するとともに、その実現のため、県による市町村への新たな支援制度を創設することとした。

本ビジョンでは、各々の「道の駅」が独自性を磨くことはもとより、県全体の「道の駅」が連携して「やまがた道の駅」という統一的なブランドイメージを確立し、本県の強みである‘食’や‘観光’を最大限に生かして、観光客の県内周遊につなげ、『やまがた創生』に資することを目標とする。そのため、「道の駅」の設置者である市町村と、県、道路管理者等の役割を明確化するとともに、互いに緊密な連携を図ることとした。

第2章 「道の駅」制度の概要と新たな展開

(1) 「道の駅」制度の概要

1) 「道の駅」の誕生

広域交流やレジャー交通の増加、また、女性・高齢者ドライバーの増加する中、道路利用者から、一般道路でも自由に立ち寄ることができる快適な休憩施設と安全な通行のための最新の道路情報に対するニーズが見られるようになった。

一方、各地域においては、道路利用者（旅行者）に地域の魅力を発信して交流の拡大を図るとともに、地域の賑わいや雇用の創出を生み出し、活力ある地域づくりを進めるための地域振興の核（基地）が求められるようになった。

このような背景から、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者及び地域住民のための「情報発信機能」、活力ある地域づくりを進めるための「地域連携機能」を併せ持つ施設として、平成5年2月に「道の駅」制度が誕生した。

○「道の駅」の登録及び案内について（平成5年2月23日 建設省道路局長通達）（抜粋）

近年、より安全で快適な道路交通環境が求められる中で、広域的な交流やレジャー交通の増加、高齢者・女性運転者の増加等を背景として、道路の休憩施設整備の必要性が急速に増大している。一方、各地域においては、地域振興のために、歴史・文化・産物等に関する情報提供と交流の場の整備が求められている。

これらのニーズに対応し、道路利用者の利便性の向上を図ると同時に、活力ある地域づくりを支援するため、「道の駅」懇談会において多目的休憩施設「道の駅」のあり方に関する検討が進められ、別添の通り提言が取りまとめられたところである。

今般、この提言を踏まえ、別添の通り「道の駅」登録・案内要綱を定め、休憩施設で地域に関する情報等を提供する機能を持つものについて、「道の駅」として登録し、広く道路利用者に案内することとした。（後略）

○「道の駅」に関する提言（平成5年1月18日「道の駅」懇談会）（抜粋）

まえがき

これまで道路整備は、円滑な交通、いわば「ながれ」に重点をおいて進められてきたが、その一方で、駐車や休憩といった「たまり」の機能については、大きく立ち遅れた状況にある。今後、長距離トリップが増大し、女性や高齢者ドライバーも増加するなかで、快適な「たまり」空間の整備を進めていくことが必要であり、建設省においては、平成3年度より交通安全施設等整備事業において、新たに一般道路の休憩施設の整備に取り組んでいる。

一方、この休憩施設と市町村等の整備する各種の地域振興施設とを一体化し、サービスの高度化、多様化を図り、これを「道の駅」と呼んで地域情報の発信基地としようとする試みが、いくつかの地方で行われている。（中略）

本懇談会は、このような新しいタイプの複合多機能型休憩施設「道の駅」の意義及びあり方について検討を行った結果を提言としてとりまとめた。今後、道路事業において休憩施設の整備が本格的に展開されていくにあたって、この提言の趣旨を活かし、利用者に愛され、地域の誇りとなる「道の駅」づくりが進められることを望むものである。（後略）

2) 3つの基本機能

「道の駅」は、道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスの提供を図るため、①休憩機能、②情報発信機能、③地域連携機能の3機能を備え、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設である。

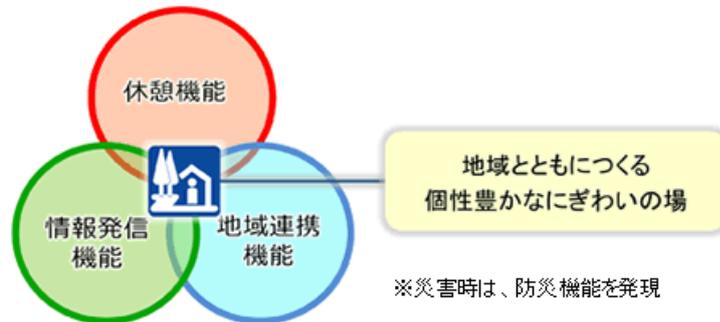
「道の駅」の目的と機能

○目的

- ・道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供
- ・地域の振興に寄与

○基本コンセプト

休憩機能	・24時間、無料で利用できる駐車場・トイレ
情報発信機能	・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供
地域連携機能	・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設



「道の駅」の施設配置



(出典：国土交通省 HP)

3) 「道の駅」の設置者、登録方法、登録要件及び整備の方法

(詳細は、資料編『「道の駅」登録・案内要綱』を参照)

(i) 設置者

市町村又は市町村に代わり得る公的な団体（以下「市町村等」という。）が、「道の駅」の設置者となることができる。

なお、市町村に代わり得る公的な団体とは、以下の各号のいずれかに該当するものとされている。

- イ. 都道府県
- ロ. 地方公共団体が三分の一以上を出資する法人
- ハ. 地域を代表して「道の駅」を設置するにふさわしいとして市町村が推薦する公益法人

(ii) 登録方法

前記(i)の設置者は、「道の駅」として登録申請することができる。

申請者は、所定の登録申請書を国土交通省道路局長あて提出し、道路局長が登録する。(次ページ記載の単独型「道の駅」の場合は、申請時に関係する道路管理者の推薦が必要)

なお、登録申請の受付は随時であるが、登録時期は、概ね年2回(春・秋)となっている。

(iii) 登録要件

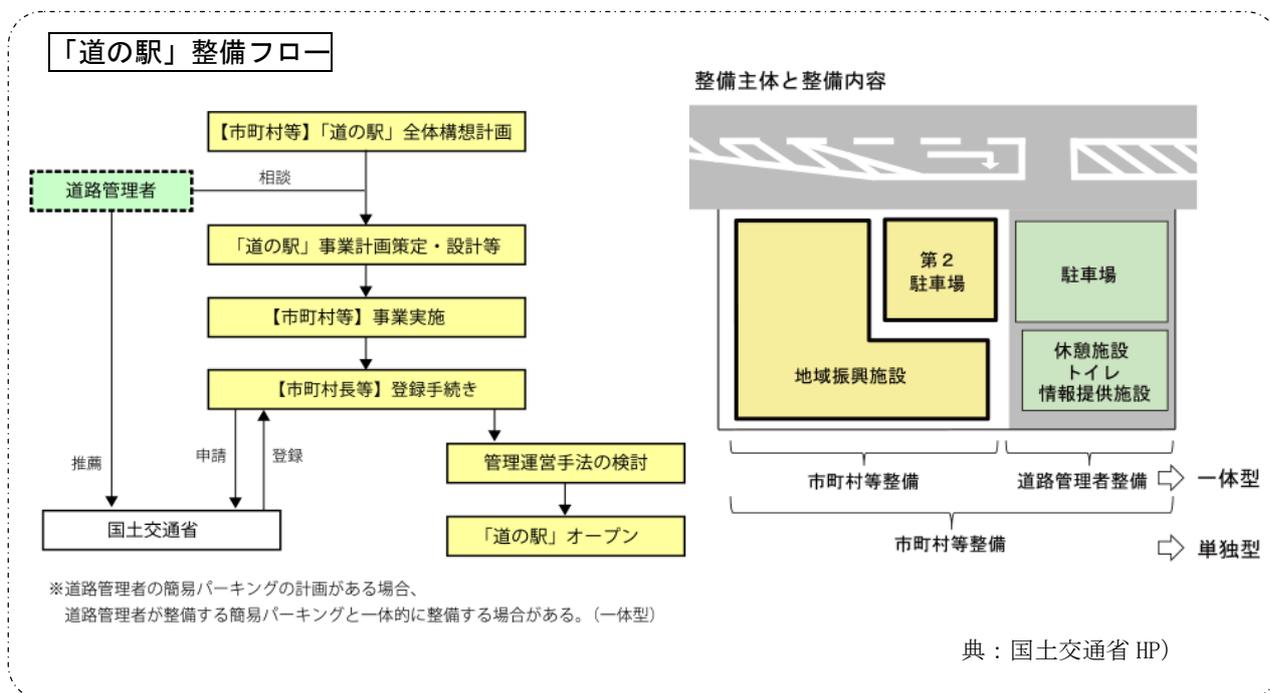
「道の駅」の登録要件は次のとおりとなっている。

- 休憩機能
 - ◇駐車場
 - ・利用者が無料で24時間利用できる十分な容量を持った駐車場
 - ◇トイレ
 - ・利用者が無料で24時間利用できる清潔なトイレ
 - ・障がい者用も設置
- 情報発信機能
 - ・道路及び地域に関する情報を提供(道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等)
- 地域連携機能
 - ・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設
- 設置者
 - ・市町村又は市町村に代わり得る公的な団体
- その他配慮事項
 - ・施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化

(出典：国土交通省HP) (詳細は、資料編「道の駅」登録・案内要綱を参照)

(iv) 整備の方法

道路管理者と市町村等が協力して整備する「一体型」と、市町村が施設全ての整備を行う「単独型」の2種類がある。



(a) 一体型

道路管理者が計画する休憩施設（簡易パーキングエリア^(※)の採択基準に合致する施設）の位置と市町村等が計画する地域振興施設の位置が一致する場合に、道路管理者と市町村等が協力して整備を進める方法である。

この場合、道路管理者は、簡易休憩施設及び道路情報提供施設の整備が可能であり、地域振興施設及びこれに付随する駐車場やトイレ等の整備は、市町村等が行うことになる。

(b) 単独型

市町村等が、休憩施設、(道路)情報提供施設、地域振興施設を全て単独で整備する方法である。

この場合であっても、休憩施設及び(道路)情報提供施設としての駐車場やトイレ等の整備は必要である。

(※)簡易パーキングエリア

○特定交通安全施設等整備事業の採択基準（道路管理者分）（抜粋）

Ⅱ 2種事業

Ⅱ-5 自動車駐車場

(2) 簡易パーキングエリア

主要な幹線道路のうち、夜間運転、過労運転による交通事故が多発もしくは多発する恐れのある路線において、他に休憩のための駐車施設が相当区間にわたって整備されていない区間に道路管理者が簡易パーキングエリアを整備する場合、必要に応じて採択する。

○「道の駅」配置計画実施要領（案）（平成8年11月 建設省道路局国道課）（抜粋）

「道の駅」の配置は、設定した整備計画対象路線に対し、民間等の休憩施設を持つ施設も活用しつつ、設置間隔が10 km～20 kmを目安とし、最大でも25 km程度となるように行う。

○一般道路の休憩施設計画の手引き（案）（平成25年3月 国土交通省中部地方整備局）（抜粋）

休憩施設の配置計画にあたっては、既存施設との位置関係、道路の幾何構造等を考慮する必要があり、類似施設も含めて休憩施設相互の最大間隔は、25 km以下とすることが望ましい。

（中略）

その施設が分担する区間延長 概ね「道の駅」では10 km～20 km。最大で25 km。

「道の駅」設置者、管理者・運営者の状況

- 「道の駅」は、ほとんど市町村で設置
- 管理・運営は、指定管理者等が約4割、第三セクターが約3割

「道の駅」の設置者

設置者	全国(H25のデータ)		山形県(H27.10.1)	
	駅数	構成比率	駅数	構成比率
自治体(市町村)	985	98.1%	18	100.0%
自治体(都道府県)	6	0.6%	0	
第三セクター	8	0.8%	0	
公益法人	5	0.5%	0	
計	1,004		18	

「道の駅」の管理・運営者

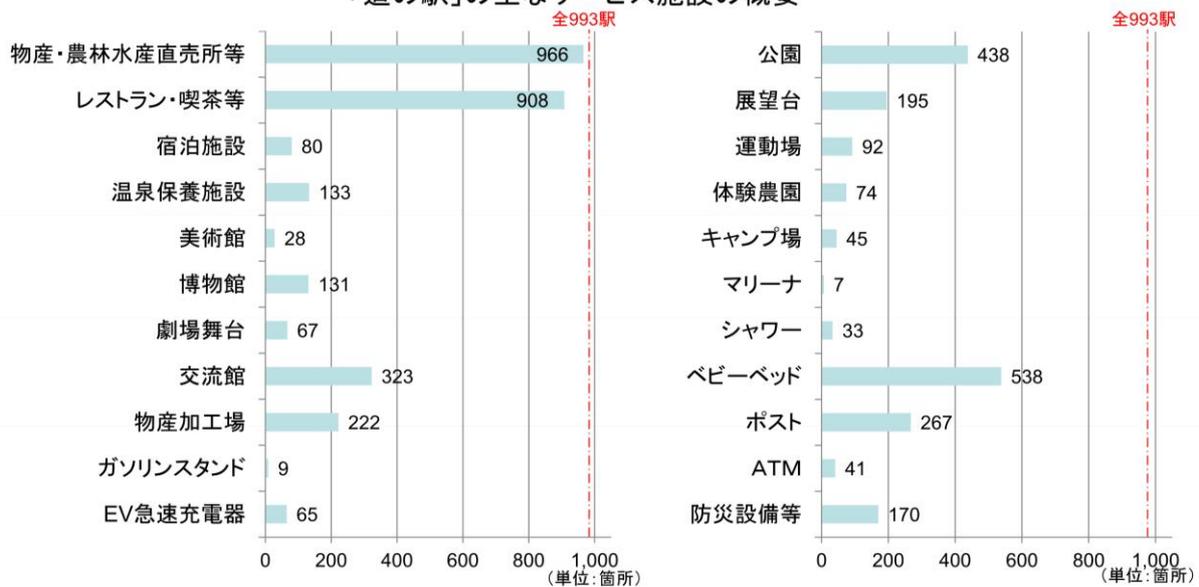
管理・運営者	全国(H25のデータ)		山形県(H27.10.1)	
	駅数	構成比率	駅数	構成比率
自治体	158	15.7%	1	5.5%
第三セクター	312	31.1%	1	5.5%
財団法人等への委託	89	8.9%	1	5.5%
指定管理者等	445	44.3%	15	83.5%
計	1,004		18	

(出典：内閣府・第4回地域経済に関する有識者懇談会における国土交通省資料(H25.09)及び山形県資料)

「道の駅」の主なサービス施設の概要

- 物産・農林水産直売所等やレストラン・喫茶等は、多くの「道の駅」で整備
- 設備面では、ベビーベッド、ポスト、また防災設備も整備

「道の駅」の主なサービス施設の概要



(出典：内閣府・第4回地域経済に関する有識者懇談会における国土交通省資料(H25.09))

(2) 「道の駅」の第2ステージ ～新たな展開～

1) 無料高速道路における休憩施設としての「道の駅」

これまで国土交通省は、無料の高速道路には休憩施設は設置しない方針であったが、無料の高速道路の整備が急速に進展している一方、休憩施設がほとんどなく、休憩サービスの提供が課題となっていることから、平成26年6月に「無料の高速道路における休憩施設の方針(案)」を示し、無料高速道路の休憩施設として「道の駅」の整備を認めることとした。

無料の高速道路でも、有料の高速道路並みの休憩サービスを提供

- 無料の高速道路は、今後整備が急速に進展。
- 一方、休憩施設はほとんどなく、休憩サービスの提供が課題。
- 今後は、新たな方針のもと、国が計画を立て、3,000kmを超える無料の高速道路に、休憩施設を配備。

【無料の高速道路の延長】

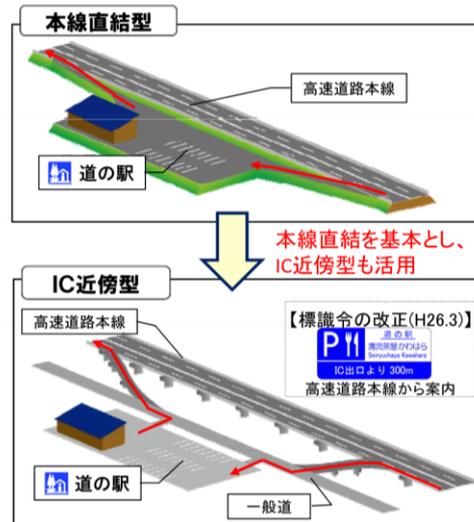
現在: 1,654km → 今後: 3,220km

※開通済み延長(H26.4.1時点)

※事業中區間整備後

【無料の高速道路における休憩施設の方針(案)】

- ①今後、3,000kmを超える無料の高速道路において、**計画的に休憩施設を配備**する。
- ②駐車場、トイレを最低限の設備とし、地域が主体となって計画する**道の駅の整備を認める**。
- ③**本線への直結を基本**とするが、無料で乗降りできる特性を活かし、**IC近傍型も活用**する。



(出典: 社会資本整備審議会道路分科会 第12回国土幹線道路部会(H26.06)資料)

※現在は、IC近傍型の「道の駅」活用が促進されており、附録に、国土交通省の平成30年度予算概要の資料を追加した。

2) 「道の駅」による地方創生拠点の形成と重点「道の駅」制度

(i) 「道の駅」による地方創生拠点の形成

道路利用者の休憩施設であるとともに、情報提供機能、地域連携機能を有する拠点として整備が進められてきた「道の駅」は、その数が1,000を超える中、それ自体が目的地となり、**まちの特産物や観光資源を活かしてひとを呼び、地域にしごと**を生み出す核へと独自の進化を遂げてきた。

これを踏まえ、国土交通省では平成26年8月に、「道の駅」の機能強化を図り、**地方創生の拠点**とする先駆的な取組みをモデル箇所として選定し、関係機関が連携の上、計画段階から総合的に支援することとした。

ポイント

- ・ 地方創生の拠点となる先駆的な「道の駅」の取組をモデル箇所として選定
- ・ 関係機関が連携し、計画段階から総合的に支援
- ・ 対象は地域外から活力を呼ぶ「ゲートウェイ型」及び地域の元気を創る「地域センター型」の「道の駅」の新たな設置又はリニューアル等の企画提案

地方創生の拠点となる「道の駅」の類型別機能イメージ

地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型		地域の元気を創る地域センター型	
インバウンド観光	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語に対応した案内など、外国人観光案内所認定の取得 ・地酒やお菓子など、地域の特産品を免税で購入できる免税店の併設 ・外国発行クレジットカードの利用可能ATMの設置 ・無料公衆無線LAN環境の提供 ・電気自動車による周遊観光を可能とするEV充電設備の設置 等 	産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産品によるオリジナル商品開発、ブランド化 ・直接的な雇用に加え、地元生産者からの調達による雇用の創出 ・地元農林水産物を活用した6次産業化のための加工施設や、直売所の設置 等
観光総合窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会等と連携した地域全体の観光案内機能 ・宿泊予約やツアー手配のための旅行業の登録 ・単なる物見遊山にとどまらない、史実・文化など知的好奇心を刺激する機会の提供 ・地域資源を活かした体験・交流機会の提供 等 	地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所、役場機能など、住民サービスのワンストップ提供 ・高齢者への宅配サービス ・健康、バリアフリーに配慮した高齢者向け住宅の併設 ・地域公共交通ネットワークの乗継拠点 ・SS(サービスステーション)過疎地における石油製品の供給拠点機能 等
地方移住等促進	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報や就労情報など、地方移住に必要な情報のワンストップ提供 ・若者に地域の魅力を体験する機会の提供 ・運営スタッフの公募等による雇用機会の創出 ・ふるさと納税に関する情報提供 等 	防災	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊が参集する後方支援拠点機能 ・地場産品の取扱や燃料保有、非常電源装置等によるバックアップ機能 ・平時からの防災啓発教育のため、既往災害等の情報発信 等

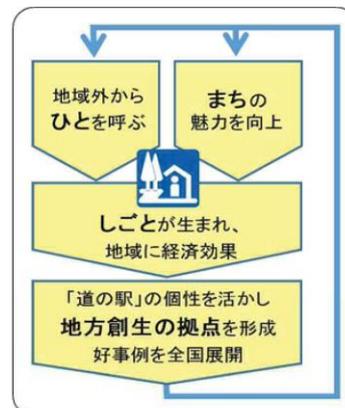
支援対象



(出典:国土交通省道路局記者発表資料(H26.8.28))



<地方創生拠点となる「道の駅」のイメージ>

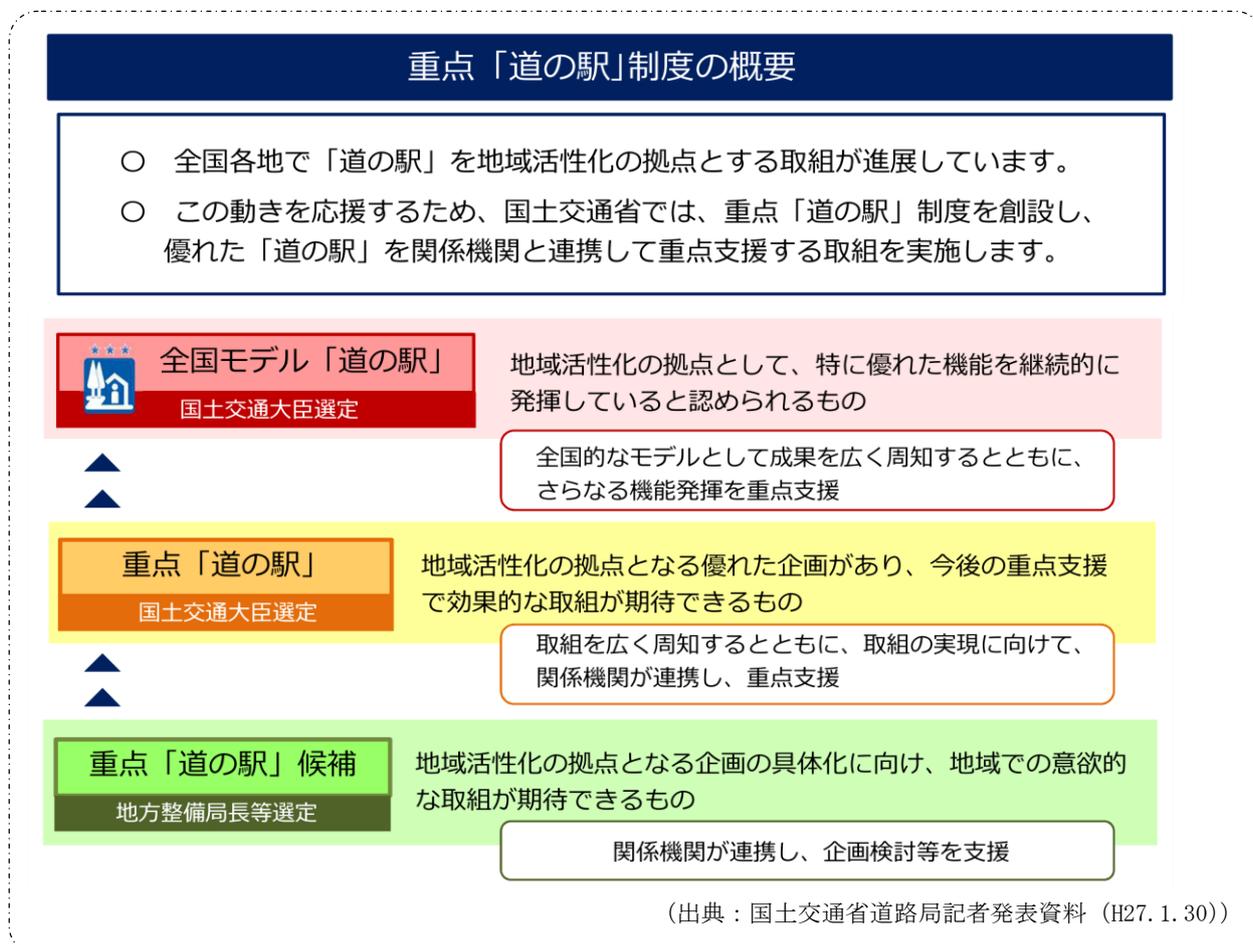


<「道の駅」を核とした好循環>

(出典:平成27年度道路関係予算概算要求概要(H26.8 国土交通省道路局))

(ii) 重点「道の駅」制度

国土交通省は、「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置づけ、地方創生に資する拠点とする先駆的な取組に関する企画提案の選定を進め、特に優れた取組を選定するとともに、重点的に応援する取組として重点「道の駅」制度を平成 27 年 1 月に創設した。



◆ 平成 28 年 1 月 27 日時点における重点「道の駅」等の選定状況 ◆

区分	H26	H27	合計	備考
全国モデル「道の駅」	6	0	6	
重点「道の駅」	35	38	73	H26選定道の駅「(仮称)よねざわ」
重点「道の駅」候補	49	0	49	
(計)	90	38	128	

- 平成 26 年度選定 (H27. 1. 30)
- 平成 27 年度選定 (H28. 1. 27)
- 平成 28 年度選定なし
- 平成 29 年度選定なし

道の駅「(仮称)よねざわ」

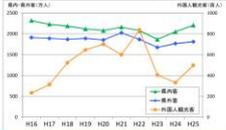
山形県 米沢市

- 国際交流協会等の関係機関と連携を図り、観光総合窓口を開設。県全域周遊観光のゲートウェイとして国内外に広く情報発信。
- 地理的優位性を活かし東京・福島方面からの観光客をターゲットに高速道路・高速バスと連携した交通結節点(P&R)を構築。
- 県全域のインバウンド対応を始めとした多様な特産品や体験型観光の情報を含む複数の観光ルートを提供する拠点。

＜地方創生拠点としての機能＞ ゲートウェイ型

観光総合窓口 山形県の南の玄関口における観光拠点	インバウンド観光 新たな需要創出	産業振興 体験型観光と地域特産品に発信
-----------------------------	---------------------	------------------------

▼山形県観光客数の推移



外国人観光客は震災で半減
道の駅を拠点に震災前水準に戻りつつある国内客に加えて外国客を増やし、観光客全体の増加を目指す

出典：県内客、県外客…山形県観光客数調査
外国人観光客…外国人旅行者山形県受入実績調査

インバウンド対応



外国人観光客にも対応した観光総合窓口を道の駅に設置(さくらんぼ農園での風景)



上杉まつり



米沢市最大イベントの上杉まつりをはじめ、県内各地のイベント情報を道の駅で発信

米沢牛



国内屈指の米沢牛をはじめ「山形ブランド」を道の駅で堪能

交通結節点イメージ



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
よねざわ(仮称)	山形県	米沢市	(主)米沢高島線	新設	平成29年度(予定)	一体型



※イメージ図のため、今後変更あり

＜提案の先進性・ポイント＞

- 山形県全域の周遊観光を支援するため、県内全域の情報発信だけでなく、宿泊施設や交通機関の予約が可能な観光総合窓口の設置
- 高速バス、観光周遊バス、路線バスの停留所やカーシェアスペースを設置し、地域内と地域外の総合的な交通結節点として機能

＜実施内容＞

- 「高速バスからレンタカー」「自家用車から観光周遊バス」に乗り継ぐ、パーク&ライド施設を整備
- 外国人観光客にも対応した山形県全域をカバーする観光総合窓口を設置
- 特産品の展示施設・地域イベント体験施設や農産物加工施設の設置

(出典：国土交通省道路局記者発表資料 (H27. 1. 30))

(iii) 特定テーマ型モデル「道の駅」制度

地方創生を具体的に実現していくための極めて有力な手段として、「道の駅」の重要性が高まる中、「道の駅」の質的向上に向けた取組として、全国各地の「道の駅」の模範となって質的向上に寄与する“特定テーマ型「道の駅」”を募集した。

平成 28 年度の募集テーマは、「住民サービス」で、全国で 6 駅が住民サービス部門モデル「道の駅」として選定された。

- ◆ 公共の福祉増進を目的とした地域住民へのサービス向上に資する取組を実施し、成果を上げているもの

平成 29 年度の募集テーマは、「地域交通拠点」で、全国で 7 駅が地域交通拠点部門モデル「道の駅」として選定された。

- ◆ 道の駅が公共交通モード間の接続拠点となっており、接続機能の向上の取組みにより、地域住民の生活の足の確保に資する成果をあげているもの

なお、選定された「道の駅」は、全国の「道の駅」からの視察及び講師の要請に原則全て対応するなど、「道の駅」の質的向上に貢献する役割を担うこととなります。

(iv) 「道の駅」における基礎機能の向上について

平成 26 年 9 月、国土交通省は、「道の駅」による地方創生拠点の形成（重点「道の駅」制度）とあわせ、社会的な要請等を踏まえ、「道の駅」における基礎機能の向上を図る取組を進めることとした。

「道の駅」における基礎機能の向上について（抜粋）

（平成 26 年 9 月 22 日 国土交通省道路局 国道・防災課 課長補佐 事務連絡）

- 「観光立国実現に向けたアクションプログラム 2014」に、無料公衆無線 LAN の整備促進等が求められていること
- 「道の駅」の制度発足から約 20 年以上が経過し、情報提供施設の故障、トイレの老朽化、陳腐化が進行していること
- 高齢者・障がい者等の円滑な移動等に配慮した多機能トイレが求められていること等を踏まえ、「道の駅」における基礎機能の向上を図るため、
- 道路情報提供施設として、無料公衆無線 LAN
- 道路休憩施設として、オストメイト用の汚物流しや水栓、おむつ交換シート等を設置した多機能トイレ、洋式便器、温水洗浄便座
- トイレ表示等の多言語化を進めることになりました。

■「道の駅」無線LANによる情報発信



<提供するコンテンツのイメージ>

- 「道の駅」からのお知らせ
- 地域の振興に役立つ情報
- 観光スポットの情報
- 道路交通の情報
- 渋滞や事故、路面凍結などの情報
- 連携する「道の駅」に関する情報

⋮

多目的トイレ設置状況



【たかの（広島県庄原市）】



【笠岡ベイファーム（岡山県笠岡市）】

トイレ案内表示多言語化状況 英語



【ソレーネ周南（山口県周南市）】

英語、韓国語表示



【舞ロードIC千代田（広島県北広島町）】

（出典：社会資本整備審議会道路分科会 第 47 回基本政策部会（平成 27 年 4 月 8 日）資料）

第3章 山形県における「道の駅」の現状と特徴・課題

(1) 配置の特徴と課題

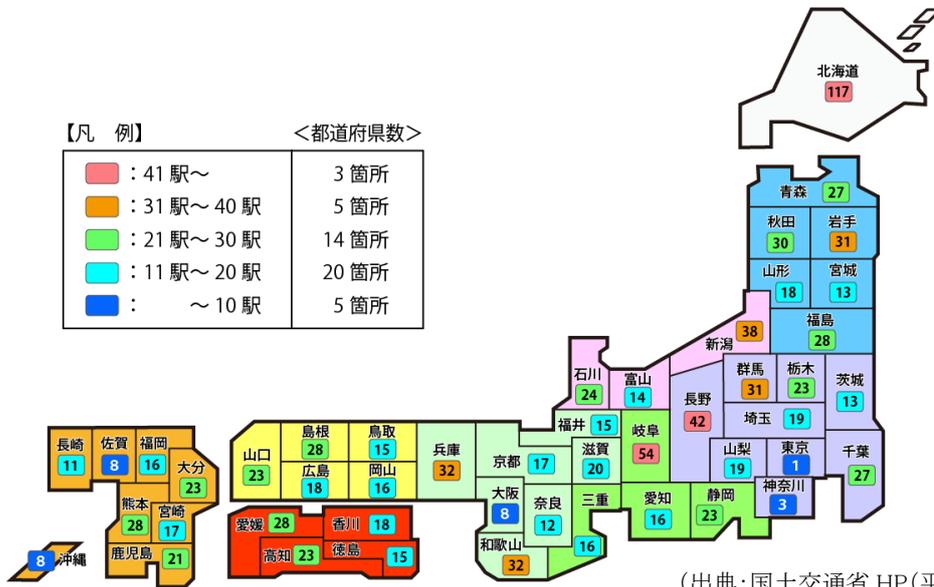
山形県における「道の駅」配置の特徴と課題として、次の3点が挙げられる。

- ① 駅の数が少なく、配置の地域差がある
- ② 一体型が少ない
- ③ 幹線国道に集中している

① 駅の数が少なく、配置の地域差がある

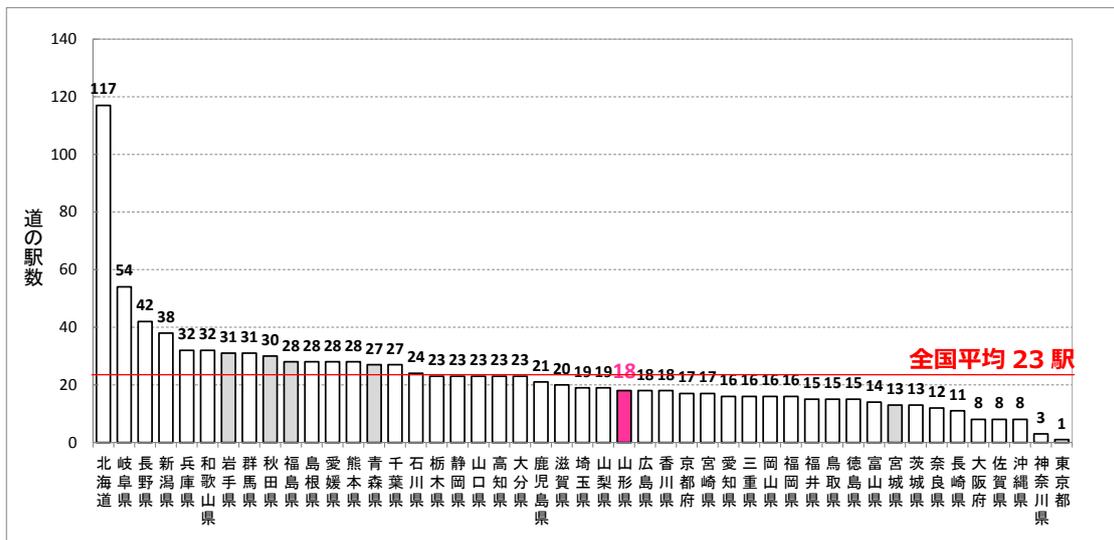
平成27年11月5日現在、「道の駅」は全国で1,079駅、山形県で18駅が登録されている。山形県の登録数は全国では27位であり、登録数(18駅)は全国平均の23駅に達していない。

東北地方では、宮城県の13駅に次いで少なく、岩手県31駅、秋田県30駅、福島県28駅、青森県27駅と比較すると大幅に少ない状況にある。



(出典:国土交通省 HP(平成27年11月5日現在))

▼道の駅数 順位



(出典:平成27年11月5日現在の都道府県別登録状況(国土交通省公表)をもとに山形県作成)

また、県内を4地域別で見ると、村山地域が8駅と最も多く、置賜・庄内地域が5駅ずつ、最上地域は1駅となっており、地域差がある。

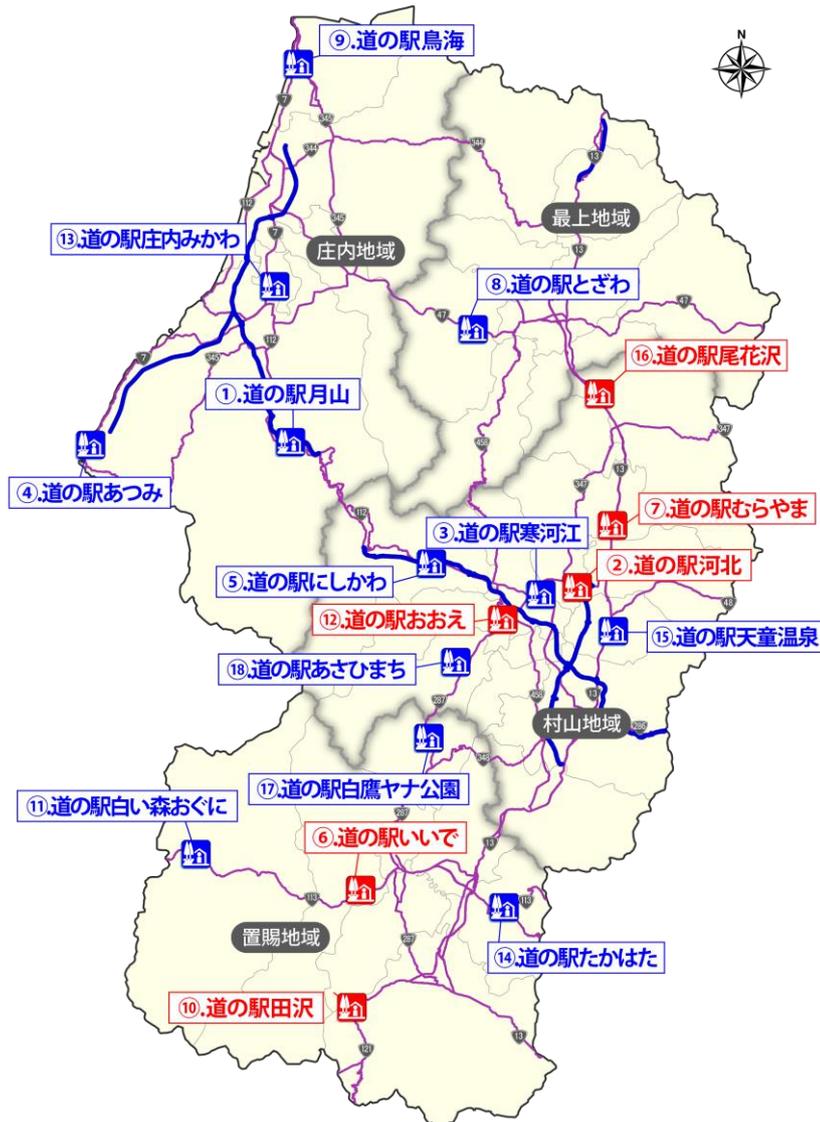
▼山形県内の「道の駅」登録状況

平成28年1月1日現在

No.	駅名	接続する道路 [所在地]	整備手法		設置主体 (接続する道路の管理者)	登録	供用開始
			一体型	単独型			
1	月山【月山あさひ博物村】	国道112号 [鶴岡市(旧朝日村)越中山]		○	朝日村(建設省)	H5.4.22	H4.10.20
2	河北【ぶらっとびあ】	国道287号 [河北町谷地]	○		河北町(山形県)	H5.4.22	H6.4.2
3	寒河江【チェリーランド】	国道112号 [寒河江市八楸]		○	寒河江市(建設省)	H5.4.22	H4.5.2
4	あつみ【夕陽のまち しゃりん】	国道7号 [鶴岡市(旧温海町)早田]		○	鶴岡市(建設省)	H5.4.22	H3.7.24
5	にしかわ【月山銘水館】	国道112号 [西川町水沢]		○	西川町(建設省)	H7.4.11	H16.11.9
6	いいで【めざみの里観光物産館】	国道113号 [飯豊町松原]	○		飯豊町(建設省)	H8.4.16	H9.3.30
7	むらやま【村山市故里交流施設】	国道13号 [村山市楯岡]	○		村山市(建設省)	H9.4.11	H10.4.27
8	とざわ【モモカミの里「高麗館」】	国道47号 [戸沢村蔵岡]		○	戸沢村(建設省)	H9.4.11	H9.8.1
9	鳥海【(森のエリア)ふらっと (海のエリア)遊楽里】	国道7号 [遊佐町菅里]		○	遊佐町(建設省)	H9.4.11	H9.4.5
10	田沢【なごみの郷】	国道121号 [米沢市入田沢]	○		米沢市(山形県)	H9.4.11	H10.4.9
11	白い森おくに【ぶな茶屋】	国道113号 [小国町小国小坂町]		○	小国町(建設省)	H10.4.17	H10.10.9
12	おおえ【テルメ柏陵】	国道287号 [大江町藤田]	○		大江町(山形県)	H10.4.17	H10.10.24
13	庄内みかわ【いろり火の里】	国道7号⇒(一)鶴岡広野線 [三川町横山]		○	三川町(建設省⇒山形県)	H11.8.27	H12.3.5
14	たかはた【まほろばステーション】	国道113号 [高畠町安久津]		○	高畠町(山形県)	H12.8.18	H12.4.29
15	天童温泉【わくわくランド】	国道13号 [天童市鎌ノ町]		○	天童市(国交省)	H16.8.10	H16.11.3
16	尾花沢【花笠の里「ねまる」】	国道13号 [尾花沢市芦沢]	○		尾花沢市(国交省)	H19.3.1	H19.8.6
17	白鷹ヤナ公園【最上川あゆとびあ】	国道287号 [白鷹町下山]		○	白鷹町(山形県)	H19.3.1	H19.4.25
18	あさひまち【りんごの森】	国道287号 [朝日町和合]		○	朝日町(山形県)	H27.4.15	H27.10.1
合計			6駅	12駅			

：県管理道路へ接する「道の駅」→7駅

(出典：山形県資料)



県内4地域の「道の駅」数

地域名	「道の駅」数
村山	8
最上	1
置賜	5
庄内	4
合計	18

 単独型
 一体型

(出典：山形県資料)

②

一体型が少ない

本県の「道の駅」は、平成5年4月22日に月山、河北、寒河江、あつみが初めて登録され、平成27年11月5日現在、18駅が登録・供用されている。

このうち、市町村等が単独で整備した「道の駅」（単独型）は12箇所、道路管理者と市町村等が一体で整備した「道の駅」（一体型）は6箇所（国土交通省3箇所、県3箇所）である。

本県の一体型「道の駅」は18駅中6駅で、全体の1/3であるが、東北の他県では、概ね1/2～2/3が一体型で整備されており、一体型の割合が多いほど「道の駅」の総数も多くなっている。

東北他県に比べ本県の「道の駅」の数が少ないのは、一体型の整備方法による「道の駅」が少ないことが一因と考えられる。

▼山形県の「道の駅」登録状況

平成27年11月5日現在

	名称	一体	単独		名称	一体	単独
1	月山（あさひ博物村）		○	10	田沢（なごみの郷）	○	
2	河北（ぶらっとぴあ）	○		11	おぐに（ぶな茶屋）		○
3	寒河江（チェリーランド）		○	12	おおえ（テルメ柏陵）	○	
4	あつみ（しゃりん）		○	13	みかわ（いろり火の里）		○
5	にしかわ（月山銘水館）		○	14	たかはた（まほろば）		○
6	いいで（めざみの里）	○		15	天童（わくわくランド）		○
7	むらやま	○		16	尾花沢（ねまる）	○	
8	とざわ（高麗館）		○	17	白鷹ヤナ公園		○
9	鳥海（ぶらっと）		○	18	あさひまち		○
				計		6	12

(は県管理道路に接する駅の数(その他は直轄国道に接続))

▼東北の「道の駅」登録状況

平成27年11月5日現在

	登録 駅数	道路管理者		整備手法	
		直轄	県	一体型	単独型
青森県	27	9	18	12 (11)	15 (7)
岩手県	31	10	21	18 (14)	13 (7)
秋田県	30	14	16	22 (13)	8 (3)
宮城県	13	6	7	6 (3)	7 (4)
山形県	18	11	7	6 (3)	12 (4)
（村山）	8	5	3	4 (2)	4 (1)
（最上）	1	1			1
（置賜）	5	2	3	2 (1)	3 (2)
（庄内）	4	3	1		4 (1)
福島県	28	7	21	16 (10)	12 (11)
【計】	147	57	90	80 (54)	67 (36)

(括弧内は県管理道路に接する駅の数)

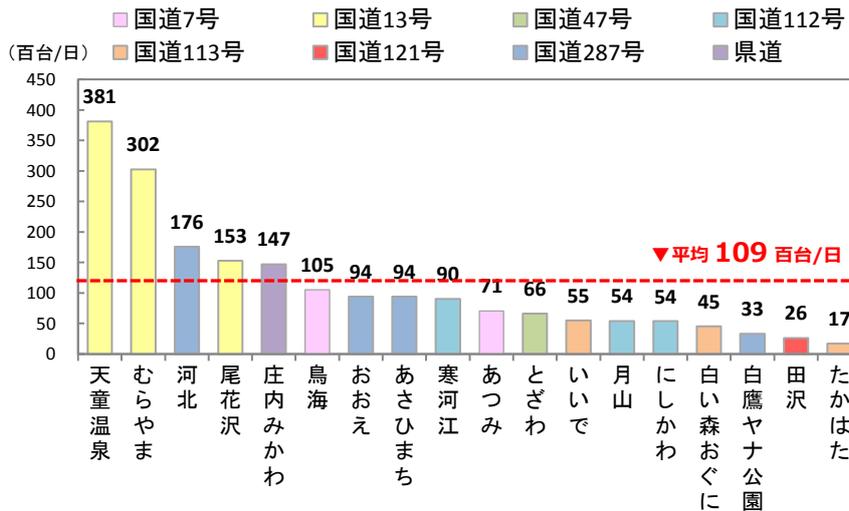
③

幹線国道に集中している

本県の「道の駅」は18駅中11駅が直轄国道に面し、6駅が補助国道（うち4駅は国道287号）に面するなど、幹線国道に集中しているのが特徴である。

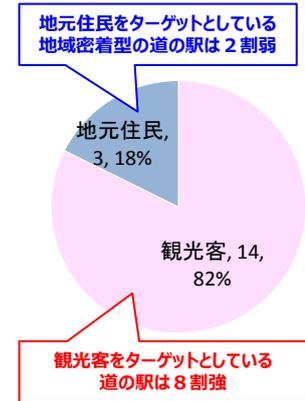
その結果、本県の「道の駅」は、観光客をターゲットにした【広域交流型】が多い。

▼山形県内「道の駅」の前面道路交通量



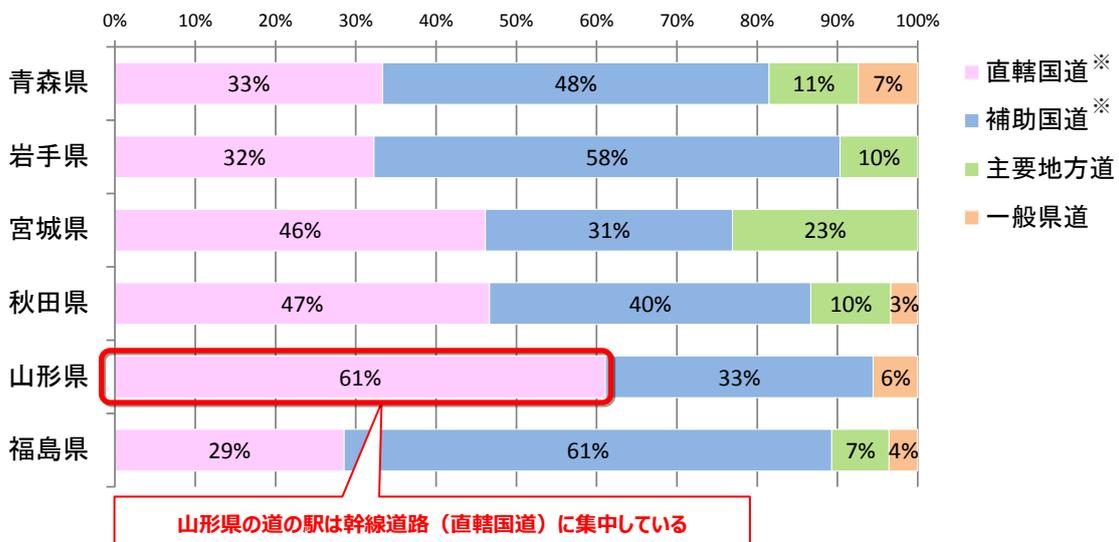
(出典: H22 道路交通センサス(尾花沢のみ H26 観測値)を基に山形県作成)

▼山形県内「道の駅」がターゲットと考えている道の駅利用者層



(出典: 山形県内「道の駅」に関するアンケート調査結果 (H27.10 山形県道路整備課))

▼東北6県「道の駅」立地場所の道路種別分布状況



※ 直轄国道(国土交通省が管理する一般国道)
補助国道(地方公共団体が管理する一般国道)

(2) 基本機能の特徴と課題

県内「道の駅」の実態を把握するため、「道の駅」へのアンケート調査を実施するとともに、駅長会議等を活用し、利用者から寄せられる意見・要望や運営者が感じている課題等について意見交換を行った。

また、「山形のみちづくり評議会」において、県内の「道の駅」に必要とされる役割や機能について、各分野の有識者から意見を聴取した。

これらの結果を「道の駅」の基本機能（休憩、情報発信、地域連携）等に沿った形で整理し、特徴や課題の抽出を行った。

- 山形県内「道の駅」に関するアンケート調査（H27. 10 山形県道路整備課）
- 山形「道の駅」連絡会 駅長会議（H27. 7. 28、H27. 9. 2、H27. 11. 6、H28. 2. 2）
- 山形のみちづくり評議会（H27. 11. 26）

▼アンケート調査

道 整 第 168 号
平成 27 年 9 月 16 日

各市町村「道の駅」担当課長 殿

山形県 県土整備部 道路整備課長

山形県内「道の駅」に関するアンケート調査について（依頼）

本県の道路行政の推進につきましては、日ごろ御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、今年度内に策定を予定している『やまがた道の駅ビジョン2020（仮称）』においては、特に今後、新設される「道の駅」が成功するための情報等も提供したいと考えているところです。

つきましては、貴市町村が設置した「道の駅」の現状をより詳細に把握したうえで、課題等の抽出を行いたいため、御多忙のところ申し訳ございませんが、貴市町村が設置した「道の駅」に関する現状について、下記のとおり回答して下さるようお願いいたします。

なお、個別「道の駅」が特定できないように配慮を行ったうえで、この度のアンケートを集計・分析した結果については、公表する場合がありますを申し添えます。

山形県内「道の駅」に関するアンケート調査

※特に指定がない場合は、平成27年4月1日現在の状況をご記入ください。

I. 基礎データ

Q1 貴「道の駅」の従業員数をお答えください。

従業員数
注）正社員、契約社員（パート、アルバイト、派遣社員は含まず）

人

Q2 現状の施設面積はいくらか、それぞれの施設面積に対応する番号を選んで、該当欄にご記入ください。

施設全体	施設面積
特産物販売所	
農林水産物直売所	
農林水産物加工場	
飲食施設	
その他（ ）	

1. 50㎡未満
2. 50㎡以上～100㎡未満
3. 100㎡以上～200㎡未満
4. 200㎡以上～300㎡未満
5. 300㎡以上～400㎡未満
6. 400㎡以上～500㎡未満
7. 500㎡以上～600㎡未満
8. 600㎡以上～700㎡未満
9. 700㎡以上～800㎡未満
10. 800㎡以上～900㎡未満
11. 900㎡以上～1,000㎡未満
12. 1,000㎡以上

該当する番号を選んでご記入ください

Q3 現状の施設面積について、あてはまる番号を選んで、①欄にご記入ください。
①で「狭い」を選択した場合は、どの程度増やしたいか、②欄にご記入ください。

施設全体	①	②必要追加面積(㎡)	③選択数
施設全体	—	—	1 狭い

▼ 山形「道の駅」連絡会 駅長会議



▼ 山形のみちづくり評議会

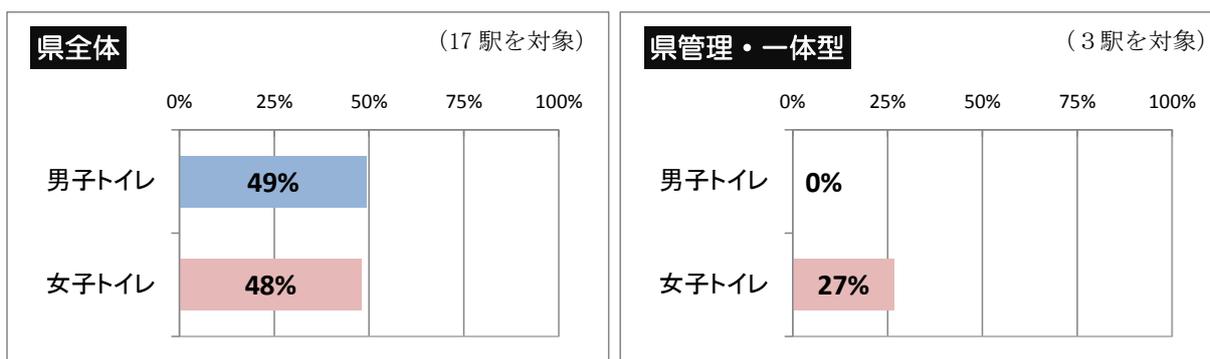


休憩機能 ① トイレの洋式化・多機能化への対応が遅れている

車イス対応のトイレは全ての「道の駅」で設置されているが、一般トイレの洋式化率が、「男子49%、女子48%」にとどまっており、特に県の一体型では、「男子0%、女子27%」と、目立って低い状況にある。

また、温水洗浄便座やオストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）対応、おむつ交換シートなどの機能が不足しており、高齢者・障がい者等が快適に利用できない駅もある。

▼山形県内「道の駅」におけるトイレの洋式化率



(出典：国土交通省「道の駅」データベースを基に山形県作成(「H27.10 供用の「あさひまち」は除く))

○駅長会議意見

- ・施設が古い道の駅は、トイレの環境がよくない。
(狭い、洋式化・多機能化の遅れ、清掃等の維持管理が十分ではない、等)
- ・トイレの環境がよくないところには、ちょっとした休憩では立ち寄りにくい。

▼洋式化・多機能化が進んでいないトイレの例



県管理・一体型の男子トイレは洋式化が進んでいない

車イスに対応した多機能型トイレではあるものの、温水洗浄便座等の快適機能や、乳幼児のおむつ交換シート等が不足していることが多い

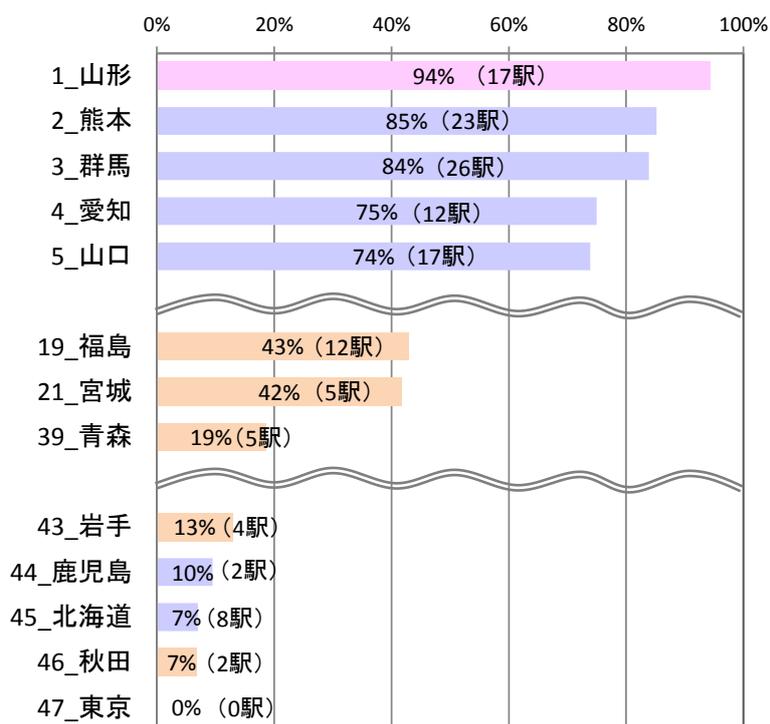


休憩機能 ② 電気自動車（EV）用急速充電設備が全駅に完備されている

EV用急速充電設備は、県内の「道の駅」では平成24年12月に「寒河江」と「むらやま」に初めて設置され、これ以降順次整備が進み、平成27年3月には17駅全てに設置され、EV用急速充電設備の設置率は山形県が全国1位となった。

また、県内18駅目として平成27年10月に供用された「あさひまち」においても、平成28年1月末に設置が完了しており、現在、県内「道の駅」全駅にEV用急速充電設備が完備されている。

▼各都道府県の「道の駅」におけるEV急速充電設備設置率



(出典：経済産業省資料(平成27年5月末現在)に基づき山形県作成)
 (「あさひまち」はH27年4月登録のため、分母にカウントされている)

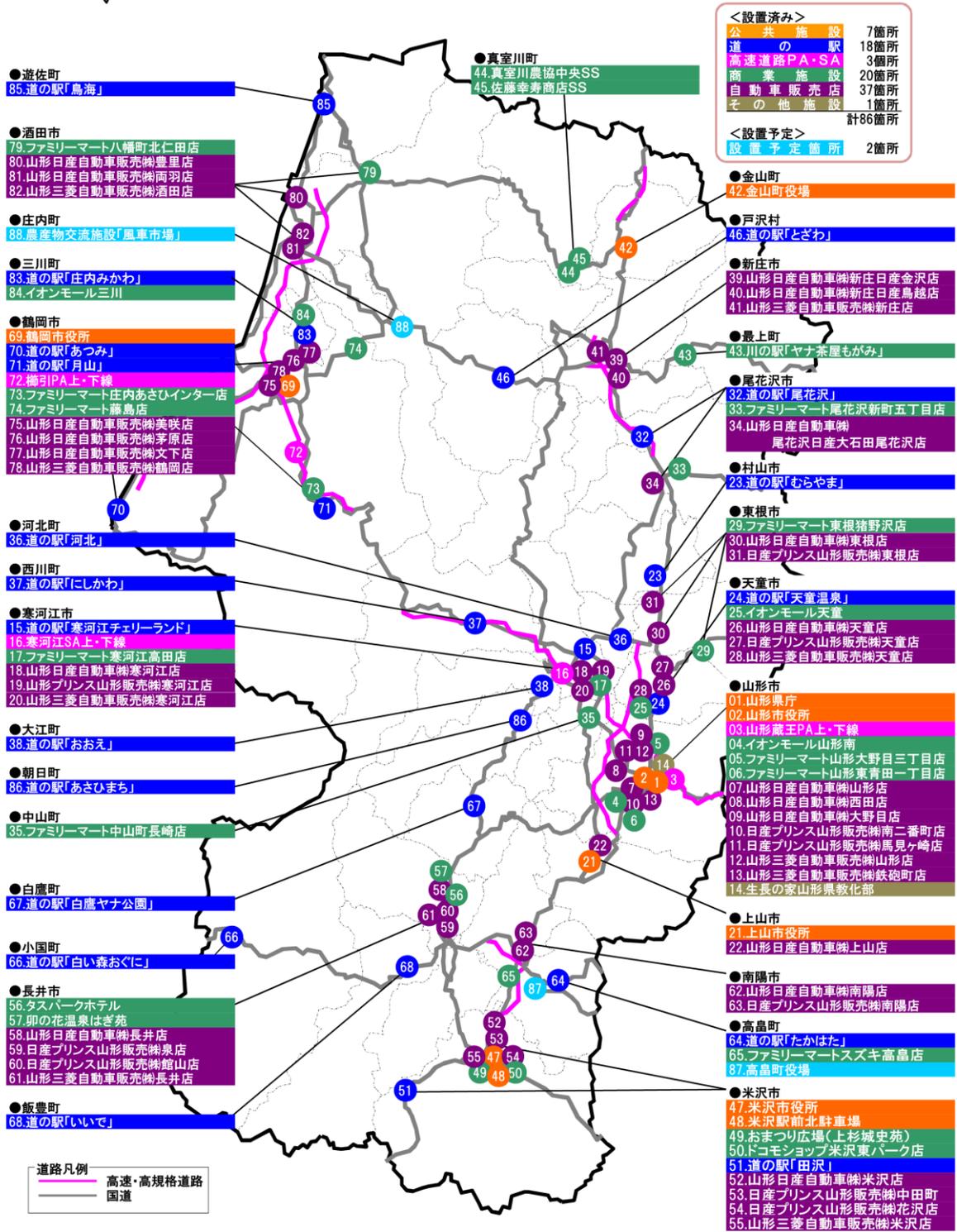
▼EV急速充電設備の設置例 (「道の駅」おおえ)



▼県内 電気自動車用急速充電設備 設置箇所一覧（平成28年2月1日現在）

山形県内 電気自動車用急速充電器 設置箇所一覧

平成28年2月1日現在

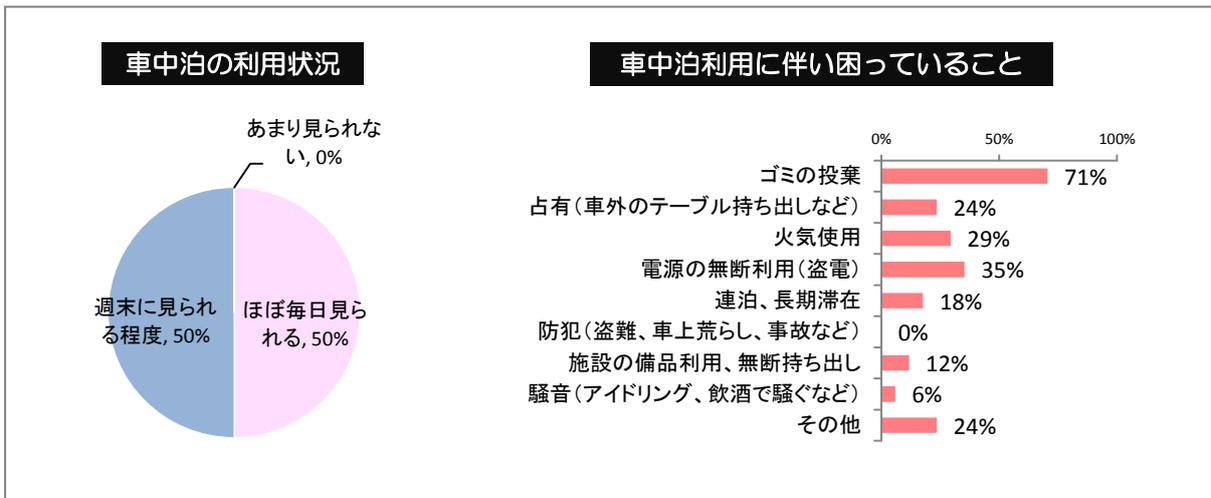


(出典：山形県環境企画課資料)

休憩機能 ③ 車中泊利用のニーズに対応した「道の駅」は少ない

県内全ての「道の駅」において(自動車の車内で宿泊する)車中泊の実態が見られるが、車中泊専用エリア(RVパーク)が設置されているのは、「道の駅」たかはた1駅のみである。このため、未整備の「道の駅」では、ゴミの散乱・投棄や電気の無断利用、火気の使用など、車中泊利用に向けたルールや設備が整っていない状況がある。

▼山形県内「道の駅」の車中泊の利用状況と問題点



(出典：山形県内「道の駅」に関するアンケート調査結果(H27.10))

▼RVパークの設置例(「道の駅」たかはた)

駐車スペースと柱状の電源用コンセント



キャンピングカーの利用状況

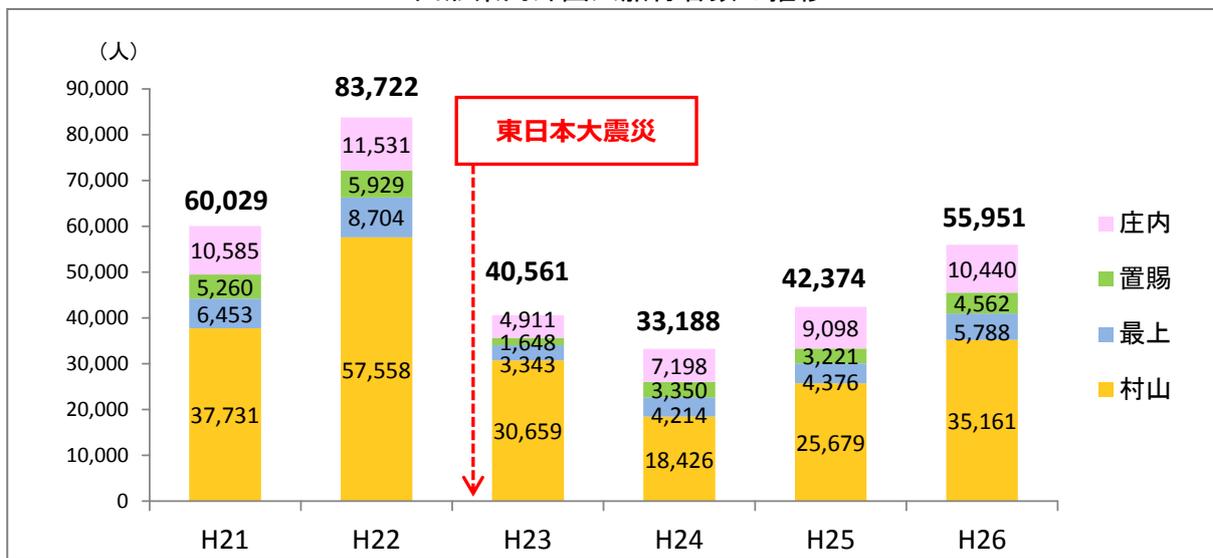


本県に訪れる外国人旅行者は、震災前の水準まで回復していないものの、近年は回復傾向にある。

一方、訪日外国人旅行者が感じる不平・不満として、無料公衆無線LANの環境が整っていないことが第一位に挙げられており、Wi-Fi環境の整備はインバウンド（訪日外国人旅行者）対応の基本となっている。

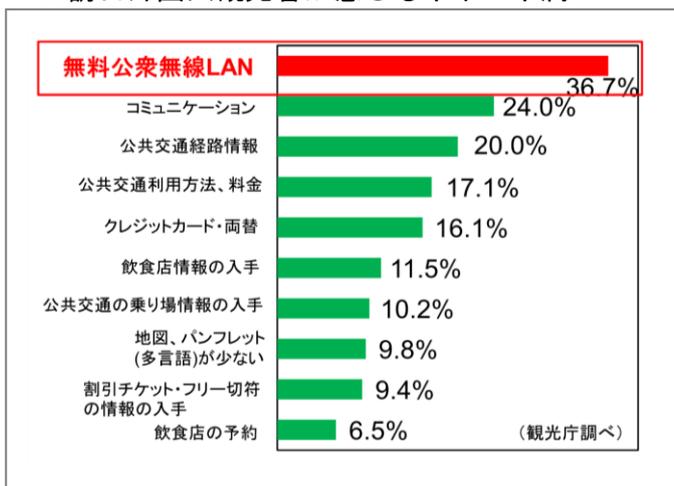
県内「道の駅」の無料公衆無線LANの整備状況は、18 駅中 8 駅が整備済み、残り 10 駅が未整備となっている。（うち 3 駅が整備を検討中、7 駅は整備の見通しが立っていない。）

▼山形県内外国人旅行者数の推移



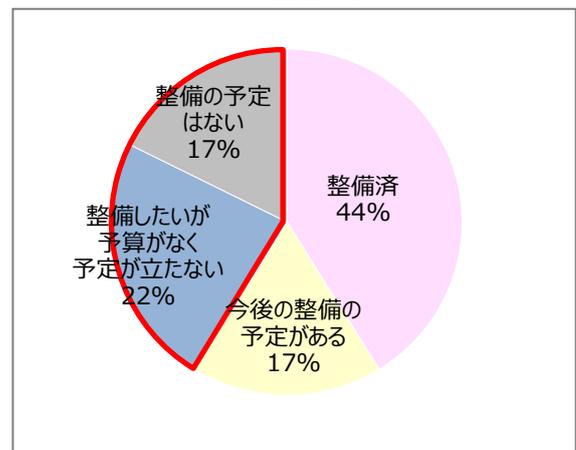
（出典：平成 26 年度山形県観光者数調査（平成 27 年 8 月 山形県商工労働観光部））

▼訪日外国人観光客が感じる不平・不満



（出典：社会資本整備審議会道路分科会 第47回基本政策部会（平成 27 年 4 月 8 日）資料）

▼山形県内「道の駅」における Wi-Fi の整備状況

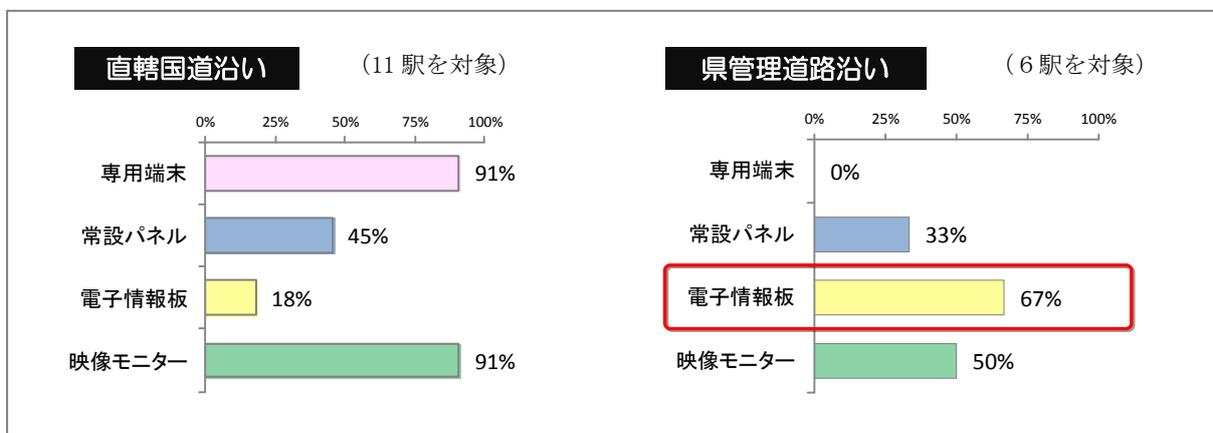


（出典：山形県内「道の駅」に関するアンケート調査結果（H27.10）「あさひまち」を含む）

直轄国道に面する「道の駅」の多くは、映像モニターや専用端末（タッチパネル式）等を活用して、道路状況や災害・観光等の広域的な情報も含めて「道の駅」利用者への提供を行っている。

一方、県管理道路に面する「道の駅」の多くは、主に電子情報板による情報提供を行っているため、提供内容が文字による近傍道路等の情報に限られており、広域エリアでの通行止め情報や峠道の路面凍結等の冬季の道路情報を瞬時にかつ視覚的に提供するシステムが十分に整備されていない。

▼山形県内「道の駅」における道路情報提供装置別の設置率



(出典:山形県内「道の駅」に関するアンケート調査結果(H27.10) (「H27.10 供用の「あさひまち」を除く))

▼「道の駅」における道路情報提供装置の例



■電子情報板の設置例
(「道の駅」おおえ)



■専用端末（タッチパネル式）の設置例
(「道の駅」むらやま)

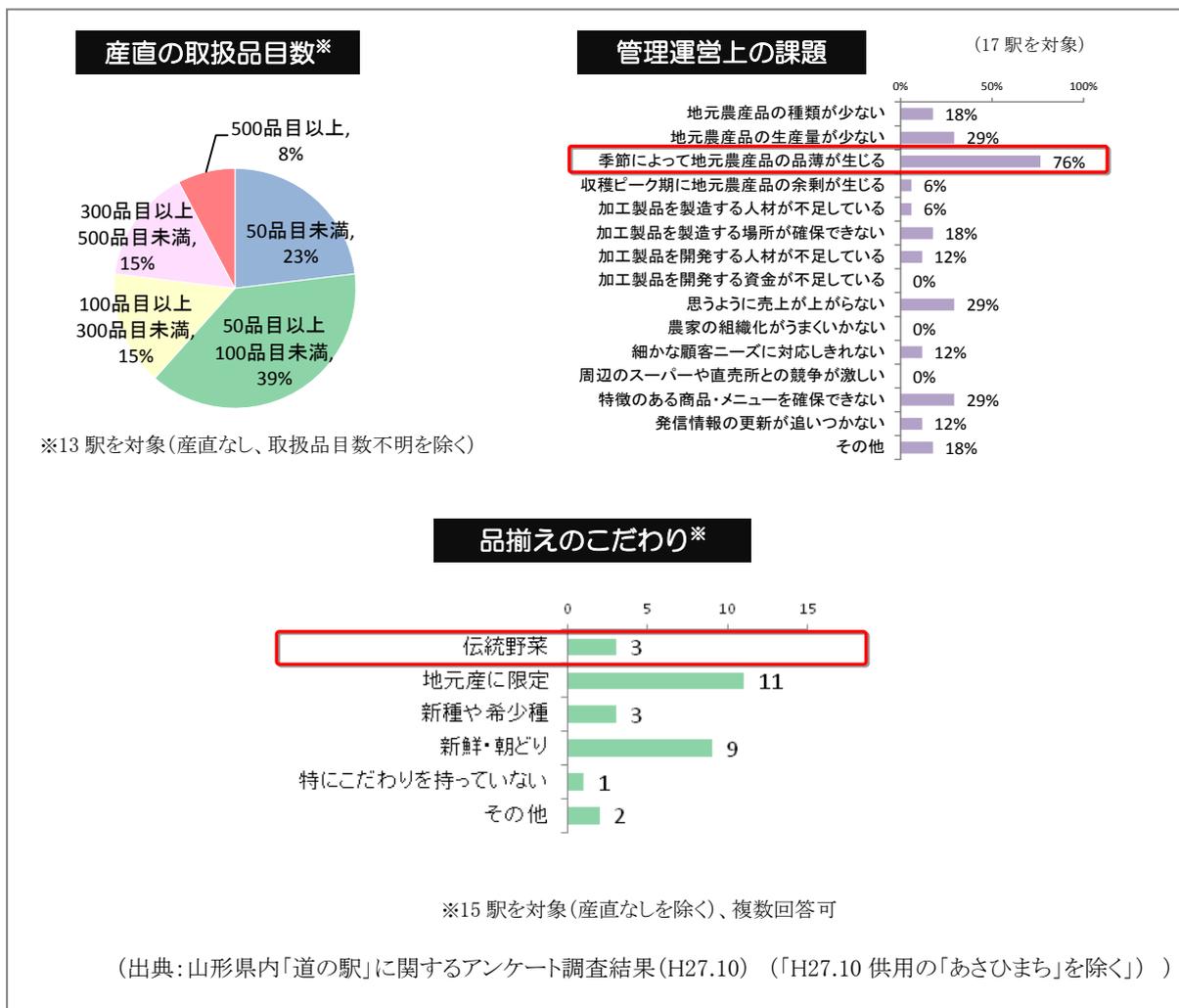
地域連携機能

① 地元農産物が季節により品薄を生じることや地元ならではの伝統野菜の取扱状況に差がある

産直施設は、概ね全ての「道の駅」で設けられており、取扱商品数には差が見られるが、同一市町村及び隣接市町村から仕入れる地元生鮮野菜等の農産物が豊富である。

一方、季節によって地元農産物に品薄が生じることや、「道の駅」により地元の伝統野菜の取扱状況に差が見られる。

▼山形県内「道の駅」の産直の取扱品目数の内訳、管理運営上の課題
品揃えのこだわり



○駅長会議意見

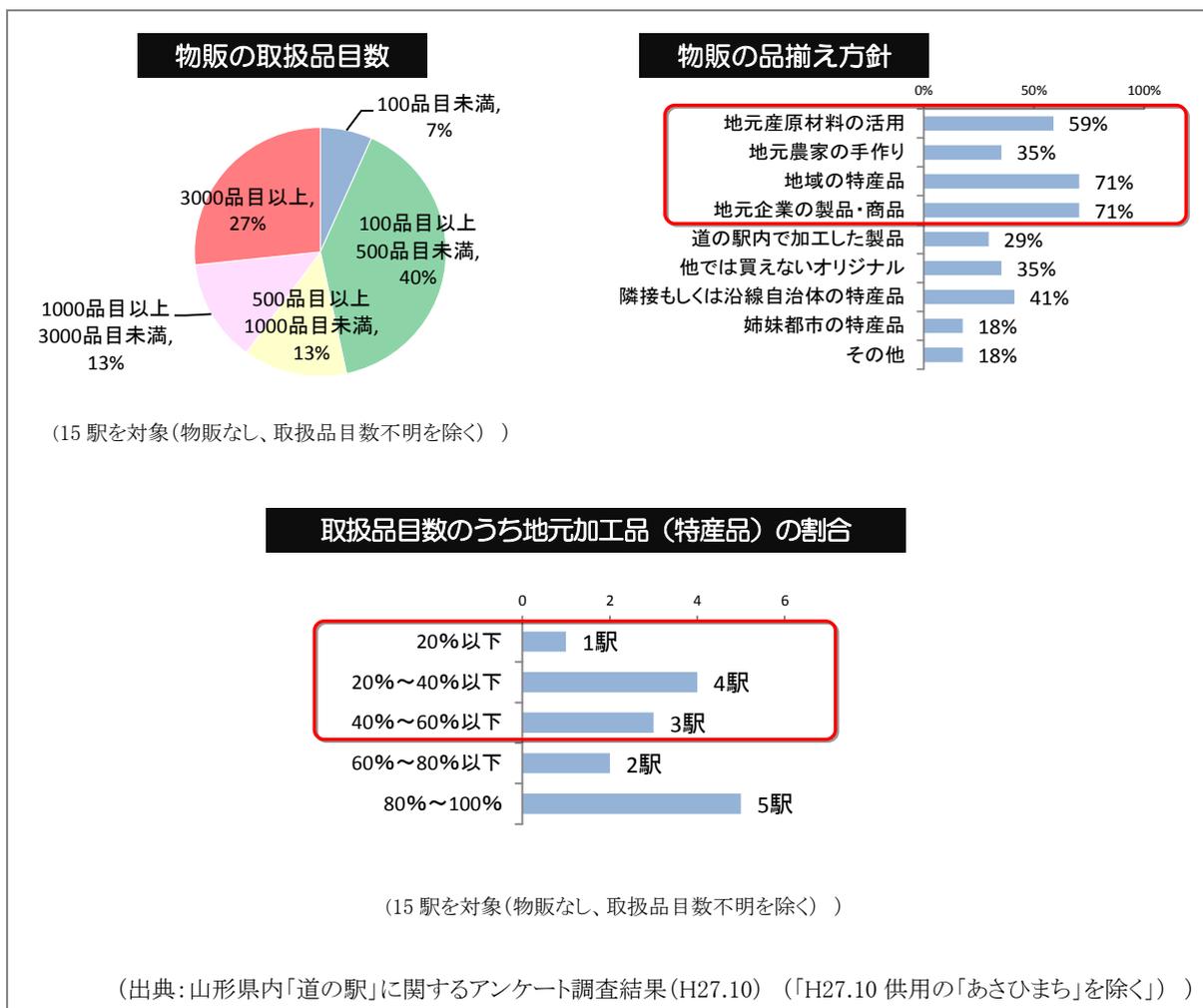
- ・「他では買えない」という強みを持つ特産品（地域と連携したオリジナル商品）の新たな開発に向けた取組みが求められている。
- ・集客のポイントとなる産直施設が狭い「道の駅」もある。施設の拡張や、賑わいの創出が求められている。

物販施設は、概ね全ての「道の駅」で設けられており、地元の特産品や地元原材料を活用した商品の品揃えに注力している。

一方、取扱品目数に比べて地元特産品・加工品の取扱数にばらつきがあり、地元産品（加工品）の割合が20%以下となっている「道の駅」もあるなど、地域資源を活かし切れていない実態も見られる。

▼山形県内「道の駅」の物販の取扱品目数の内訳と品揃え方針、

取扱品目数のうち地元加工品（特産品）の割合



○駅長会議意見

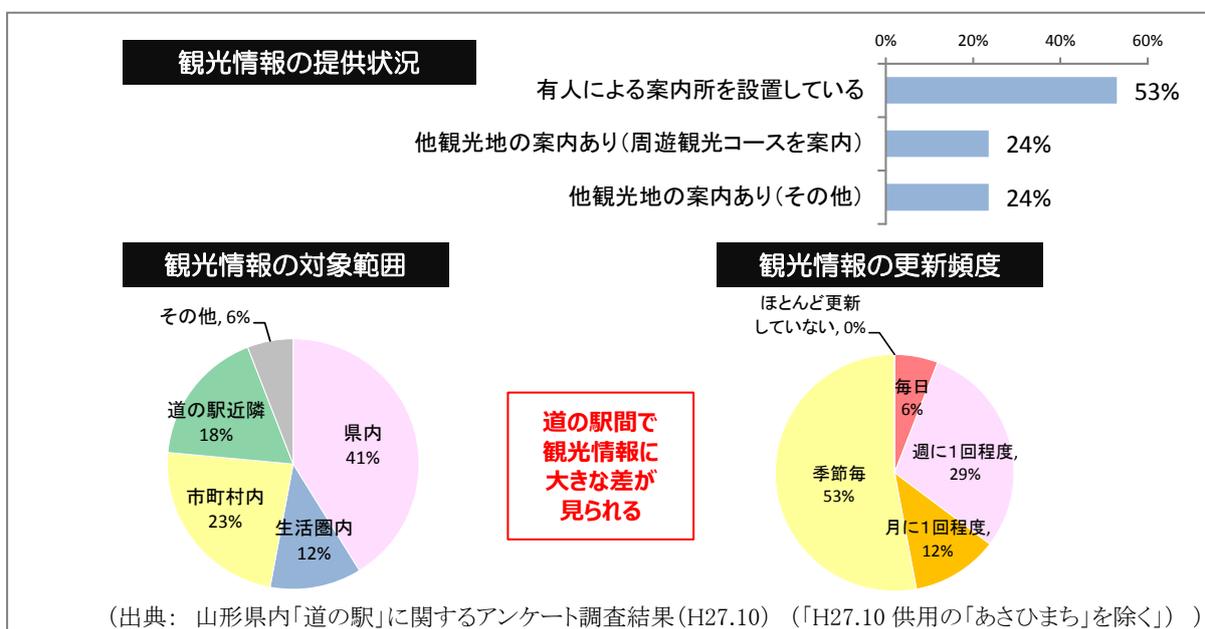
- ・地元の特産品の不足で、取扱商品が充実していない「道の駅」も見られる。
- ・「他では買えない」という強みを持つ特産品（地域と連携したオリジナル商品）の新たな開発に向けた取組みが求められている。（再掲）

第3章(1)③に記載したように、もともと、本県の「道の駅」は、観光客をターゲットにした【広域交流型】が多い。有人の観光案内所は10駅で設置されており、このうち、JNTO(日本政府観光局)認定の外国人観光案内所^(※)が2駅(平成27年12月現在、「いいで」「寒河江」がカテゴリー1)で設置されるなど、インバウンド対応に向けた進展が見られる。

一方、生活圏を越える広域的な観光情報を提供している「道の駅」は全体の約4割にとどまっており、また、更新頻度も半数以上が季節毎となっているなど、「道の駅」間で大きな差が生じている。

また、一部では案内所の場所が分かりづらいことや、パンフレット等の配置が整理されていないなど、利用者が観光情報を入手しにくい状況も見られる。

▼山形県内「道の駅」における観光情報の提供状況



▼観光情報の提供状況の例



○駅長会議意見

- ・周辺の観光施設と一体化した取組みや「道の駅」間が連携したイベントなど、「道の駅」の集客強化につながる取組みが必要
- ・旅行者が観光施設と「道の駅」の間を相互に行き来するような関係が構築できるように、「道の駅」には観光案内の拠点化が求められている。

(※) 日本政府観光局（JNTO：Japan National Tourism Organization、正式名称：独立行政法人 国際観光振興機構）は、訪日外国人旅行者の誘致に取り組んできた日本の公的な専門機関であり、全国の外国人受入体制の整った観光案内所を認定しサポートを行っている。
 また、案内所の区分として、立地、機能等により3つのカテゴリー及びパートナー施設に分け、認定を行っている。
 (平成27年12月現在)

カテゴリー3	36	常時英語による対応が可能。その上で、英語を除く2以上の言語での案内が常時可能な体制がある。全国レベルの観光案内を提供。原則年中無休。Wi-Fiあり。ゲートウェイや外国人来訪者の多い立地。
カテゴリー2	154	少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐。広域の案内を提供。
カテゴリー1	463	常駐でなくとも何らかの方法で英語対応可能。地域の案内を提供。
パートナー施設	89	観光案内を専業としない施設であっても、外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲があり、公平・中立な立場で地域の案内を提供。
計	742	

山形県内では、カテゴリー2（1箇所）、カテゴリー1（3箇所）、パートナー施設（2箇所）があり、「道の駅」では、「いいで」「寒河江」がカテゴリー1に認定されている。

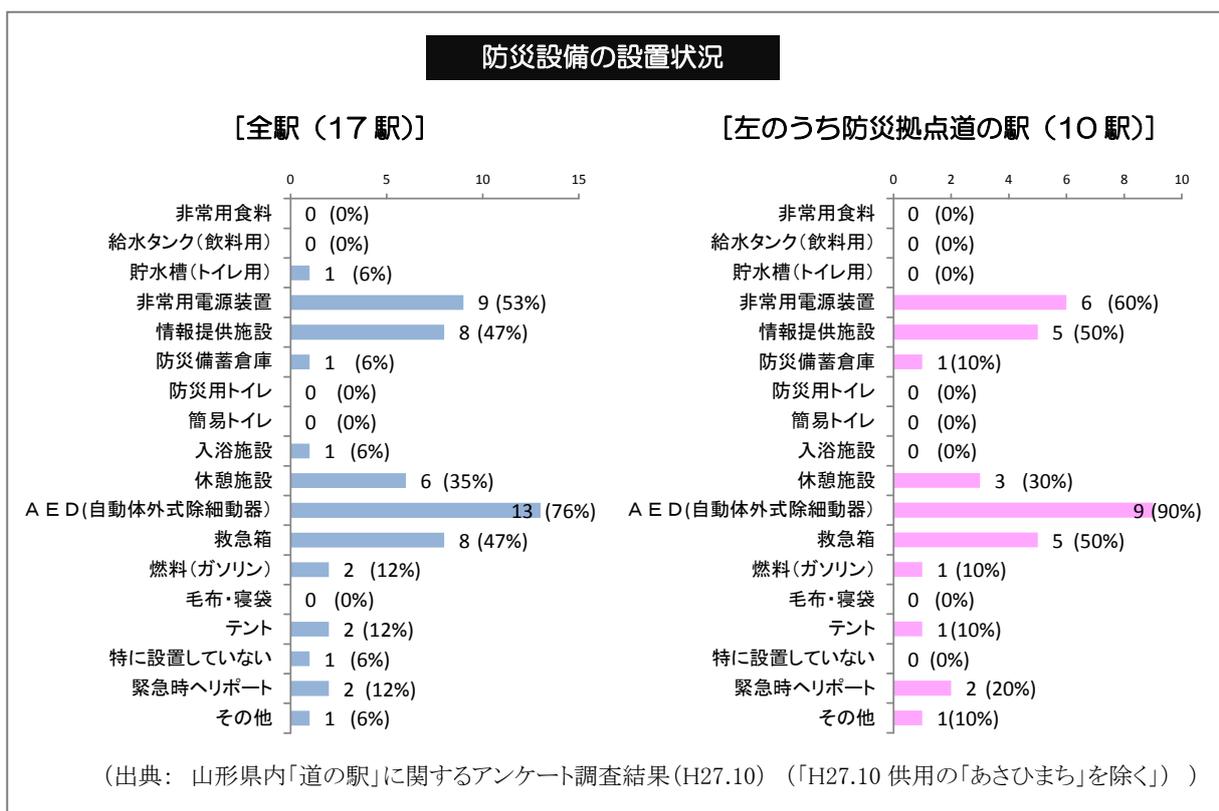
(出典：JNTO ホームページ)

その他の機能 ① 防災設備や備蓄が十分ではない

県内では、10 駅が市町村地域防災計画で防災拠点として位置付けられている。

防災設備の設置状況としては、県内「道の駅」全般として、AEDや非常用電源装置等は概ね半数程度で備えられているが、防災用トイレや貯水槽（トイレ用）、非常用食料、毛布等はほとんど無く、防災拠点と位置付けられている「道の駅」においても同様の傾向があり、防災設備が十分に整備されていない状況がある。

▼山形県内「道の駅」における防災設備の設置状況



○駅長会議意見

- ・非常時には、誰でも受け入れられる体制を取りたいと考えている。

○山形のみちづくり評議会

- ・震災の教訓もあり、近年は、防災機能を持った「道の駅」が増えてきている。ビジョンの中で防災機能を明確に位置付けていくべきであり、県内の主要な「道の駅」については、防災拠点としての整備を進めることが望ましい。

▼防災機能を発揮している「道の駅」の事例



情報装置



非常電源



■東日本大震災では、広域防災拠点として
高度な防災機能を発揮
（「道の駅」遠野風の丘）



井戸



備蓄設備



■「道の駅」上品の郷 と石巻市による
災害時における支援協力に関する協定



トイレ(簡易)



ヘリポート

■代表的な防災設備の例

(出典：社会資本整備審議会道路分科会第47回基本政策部会(平成27年4月8日)資料より)

- 「道の駅」が、自衛隊の活動拠点や住民の避難場所、水、食料、トイレを提供する貴重な防災拠点として機能。
(防災拠点化のために自家発電設備を備える駅では、停電時にも24時間開所する等により機能)

自衛隊の復旧支援活動の拠点として機能する道の駅「津山」



東日本大震災における「道の駅」利用の具体例

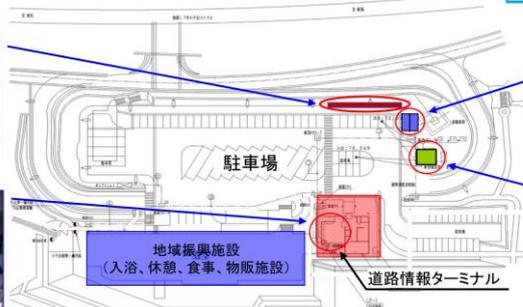
道の駅名	所在地	路線名	対応の例
三本木	宮城県大崎市	4号	・自家発電により24時間開館し、おにぎり、菓子等を提供。情報館にて避難者を受け入れ。
津山	宮城県登米市	45号	・自衛隊やレスキュー隊の前進基地、支援隊員への炊き出しの実施。南三陸町のホテル客が避難。
ふくしま 東和	福島県二本松市	349号	・おにぎり等食料、トイレ、給水サービスを提供。避難住民1500人を受け入れ。
喜多の郷	福島県喜多方市	121号	・給水サービス、食事販売、日帰り温泉施設を被災住民に無料開放。
南相馬	福島県南相馬市	6号	・避難所として開放、災害応援の拠点として機能。
ひらた	福島県平田村	49号	・避難住民に無料で電源、水を提供。村内の病院や避難所に食材を供給。

防災拠点機能の整備事例(道の駅「ちぢみの里おぢや」)

○非常用常設トイレ



○情報提供装置



○路線名：一般国道17号
○所在地：新潟県小千谷市

○防災備蓄倉庫



○非常用発電装置



(出典：内閣府 経済財政諮問会議 第4回地域経済に関する有識者懇談会(平成25年9月2日)資料より)

その他の機能

② 多様な機能や独創的な機能を併せ持つ「道の駅」は少ない

県内「道の駅」は多くが幹線国道に面していることもあり、産直・物販施設を併設して集客効果を上げているが、その他の多様な機能や独創的な機能を併せ持つ「道の駅」は少ない。

他県では、特に地方部において、複数の生活サービスを集約して提供する「小さな拠点」や、学習機能、創作・体験機能等、プラスαの機能を持つ「道の駅」が増えてきている。

○山形のみちづくり評議会

- ・近年、「道の駅」の機能は多様化しており、付加すべき機能を柔軟に考えることが必要
- ・独自性がある「道の駅」として、公共施設と一体となった「道の駅」や、交流促進の取組み（大学と連携した職業体験等）を進める「道の駅」が県内にもさらに増えていくことが望ましい。
- ・計画段階から地域住民も議論に参加して「道の駅」づくりに加わることで、地域の特徴を活かした魅力ある「道の駅」になるのではないかと。

▼多様な機能や独創的な機能を持つ「道の駅」の事例

【小さな拠点を形成する「道の駅」の事例：「道の駅 美山ふれあい広場」】

- 地域の高齢化に対応し、診療所、保健福祉センター、役場機能など、多様な住民サービスをワンストップで提供
- 後背地の集落から、コミュニティバスによるアクセスを確保し、地域を支える「小さな拠点」として機能



「道の駅 美山ふれあい広場」
(京都府南丹市)

(出典：平成 28 年度道路関係予算概算要求概要(平成 27 年 8 月国土交通省))

道の駅「からむし織の里しょうわ」の事例

◆伝統工芸の職業体験を通じた移住促進



- 伝統工芸の職業体験をする「織姫体験生制度」を実施
- 体験生は住民票を移すとともに、住宅を村が用意

※国選定保存技術
「からむし織」

- ・「織姫体験生制度」を習得した102名のうち、約4割が会津地方に移住
- ・そのうち11名が地元住民と結婚

「道の駅 からむし織の里しょうわ」
(福島県昭和村)

(出典：社会資本整備審議会道路分科会 第13回国土幹線道路部会(平成 26 年 9 月 19 日)資料)

第4章 「やまがた道の駅ビジョン2020」の基本的考え方

第2章における「道の駅」の新たな展開、第3章における山形県の「道の駅」現状と特徴・課題を踏まえ、本章では、「やまがた道の駅ビジョン2020」の基本的考え方を示す。

(1) 基本目標

本県的高速道路整備率が8割となり、東京オリンピックが開催される2020年代初頭までに、山形らしい魅力ある「やまがた道の駅」を現在の18駅から30駅程度に増やし、活用することにより、観光振興、地域の産業振興等による『やまがた創生』に資する。

【解説】

平成28年2月末現在、本県的高速道路の供用率は僅か60%であり、全国の84%、東北の83%に比べ著しく低い。しかし、その整備は、現在、急速に進んでおり、東京オリンピックが開催され、多くの外国人旅行者が訪日する2020年(平成32年)までに、整備率が80%に達する見込みとなっている。特に、福島～米沢が無料の東北中央自動車道で結ばれることから、本高速道路を使い、首都圏から本県及び北東北に向かう観光客が飛躍的に増加することが期待される。

その一方で、高速道路のIC間における観光地が素通りされてしまうことも危惧されることから、「道の駅」をインバウンド対応も含めた観光拠点として位置付け、高速道路の利用者をいったんIC近傍の「道の駅」へ誘導し、地域の魅力や情報をふんだんに発信することで、県内津々浦々の観光地を周遊観光してもらうことが必要である。

そのため、山形らしい魅力ある「やまがた道の駅」を近隣の他県並みの30駅程度に増やし、活用することにより、観光振興、地域の産業振興等による『やまがた創生』に資することを基本目標とする。

なお、人口減少対策としての『やまがた創生』に資する施策としては、観光振興、地域の産業振興のみならず、役場や診療所等が集積した“小さな拠点”(第5章P5-13参照)の形成、移住者対策、高齢者対策等の地域福祉の向上を目指すものも含まれる。しかし、本県には、これまで、地域福祉の向上に重点を置いた「道の駅」は存在せず、アンケート結果(第3章P3-4参照)より、地元住民より観光客をターゲットとした「道の駅」が8割強である。

そのため、本ビジョンでは、食産業王国であり様々な観光資源に富んだ本県の長所を最大限に伸ばすことを、「やまがた道の駅」を活用した『やまがた創生』の基本戦略とした。

ただし、本章(3)2)の【解説】や(4)5)で後述するように、地域福祉の向上のために、「道の駅」を活用することも推奨する。

(2)「やまがた道の駅」の配置の考え方

「やまがた道の駅」の新設や移設に当たっては、主に、次の事項に考慮して配置を検討する。

- 1) 地域間のバランスをとること
- 2) 高速道路等からのアクセスがいいこと
- 3) 他の「道の駅」や類似の施設から一定の間隔を保つこと

【解説】

1) 地域間のバランスをとること

平成 27 年 10 月 1 日現在、最上地方の「道の駅」は 1 駅しかないなど、地域間に偏り(アンバランス)が見られるため、できるだけ偏りを解消していくことを目指す。

東日本大震災以降、防災インフラとしての「道の駅」の役割が強く認識されており、「道の駅」をバランス良く配置していくことは、防災拠点の適正配置という観点からも重要である。

2) 高速道路等からアクセスがいいこと

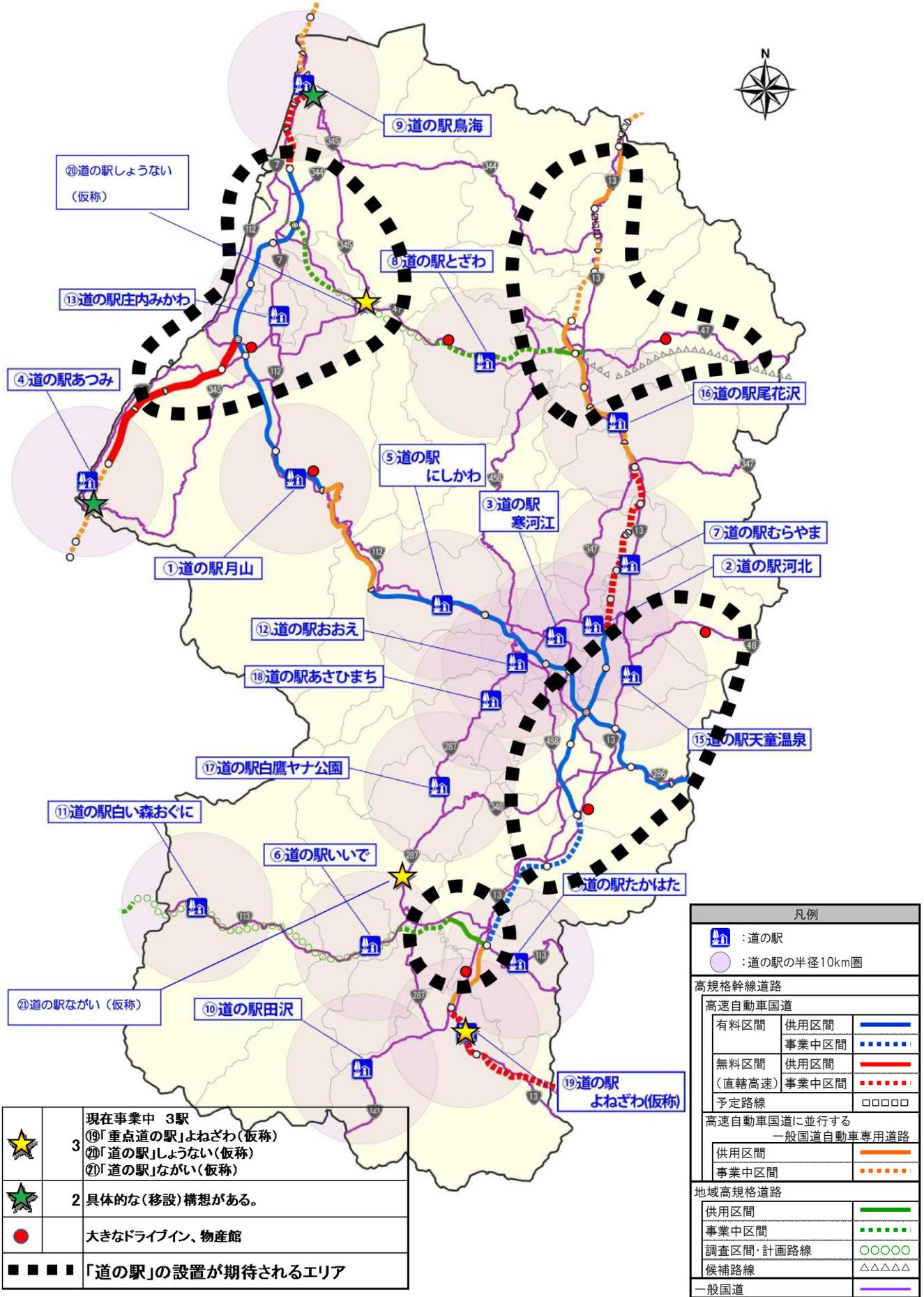
第 3 章で示したように、本県の「道の駅」は幹線国道に集中しているのが特徴である。今後、本県の高速道路網は急速に整備が進み、来県する観光客の利用も急増することが見込まれるため、無料の高速道路の休憩施設を兼ねた道の駅等、できる限り高速道路や地域高規格道路 I C 近傍に配置される「道の駅」が望ましい。

ただし、『やまがた創生』に資するため、人口減少対策の観点から“小さな拠点”を形成するなど、主として地域センター型(第 2 章 P2-8 参照)の機能を有する「道の駅」を中山間地等に整備する場合においては、必ずしもこの限りではない。

3) 他の「道の駅」や類似の施設から一定の間隔を保つこと

「道の駅」同士が競合しないよう、「道の駅」の配置を計画する場合は、最寄りの「道の駅」と一定(できれば 10 km)以上の間隔を保つことはもちろん、「道の駅」と同程度の休憩機能を持つ既存の大型ドライブインや観光物産館並びに産直施設との位置関係にも十分に考慮する必要がある。

「道の駅」配置構想図



★	現在事業中 3 駅 ⑨「重点道の駅」よねざわ(仮称) ⑳「道の駅」しょうない(仮称) ㉑「道の駅」ながい(仮称)
★	2 具体的な(移設)構想がある。
●	大きなドライブイン、物産館
■ ■ ■ ■	「道の駅」の設置が期待されるエリア

凡例	
	:道の駅
	:道の駅の半径10km圏
高規格幹線道路	
高速自動車国道	
有料区間	供用区間
	事業中区間
無料区間	供用区間
(直轄高速)	事業中区間
予定路線	
高速自動車国道に並行する 一般国道自動車専用道路	
供用区間	
事業中区間	
地域高規格道路	
供用区間	
事業中区間	
調査区間・計画路線	
候補路線	
一般国道	

(3)「やまがた道の駅」が目指すべき将来像（ビジョン）

山形らしい魅力ある「やまがた道の駅」が、2020年代初頭までに目指すべき将来像（ビジョン）は次の5つであり、これらを実現することにより、「まず寄ってもらい、次に巡ってもらう」ための「地域に根付いた」道の駅になることを目指す。

- 1) 「山形らしい」基本機能を有する「道の駅」
- 2) 各々が独自性を持つ「道の駅」
- 3) 互いに連携する「道の駅」
- 4) 誰もが行きやすい「道の駅」
- 5) 誰もが参加できる「道の駅」

【解説】

○「まず寄ってもらい、次に巡ってもらう」

(2)の配置の考え方に基づき、(1)の基本目標で掲げた30駅程度まで「道の駅」の数だけを増やすだけでは不十分であり、観光振興等による『やまがた創生』に資するためには、「道の駅」を観光交流拠点として‘活用’するための戦略を持つことが必要である。

まず「道の駅」に寄ってもらうため、「道の駅」自体が魅力を持つとともに、次に県内津々浦々の観光地を巡ってもらうため、観光スポットに加え、優れた景観ポイントや地域の伝統・文化行事、体験農園などの地域の誇れる魅力を積極的に発信していくことが重要である。

○「地域に根付いた」

「道の駅」は、地域外から活力を呼ぶ観光交流拠点である一方、設置主体である市町村が中心となり地域の産業振興や地域福祉の向上に貢献する場としての役割も有している。

「道の駅」を将来的に継続して活用していくためには、地域の人々から愛され支持されることが第一であり、そのため地域の課題やニーズを踏まえた機能の強化や、地域が主体となった運営体制の構築が必要である。また、「道の駅」が地域内外の人々の交流の場になるためには、「道の駅」が地域の人々としっかり繋がり、地域の様々な情報を手軽に発信できることが重要である。

1)「山形らしい」基本機能を有する「道の駅」

- 「ひとにもくるまにも優しい休憩機能」、
- 「初めて日本、やまがたを訪れる人を助ける情報発信機能」、
- 「やまがたを発信し、新たな仕事を生む地域連携機能」、
- 「いざという時、頼りになる防災機能」

という4つの基本機能を有する「道の駅」を目指す。

なお、詳細は(4)「山形らしい」基本機能を参照のこと。

2) 各々が独自性を持つ「道の駅」

設置者である市町村や駅長等が中心となり、この「道の駅」でしか味わえない、入手できない、体験できないなど、各々の「道の駅」においてオンリーワンの取組みにより独自性を磨き、それを広く発信していくことで、各々が「行ってみたい道の駅」になることを目指す。

また、地方創生の観点から、各市町村において、主として地域福祉の向上等を目指す地域センター型(第2章 P2-8 参照)の独自性を持つ「道の駅」を整備することを推奨する。

3) 互いに連携する「道の駅」

山形県や山形「道の駅」連絡会が中心となり、本ビジョンに則り、「山形らしい」基本機能を底上げし、連携施策を展開することにより、「やまがた道の駅」全体としての魅力の向上とブランド化を目指す。

また、「道の駅」同士の連携に加え、県内の主な産直施設や観光案内所、大型ドライブインなどとも連携し、情報提供することにより、「道の駅」の空白地帯を補完するとともに、連携施策の相乗効果の発現を目指す。

4) 誰もが行きやすい「道の駅」

道路管理者や山形県が中心となり、案内標識の増設・改善等による高速道路等から最寄りの「道の駅」までの体系的な案内や、分かりやすいドライブマップの提供等を行うことにより、外国人を含めた来県者やカーナビを利用しない運転者など、誰もが、迷わずに安心して行ける「道の駅」になることを目指す。

5) 誰もが参加できる「道の駅」

設置者である市町村や駅長等が中心となり、「道の駅」を地域住民の雇用の場としてだけでなく、誰もが気軽に出品や情報提供などを行うことができ、企画運営へも参加できる仕組みを構築するなど、地域住民の交流の場として、地域全体で育て、造りあげる「道の駅」になることを目指す。

(4)「山形らしい」基本機能

『「山形らしい」基本機能』を次のとおり設定する。

1) ひとつにもくるまにも優しい休憩機能

お年寄り、子供・赤ちゃん、外国人など全ての利用者にとって快適なトイレ環境を整える。

また、電気自動車を安心して利用できるように、EV用急速充電器を完備する。

さらに、車中泊の需要が見込まれる「道の駅」については、車中泊専用エリア（RVパーク）を整備し、ごみ投棄や電気の無断使用などの問題を解決する。

【主な施策目標】

- | | | | | |
|----------------------|----|-----|---|------|
| ・ トイレの洋式化・多機能化 | 目標 | 3 駅 | → | 全駅 |
| ・ EV用急速充電設備の整備 | 目標 | 全駅 | → | 全駅 |
| ・ 車中泊専用エリア(RVパーク)の整備 | 目標 | 1 駅 | → | 10 駅 |

2) 初めて日本、やまがたを訪れる人を助ける情報発信機能

インバウンド対応として、訪日外国人旅行者が無料でインターネットにアクセスし、必要な情報を取得できるようにするとともに、施設の案内表示の多言語化及び記号（ピクト）表示化を進める。また、土地勘がなく、特に雪国での運転に不慣れな旅行者に対して、豪雨・雪崩等による通行止めや、路面凍結・地吹雪等に関する情報を迅速に提供することにより、安心して運転できるようにする。

【主な施策目標】

- | | | | | |
|--------------------|----|-----|---|----|
| ・ Wi-Fi環境の整備 | 目標 | 9 駅 | → | 全駅 |
| ・ 通行止め・路面凍結情報の情報提供 | 目標 | 9 駅 | → | 全駅 |

3) やまがたを発信し、新たな仕事を生む地域連携機能

山形の最大の強みである「食」を提供するため、伝統野菜等、各地域ならではの食材を出品するとともに、「道の駅井」やオリジナルのジュース・スイーツなど、共通して取組むテーマを設定し、各駅が独自商品を開発・提供していく。

【主な施策目標】

- | | | | | |
|-------------------|----|------|---|------|
| ・ 伝統野菜の出品 | 目標 | 3 駅 | → | 10 駅 |
| ・ 地域食材を使ったメニューの提供 | 目標 | 12 駅 | → | 全駅 |

県産品や6次産業化によって新たに生産される商品を県外客に提供する地域アンテナショップを兼ねた物販を展開する。また、県産農産物等を使用した人気が高い土産品（菓子）の県内製造割合が低いことから、その割合を増やす。

【主な施策目標】

- | | | |
|----------------|----|---------------|
| ・ 物販における県産品の割合 | 目標 | 全駅で県産品（菓子）5割超 |
|----------------|----|---------------|
- 県産品の定義：県内工場で生産された完成品（山形県 商業・県産品振興課 HP）

全ての「道の駅」において観光案内所(第5章 P5-9 参照)を設置し、全県の観光案内を分担して行うことにより、観光拠点としての「道の駅」の地位を確立し、旅行者が必ず立ち寄るようにする。

また、ゲートウェイやインバウンド観光の拠点となる「道の駅」では、広域案内や外国人向け案内を実施する。

【主な施策目標】

- ・ 観光案内所の整備 目標 10駅 → 全駅

以上の取組みの他、「道の駅」を“地域を知る学びの場”として捉え、地域の歴史、文化、産業等に関する情報を積極的に発信する。

4) いざという時、頼りになる防災機能

「山形県強靱化計画」においても、「道の駅」の防災拠点化を推進していくこととしており、地域防災計画に位置付けられた「道の駅」については、その役割を確実に発揮できるよう、必要な防災設備等を整備する。

【主な施策の例】

- 避難所の例：災害用トイレ・自家発電装置等の整備、毛布・食料等の備蓄
- 防災拠点の例：耐震貯水槽、ヘリポート(防災対策離着陸場)等の整備

5) 機能の多様化

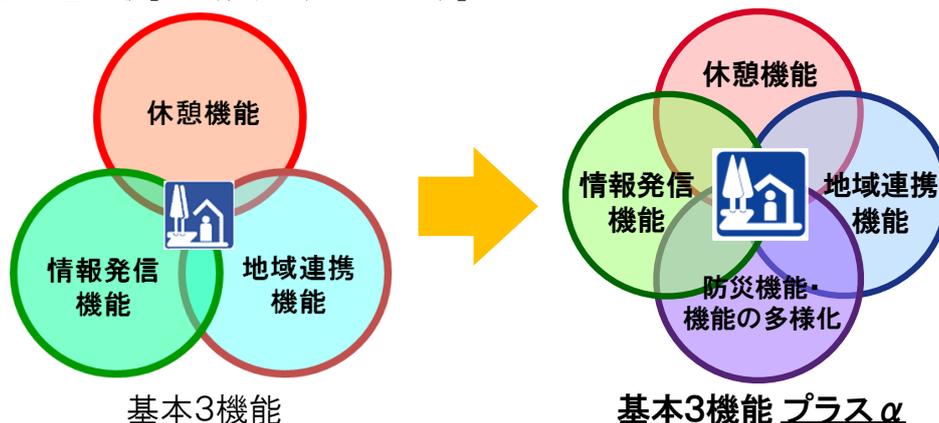
～「やまがた創生」に資する独自の取組みの展開～

上記1)～4)の機能に関わるもの以外で、県が策定した「やまがた創生総合戦略」や各市町村が策定した地方創生総合戦略に位置づけられた施策を実施する場として、例えば、主として地域福祉の向上等に資する地域センター型(第2章 P2-8 参照)の「道の駅」等の整備を推奨する。

【取組みの例】

- 直売所やレストラン、加工所、体験農園等の6次産業化の取組みが集積する「アグリランド構想」における「道の駅」の活用
- 公民館、学校、空き家等を活用し、地域課題の解決を図る多様な活動の拠点形成における「道の駅」の活用
- 元気な高齢者が活躍できる活動拠点・居場所の創出における「道の駅」の活用
- 「道の駅」内もしくは周辺に、診療所や高齢者福祉施設等の生活サービスを集約し、地域の課題を解決する“小さな拠点”(第5章 P5-13 参照)の整備

【多様化する「道の駅」の機能 (イメージ)】



第5章 「山形らしい」基本機能を実現するための具体的な施策と留意事項

第4章でとりまとめた「山形らしい」基本機能の主な施策別に目標を設定し、機能実現のための具体的な取組み及び留意事項を示す。

ひとにもくるまにも優しい 休憩機能	①トイレの洋式化・多機能化	目標 3駅→全駅
----------------------	---------------	----------

【将来像】

お年寄り、子供・赤ちゃん、外国人など全ての利用者にとって快適なトイレ環境を整える。

【具体的な取組みの例】

「山形らしい」基本機能として取り組むべきもの（◎必須、○実施すべき、△検討）

◎洋式化・高機能化 (高機能：温水洗浄便座)	全数の洋式化・高機能化を必須とする。
◎多機能化 (車イス・オストメイト対応)	高齢者・障がい者が円滑に移動できる環境に配慮した多機能トイレを整備する。
○多目的室、便利施設 (おむつ替えベッド、授乳室、 子供用足置き台等)	利用状況等を踏まえ検討する。
○トイレ看板の一元化	山形県内「道の駅」共通で独自にデザインした看板(サイン)を設置する。
△パウダールーム	利用者の要望等を踏まえて検討する。

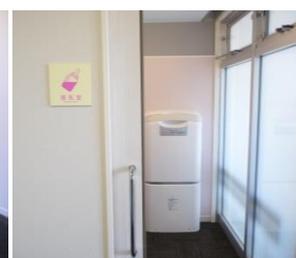
▼洋式化の例



▼多機能化の例



▼多目的室の例



▼パウダールームの例



【留意事項】

トイレを清潔に、快適に利用していただくため下記に留意する。

- ・ 防寒対策として、トイレはなるべく施設内に配置し、トイレを単独で設置する場合は、風除室等を設置することが望ましい。
- ・ 清潔なトイレを維持するための清掃活動を強化することが望ましい。
- ・ トイレの配置については、情報提供施設や観光案内コーナーが利用しやすい動線となるよう検討する。
- ・ おむつ交換場所や授乳室は、単に専用の場所を用意だけでなく、冷暖房完備や授乳用のお湯を準備するなどにより、快適な環境づくりに配慮することが望ましい。

ひとにもくるまにも優しい 休憩機能	②EV用急速充電設備の整備	目標 全駅→全駅
----------------------	---------------	----------

【将来像】

県内で電気自動車を安心して利用できるように、EV用急速充電設備を完備する。

【具体的な取組みの例】

「山形らしい」基本機能として取り組むべきもの（◎必須、○実施すべき、△検討）

◎EV用急速充電設備の設置	県内全ての「道の駅」に設置する。
○案内板、路面表示の設置	急速充電設備設置場所への案内板、路面表示を設置する。

▼EV用急速充電設備の例



【留意事項】

EV用急速充電設備の整備において、下記に留意する。

- ・安全上、他の車が進入できないようにEV専用スペースを確保する必要がある。
- ・同じ時間帯に利用者が重なった場合を想定し、待機スペースの確保にも配慮することが望ましい。
- ・積雪時に設備・専用スペースが雪で埋もれないよう屋根を設置することが望ましい。
- ・初めて利用する方も使用方法がわかるように設備はなるべく管理人が常駐する施設の近くに設置し、設備の近くに使用説明を掲載することが望ましい。
- ・「道の駅」を含む県内の設置場所について情報提供を行う必要がある。
- ・プラグインハイブリッド車（PHEV）用充電設備及び水素ステーションは、それに対応した車の今後の普及状況を踏まえ設置を検討することが望ましい。

ひとにもくるまにも優しい 休憩機能	③車中泊専用エリア（RVパーク） の整備	目標 1 駅→10 駅
----------------------	-------------------------	----------------

【将来像】

車中泊の需要が見込まれる「道の駅」については車中泊専用エリア（RVパーク）を整備し、ごみ投棄や電気の無断使用などの問題を解決する。

【具体的な取組みの例】

「やまがた道の駅」の基本機能として取り組むべきもの（◎必須、○実施すべき、△検討）

◎専用駐車スペースの確保	余裕がある駐車スペースとする。 (W3.0m×L6.0m以上を基本、目安は4台分)
◎100V電源の設置	駐車スペースごとに1箇所設置する。
○専用のごみ捨て場の設置	ごみが投棄されないよう設置する。
△防犯灯、防犯カメラの設置	必要に応じ検討する。
△簡易的な入浴施設（シャワー・コインランドリー等）の設置	必要に応じ検討する。

▼車中泊専用エリア(RVパーク)の例



【留意事項】

車中泊専用エリア（RVパーク）の整備・運用にあたっては下記に留意する。

- ・ 温泉施設が近隣にあることが望ましい。
- ・ 駐車スペースでの調理等で火気使用は不可とする。炊事場は設置しない。
- ・ 予約受付、利用料金の徴収などの業務が生じる。
- ・ 立地場所によっては周辺住民からの苦情対策（深夜騒音への配慮等）が必要となる。
- ・ 日本RV協会が任意に定める定義(条件)を満たし、RVパークとして認定された場合は協会のHPに掲載され、RVパークとしての認知向上に繋がる。

初めて日本、やまがたを訪れる人を助ける情報発信機能

①Wi-Fi環境の整備

目標 9駅→全駅

【将来像】

インバウンド対応として、訪日外国人旅行者が無料でインターネットにアクセスし、必要な情報を取得できるようにするとともに、施設の案内表示の多言語化及び記号(ピクト)表示化を進める。

【具体的な取組みの例】

「やまがた道の駅」の基本機能として取り組むべきもの(◎必須、○実施すべき、△検討)

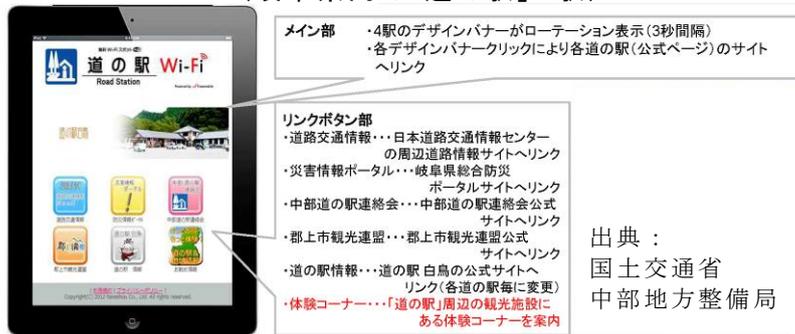
◎無料公衆無線LAN(Wi-Fi認証)設備の設置	県内全ての「道の駅」に設置する。
◎Wi-Fiスポット案内表示	県内全ての「道の駅」に表示する。
○各駅固有のポータルサイトの作成・多言語化	できるだけ多くの「道の駅」で導入し、より多くの地域情報(観光客へのPR含む)を多言語で発信する。
○「道の駅」ポータルサイトの連携	観光情報などより広域に発信できるように、できるだけ多くの「道の駅」間が連携し、情報を発信する。

▼ポータルサイトの整備事例(長野県辰野町)



出典：総務省

▼「道の駅」無線LAN(Wi-Fi)の展開例(岐阜県内の「道の駅」4駅)



出典：国土交通省 中部地方整備局

Wi-Fi機能付き自動販売機の設置イメージ(「おおえ」の例)▶



【留意事項】

Wi-Fi環境の整備・運用にあたっては下記に留意する。

- ・ Wi-Fiの範囲は、建物内(休憩所、飲食場所等)をカバーすることが望ましい。
- ・ 自動販売機を利用したWi-Fi自販機等の整備方法もある。
- ・ Wi-Fiスポット案内は、インバウンド対応として、共通ロゴの設定、多言語表示、地図表示への対応を図る必要がある。
- ・ ポータルサイトの運用は、コスト削減の観点から既存のホームページ等を活用する。
- ・ サイトの利便性・認知向上を図るため、自治体・近隣「道の駅」と連携しコンテンツの充実(情報の一元化)を図り、多言語で情報を発信する。

初めて日本、やまがたを訪れる人を助ける情報発信機能	②通行止め・路面凍結等の情報を提供	目標 9 駅→全駅
---------------------------	-------------------	-----------

【将来像】

土地勘が無く、特に雪国での運転に不慣れな旅行者に対して、豪雨・雪崩等による通行止めや、路面凍結・地吹雪等に関する情報を迅速に提供することにより、安心して運転できるようにする。

【具体的な取組みの例】

「やまがた道の駅」の基本機能として取り組むべきもの（◎必須、○実施すべき、△検討）

◎道路交通情報の提供装置	規制情報や路面情報を迅速に提供できる道路交通情報の提供装置を県内全ての「道の駅」に設置する。
○大型モニターの設置	土地勘のない道路利用者に道路交通情報をわかりやすく提供できるよう大型モニターを設置する。
△ライブカメラ情報の提供	地域の気象状況、利用者の要望等を踏まえて検討する。

▼大型モニターの例
（「いいで」）



▼情報提供端末の例
（「寒河江」）



▼トイレの動線上にある情報コーナーの例（「尾花沢」）



【留意事項】

情報を提供する環境の整備・運用にあたっては下記に留意する。

- ・ 「道の駅」の利用者の動きは、駐車場からトイレへ行き、産直・物販等を見て駐車場へ戻るといったのが一般的である。情報提供装置は利用者が利用しやすい動線上に配置する必要がある。
- ・ 情報発信内容は、通常時は観光情報や地域PR動画等、緊急時（豪雨豪雪・災害発生時等）は災害情報と、状況に応じたニーズの高い情報を発信する必要がある。
- ・ 情報提供者側は、自治体・道路管理者・関係機関（観光関連機関等）が連携し、発信情報内容を選定する必要がある。
- ・ 情報提供装置は提供される項目がわかるよう案内表示を設けることが望ましい。
- ・ 情報収集の需要の高い箇所（特に気象状況で1日の行動が大きく左右される豪雪地帯）は、大型モニターから既存のライブカメラ情報を提供できることが望ましい。
- ・ 道路管理者は必要に応じ道路のライブカメラ設置箇所の増設を検討する。

やまがたを発信し、新たな仕事を 生む地域連携機能	①伝統野菜の出品	目標 3 駅→10 駅 (伝統野菜の出品)
-----------------------------	----------	--------------------------

【将来像】

山形の最大の強みである「食」を提供するため、伝統野菜等、各地域ならではの食材を出品する。

【具体的な取組みの例】

「やまがた道の駅」の基本機能として取り組むべきもの(◎必須、○実施すべき、△検討)

◎伝統野菜等、地元食材を そろえて販売する	伝統野菜を生産している地域における全ての「道の駅」で実施する。
○誰もが出品できる環境づくり	個人の出品も含め、出品時の設置枠、品質、量、時間、費用などのルールづくりや出品環境を整備する。
○商品説明、レシピ紹介	来訪者が興味を惹く手書きの商品説明やレシピを付けるなど雰囲気づくりに努める。
△直売所の増改築	利用者及び生産現場の要望等を踏まえて検討する。

▼地域にあった施設規模・雰囲気を意識した産直の取組み例(「道の駅」清水の里鳥海郷)



自地域産へのこだわり
冬場の品揃えが悪い時は、地元の塩蔵山菜や雪中野菜、加工品などで補う等、自地域産を基本とした持続的な経営を目指す。

▼やまがた伝統野菜(例)



出典：おいしい山形ホームページ

【留意事項】

食材の出品・運営にあたっては下記に留意する。

- ・ 他の「道の駅」及び既存の産直施設との差別化・共存を図るために、独自性をもった伝統野菜などの商品をそろえることが必要。

やまがたを発信し、新たな仕事を生む地域連携機能	②地域食材を使ったメニューの提供	目標 12駅→全駅
-------------------------	------------------	-----------

【将来像】

「道の駅井」やオリジナルのジュース・スイーツなど共通して取組むテーマを設定し、各駅が独自商品を開発・提供していく。

【具体的な取組みの例】

「やまがた道の駅」の基本機能として取り組むべきもの（◎必須、○実施すべき、△検討）

◎独自商品の開発	地域食材を使った独自商品を開発・提供する。
○合同イベント・スタンプラリーの開催	利用者ニーズや駅長会議による検討を踏まえ、「道の駅」間の連携イベント等を開催し、地元食材のPRに努める。
○地元の大学・高校との連携による商品開発やイベント開催	地元の大学や高校などと連携して、独自商品の開発・提供、イベントの開催を行う。
△商品開発に関わる人材育成支援	各「道の駅」が連携し、人材を育成・確保するよう検討する。

▼「道の駅井」の取組み例

どんぶり対決を通じて、地元の食材を使った独自商品をPR

各駅の独自性を引き出し、「道の駅」同士の連携・共存を図るとともに、道の駅間が連携したイベントを通じて、地元食材のPRの場としている。

(秋田県内・環鳥海地域)

▼県内道の駅の特徴ある取組み例

- ・季節を重視したメニュー（例 鱈定食、海鮮丼など）の提供 [あつみ]
- ・蕎麦やバラに関連したメニューの販売 [むらやま]
- ・鮎を使った豊富なメニューの提供 [白鷹ヤナ公園]

出典：山形県内「道の駅」に関するアンケート調査結果(H27.10)

【留意事項】

商品の開発・提供及び運営にあたっては下記に留意する。

- ・ 地域食材を使用したメニュー等はレシピの紹介、独自商品は原材料の調達から製造に至るまでの製造工程紹介など、来訪者が興味を惹く工夫に努める。
- ・ スタンプラリーの開催は、「道の駅」間の連携・認知向上に繋げることを狙いとし、イベントの開催と合わせて「道の駅」間の連携を図りつつ、商品のPRに努める。
- ・ 野菜ソムリエやシェフ等、食について専門知識を有す人材は商品開発を行う上で必要となるため、地元にはない場合は他地域の方と連携した取組みを検討する。

やまがたを発信し、新たな仕事を生む地域連携機能	③物販における県産品の割合	目標 全駅で県産品 (菓子) 5割超
-------------------------	---------------	-----------------------

【将来像】

県産品や6次産業化によって新たに生産される商品を県外客に提供する地域アンテナショップを兼ねた物販を展開する。また、県産農産物等を使用した人気が高い土産品（菓子）の県内製造割合が低いことから、その割合を増やす。

【具体的な取組みの例】

「やまがた道の駅」の基本機能として取り組むべきもの（◎必須、○実施すべき、△検討）

◎ 6次産業化等による県産品の開発・販売	6次産業化等によって新たに県産の商品開発を行い、生産する商品を「道の駅」で試験販売（アンテナショップ）する。好評を得た商品は地域全体で販売する。
△製造加工所等の誘致	生産現場の要望等を踏まえて検討する。
△製造拠点施設の整備・改修	生産現場の要望等を踏まえて検討する。

▼地域特産品を生かした6次産業化の例（「道の駅」とみうら）

地域特産品「びわ」を活かしオリジナル商品開発、びわ農家の経営安定



出典：国土交通省

【留意事項】

物販の展開にあたっては下記に留意する。

- ・ 冬期間の農産品が少なくなる時期においても品ぞろえを増やし、集客できるよう6次産業化等による商品開発を進める必要がある。
- ・ 「道の駅」での試験販売で好評を得た商品は、地域の商店の活性化を図るため、地域全体で販売するようにする。

やまがたを発信し、新たな
仕事を生む地域連携機能

④観光案内所の整備

目標 10駅→全駅

【将来像】

全ての「道の駅」において観光案内所^(※)を設置し、全県の観光案内を分担して行うことにより、観光拠点としての「道の駅」の地位を確立し、旅行者が必ず立ち寄るようにする。

また、ゲートウェイやインバウンド観光の拠点となる「道の駅」では、広域案内や外国人向け案内を実施する。

【具体的な取組みの例】

「やまがた道の駅」の基本機能として取り組むべきもの（◎必須、○実施すべき、△検討）

◎観光案内所の設置	できる限り有人の案内所を設置する。
◎観光情報の提供	観光パンフレットの配布等により、設置市町村の観光情報は必ず提供し、道の駅がない隣接市町村の情報も提供することが望ましい。県境部の高速道路等ICの近傍など、ゲートウェイとなる道の駅では、できる限り広域エリアの観光情報を提供する。
◎駅長会議等を通じた連携	駅長会議等の場を利用し、各道の駅の観光案内の分担、分かりやすいパンフレット等の配置方法、外国人への対応ルール等を確認する。
◎看板・誘導サインの一元化	山形県内「道の駅」共通で独自にデザインした看板（サイン）を設置する。
○外国人向け観光案内所の設置	外国人の来訪状況を踏まえ、設置を検討する。 （多言語表示に対応した案内板は全箇所で開催する）
△観光案内所配置場所の見直し・改善	必要に応じ検討する。



(※)「やまがた道の駅」における「観光案内所」の考え方

観光案内所には、観光情報及びイベント情報に係るパンフレット等を置く十分なスペース(棚)や応対用のカウンター等があることに加え、観光案内専門のスタッフがなるべく常駐することが望ましい。しかし、常駐スタッフの配置が困難な場合は、販売員などが案内人を兼任し、道路情報や観光情報など、地域に関する問い合わせに、人対人の応対ができる体制が整っていればよいものとする。

【留意事項】

① 観光案内所への確実な誘導

- ・「道の駅」の利用者の動きは、駐車場からトイレへ行き、産直・物販を見て駐車場へ戻るというのが一般的である。新たな観光案内所は、利用者が利用しやすい、これらの動線上に配置するように留意すること。
- ・一方、既設の観光案内所の位置が分かりづらい「道の駅」では、観光案内所看板及び誘導サインの設置等により、確実な誘導を行う必要がある。

② 効果的な観光情報の提供

- ・観光パンフレットは利用者がすぐに欲しい情報を入手できるように、カテゴリ分けに整理して並べるとともに、自治体の観光部局や観光協会等と連携して常に新しい情報を提供できるようにする必要がある。
- ・「道の駅」に来ないと入手できないような旬の観光情報、地域に密着した情報等を積極的に提供することは、集客に有効である。
- ・特にゲートウェイとなる「道の駅」では、県内の観光ガイドブックを販売することも有効である。

③ 観光案内所のスペース確保が困難な場合等の対応策

- ・観光案内所のスペース確保が困難な場合には、必要最小限の観光パンフレットを置くほか、大型モニターを用いた観光情報の提供、「やまがたへの旅」などの観光情報サイトの紹介が特に有効である。また、最寄りの観光案内所等と連携した電話サービスの提供についても検討する。

④ 総合的な観光案内

- ・有人の観光案内所では、必要に応じて、旅行業法に基づく旅行業者としての登録を受けることにより、国内募集型企画旅行などの取扱いが可能となり、「道の駅」においても総合的な観光案内を実施することができる。

いざという時、頼りになる防災機能

【将来像】

山形県強靱化計画においても、「道の駅」の防災拠点化を推進していくこととしており、地域防災計画に位置付けられている「道の駅」については、その役割を確実に発揮できるよう、必要な防災設備等を整備する。

【具体的な取組みの例】

「やまがた道の駅」の基本機能として取り組むべきもの（◎必須、○実施すべき、△検討）

◎災害時の機能の確保 (地域防災計画に位置付けあり)	地域防災計画に位置付けられた役割を発揮するために必要な防災設備等を整備する。 (例)トイレ(仮設・簡易)・自家発電装置・耐震貯水槽等の整備、毛布・非常食・飲料水等の備蓄
○災害時の機能の確保 (地域防災計画に位置付けなし)	地域防災計画に位置付けがない「道の駅」についても、将来の防災拠点化を目指し、市町村が求める役割に応じた防災設備等を整備するのが望ましい。
△ヘリポート(防災対応離着陸場)の設置	ドクターヘリのランデブーポイントや災害時に緊急輸送等に使用する臨時離着陸場(防災対応離着陸場)としてのヘリポートについて、必要に応じ設置(スペースの確保)、又は自動車駐車場と併用する場合の活用ルール等を検討する。
△防災イベントの開催	施設の防災訓練とともに、地域住民の防災啓発に資するイベントや市町村総合防災訓練の開催などを必要に応じ検討する。

▼防災拠点の整備例(新潟県・道の駅パティオにいがた)



平常時①: デイキャンプ



災害時: 後方支援基地



平常時②: ドクターヘリ離着陸場

平常時	災害時
農産物直売所	物資保管庫、ボランティアセンター
農家レストラン	災害支援会議スペース
トイレ、休憩施設、情報施設	災害支援者の宿泊場所

出典：見附市農林創生課

【留意事項】

地域防災計画に位置付けられている「道の駅」は下記に留意する。

- ・ 防災拠点化を図る際は、地域の実情に応じて必要な防災機能を整備する。
- ・ とくに、迂回路がなく道路網が脆弱で孤立する危険性の高い場所に立地する「道の駅」は災害時の一次避難所としての機能確保等、重点的に防災設備を整備する。
- ・ 防災イベントの開催は、地域住民の防災意識を高めることを目的に実施する。

【将来像】

前記の各機能に関わるもの以外で、県が策定した『やまがた創生総合戦略』（交流定住人口の増加、生活環境改善等）や各市町村が策定した地方創生総合戦略に位置づけられた施策を実施する場としての「道の駅」、例えば、主として地域福祉の向上等を「道の駅」を活用して行う地域センター型（第2章 P2-8 参照）の「道の駅」等の整備を推奨する。

【具体的な取組みの例】

『やまがた創生』に資する地域の実情に応じた機能及び取組みの例

小さな拠点機能	地域に根付いた「道の駅」の整備
役場機能	移転相談・ふるさと納税窓口等の設置
コミュニティ機能	公民館、集会所等の活動拠点整備
医療・福祉機能	診療所、介護施設・保養所等高齢者憩いの場、保育園等の整備
生活改善機能	コンビニ機能、郵便・銀行機能（ATM等）の充実
教育・学習機能	地元の大学や高校等の教育機関との連携企画・就労体験の実施
文化振興機能	特産品（伝統工芸）の制作・実演体験の実施
ゲートウェイ機能	高速バス乗り場・パーク&バスライド等の整備、レンタカーサービスの実施

【留意事項】

- ・ 上記に示される取組みはいずれも先進的な取組みであり、「道の駅」の差別化、「道の駅」に行ってみたくなるきっかけとなるものを目指すものである。
- ・ 市町村（運営者）は、失敗を招かないように、他県の先進事例、それを専門とする人材（大学教授等）と協働し、地域に求められる機能・「道の駅」内で必要とされる施設を検討する必要がある。
- ・ 教育・学習機能として、山形の強みである農業を通じた就労体験は移住のきっかけづくりにもなり、移住促進策の1つの選択肢として検討する余地がある。
- ・ 生活改善機能として、観光客や地域住民等、誰もが気軽に利用できるコンビニ・ATM等の設置が望ましいが、既存コンビニや商店等の経営悪化を招かないように共存を図るための配慮が必要である。
- ・ 既存の集会所や介護施設等が老朽化等で施設の改修が必要となった場合、コミュニティ機能や医療・福祉機能を集約する観点として、「道の駅」近隣への移転（小さな拠点の形成に向けた移転支援）を1つの選択肢として検討する。
 なお、小さな拠点_(※)化に向けた「道の駅」への機能集約は、地域住民の利用を主眼としたものであり、人口減少・高齢化が著しく日常生活が困難になりつつある地域での導入が基本となる。

※「小さな拠点」とは

「小さな拠点」による地域づくりとは、小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの生活サービスや地域活動を歩いて動ける範囲でつなぎ、各集落とコミュニティバスなどで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていくような新しい集落地域の再生を目指す取り組みである。

(『集落地域の大きな安心と希望をつなぐ「小さな拠点」づくりガイドブック』より

国土交通省国土政策局)



特に中山間地域等を多く有する本県においては、過疎化対策としても「道の駅」の活用が期待される。

第6章 基本目標及びビジョン達成に向けた方策と関係機関の役割

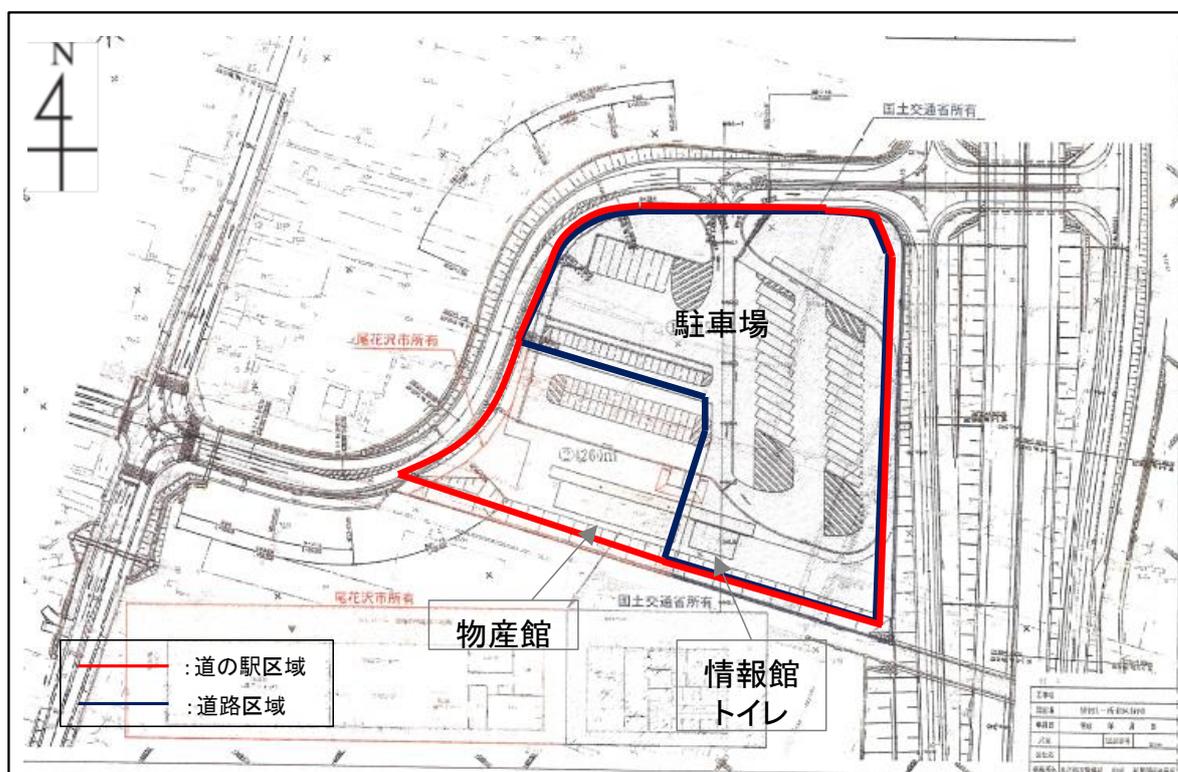
(1) 新たな「道の駅」の整備促進策

1) 一体型による「道の駅」の整備促進

「第3章 P3-3 ②一体型が少ない」で述べたように、東北他県に比べ本県の「道の駅」の数が少ないのは、一体型の整備手法による「道の駅」が少ないことが一因と考えられる。

よって、「第2章 P2-5 (a) 一体型」で示された一体型の配置の考え方を踏まえつつ、本県では特に、無料の高速道路のIC近傍型又は本線直結型などで、広域観光の拠点となる「道の駅」に該当する場合には、設置者である市町村等と、道路管理者である国土交通省、県との間で調整を行い、「一体型」の整備手法を検討することにより、新設または移設による新たな「道の駅」の整備を促進する。

「道の駅」尾花沢 ⇒ 無料高速 IC 近傍型(一体型整備)のイメージ



注) 整備当時は、無料の高速道路には休憩施設を設置しない方針であったため、「道の駅」尾花沢は、一般国道13号の休憩施設として整備されたが、結果として無料高速IC近傍型(一体型整備)という形になっていることから、整備イメージとして取り上げた。

2) 既存ストックを活用した「道の駅」の整備

新たな「道の駅」を計画する場合、市町村が現に所有する施設(公園、公民館、温泉施設、廃校舎等)を取り込むなど、既存ストックを活用することも一つの方法として考えられる。

また、既存の民間施設(産直施設等)に隣接して、比較的小規模な「道の駅」を整備することは、民業との相乗効果による官民一体となった観光振興・地域活性化が期待される。

既存ストックを活用した「道の駅」の整備は、投資額を抑えて短期間で効率的な整備を行うための有効な手段といえる。

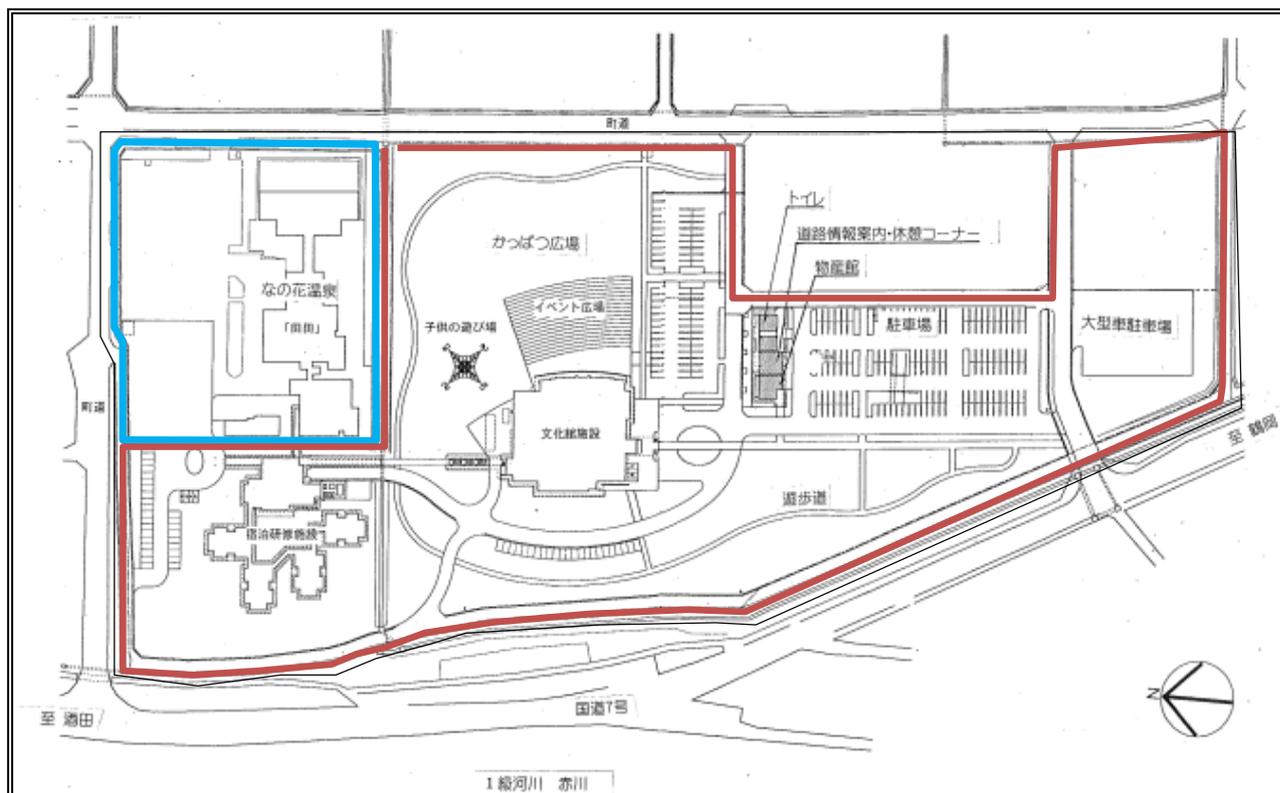
(i) 既存ストックを「道の駅」の区域に取り込む場合

(a) 既存ストックが公共施設（公園、公民館、温泉施設、廃校舎等）の場合
ポイント

- ・「道の駅」基本3機能のうち、既存ストックが地域連携機能を有する施設であれば、基本機能の残り2つ（休憩機能・情報発信機能）をあらためて整備すればよい。

(事例①:「道の駅 庄内みかわ」)

⇒ 既存ストック(なの花温泉^{でんでん}田田)をそのまま地域振興施設の1つとして活用



もともと温泉施設 があったところに、さらに基本3機能を満足する内容の施設 を既存の温泉施設に隣接する形で整備を行い、「道の駅」として登録する際に、温泉施設 と追加整備施設 を合わせて「道の駅」区域を設定した。

なお、「道の駅」庄内みかわは単独型「道の駅」であるため、「道の駅」区域内に道路区域は存在しない。

(事例②)：「道の駅 保田小学校」

⇒ 既存ストックである廃校舎を「道の駅」基本機能を含む施設へリフォーム

学校としての役目を終えた保田小学校(千葉県 鋸南町)。創立より 126 年の歴史を受け継ぎ、「道の駅 保田小学校」として生まれ変わりました！

体育館を使った直売所、教室を使った宿泊施設など、小学校の雰囲気を残しつつリノベーションした道の駅は、全国的にもユニークな存在。他にも温泉施設や公共施設、食堂を含めた都市交流施設となります。

「守る、育てる、伝える里山広場」を合言葉に、ここ鋸南町の、人・モノ・歴史・文化を集約させた、地域活性化の交流拠点を目指します。

[全国「道の駅」連絡会 公式 HP より]



(b) 既存ストックが民間施設 (事例：営業中のJA産直施設等) の場合 ポイント

- ・「道の駅」では、民間施設をそのまま「道の駅」区域に取り込むことはできず、あらかじめ、売買等により、当該民間施設を市町村や第三セクター等の所有とすることが必要となる。この場合、特定の民間施設(企業)への優遇や支援とならないよう、計画にあたっては十分な検討や配慮が必要である。

なお、「第2章 P2-3 (i) 設置者」の★最新情報★で示したとおり、国土交通省では、これまで市町村又は公的な団体に限定していた「道の駅」の設置主体を、市町村との協定締結を前提に民間レベルまで拡大するための要綱改正を平成27年度中に実施する予定である。

今後は、これらの制度改正の動向を踏まえつつ、「道の駅」の整備手法を検討する必要がある。

(ii) 既存ストックを「道の駅」の区域に取り込まない場合

(a) 既存ストックが公共施設の場合

ポイント

- ・公共施設（区域）との一体的な利用形態となることは差し支えないが、当該公共施設を含めない形で独立した「道の駅」としての基本3機能を有するように計画することが必要である。
- ・「道の駅」計画地に地域振興施設となり得る公共施設が隣接する場合は、特段の事情がない限り、できるだけ「道の駅」の区域に取り込み、「道の駅」全体としての機能の充実や魅力の向上につながるよう計画することが望ましい。

(b) 既存ストックが民間施設の場合

ポイント

- ・民間施設（区域）との一体的な利用形態となることは差し支えないが、当該民間施設を含めない形で独立した「道の駅」としての基本3機能を有するように計画することが必要である。
- ・特定の民間施設（企業）への優遇や支援とならないよう、計画にあたっては十分な検討や配慮が必要である。
- ・もし、民間施設が事業廃止や撤退（閉店）した場合、「道の駅」区域内の施設のみでは魅力が乏しくなり、「道の駅」の機能強化・施設拡充を図るために、市町村が当該民間施設を取得するなどの必要が生じる可能性がある。

(事例③)：「道の駅 天童温泉」

「道の駅」天童温泉自体の地域振興施設としては、多目的広場、森林情報館「もり～な天童」及び足湯が位置付けられている。民間(JA)の産直施設と「道の駅」が隣接し、双方の駐車場も連続して一体化しているため、実態としては、民間施設を含めた全体が1つの「道の駅」として機能している。

▼「道の駅」と隣接するJAの産直施設



▼足湯・観光案内機能を持つ「道の駅」天童温泉



(2) 「やまがた道の駅」整備のための財政支援

1) 政府による財政支援制度〔詳細は付録(資料編)を参照〕

政府では、新設・既設を問わず「道の駅」を整備する場合、駐車場、休憩施設(トイレ)、地域振興施設など、施設やその整備内容に応じて、各種支援制度を用意している。支援制度は関係省庁、整備内容に応じて複雑なため、「道の駅」の整備に合うようなイメージ図を次ページのとおりまとめた。

なお、重点「道の駅」に関しては、社会資本整備総合交付金の重点配分が見込まれる。

また、平成28年度より、「道の駅」に関する窓口を後述する山形「道の駅」連絡会事務局に置き、「道の駅」の整備構想や支援制度等の相談について、「道の駅」の整備主体となる市町村をバックアップしていく。

2) 「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費補助金〔詳細は別途定める交付要綱を参照〕

【制度概要】

設置者である市町村が「やまがた道の駅ビジョン2020」に掲げる「山形らしい」基本機能を有する「道の駅」を整備する際、新設・既設を問わず、政府等の支援メニューが活用できない場合に、県が補助金を交付する。

【制度内容】

- ・事業期間 平成28年度～平成32年度(5年間)
- ・補助金額 事業期間内において1駅当たり5,000千円を上限
- ・補助率 補助対象①～③は1/2、④及び⑤は1/3
- ・補助対象

- ①観光案内に関する施設整備
- ②通行止め、路面凍結等の情報提供装置の整備
- ③RVパーク(車中泊専用スペース)の整備
- ④トイレの改修(既設駅のみ)
- ⑤防災設備の整備

補助を受ける上での
必須要件
(申請時点で
未整備の場合)

3) 県による観光案内所看板及び誘導サインの作成

【事業概要】

観光案内所を設置している「道の駅」はあるが、「道の駅」構内のどこにあるのか分からない状況が見られる。

「やまがた道の駅」としての一体感を図っていくため、統一デザインによる各駅共通の看板と誘導サインを県が作成して、観光案内所を有する各「道の駅」へ提供することで、情報発信の核となる観光案内所をしっかりと機能させていく。

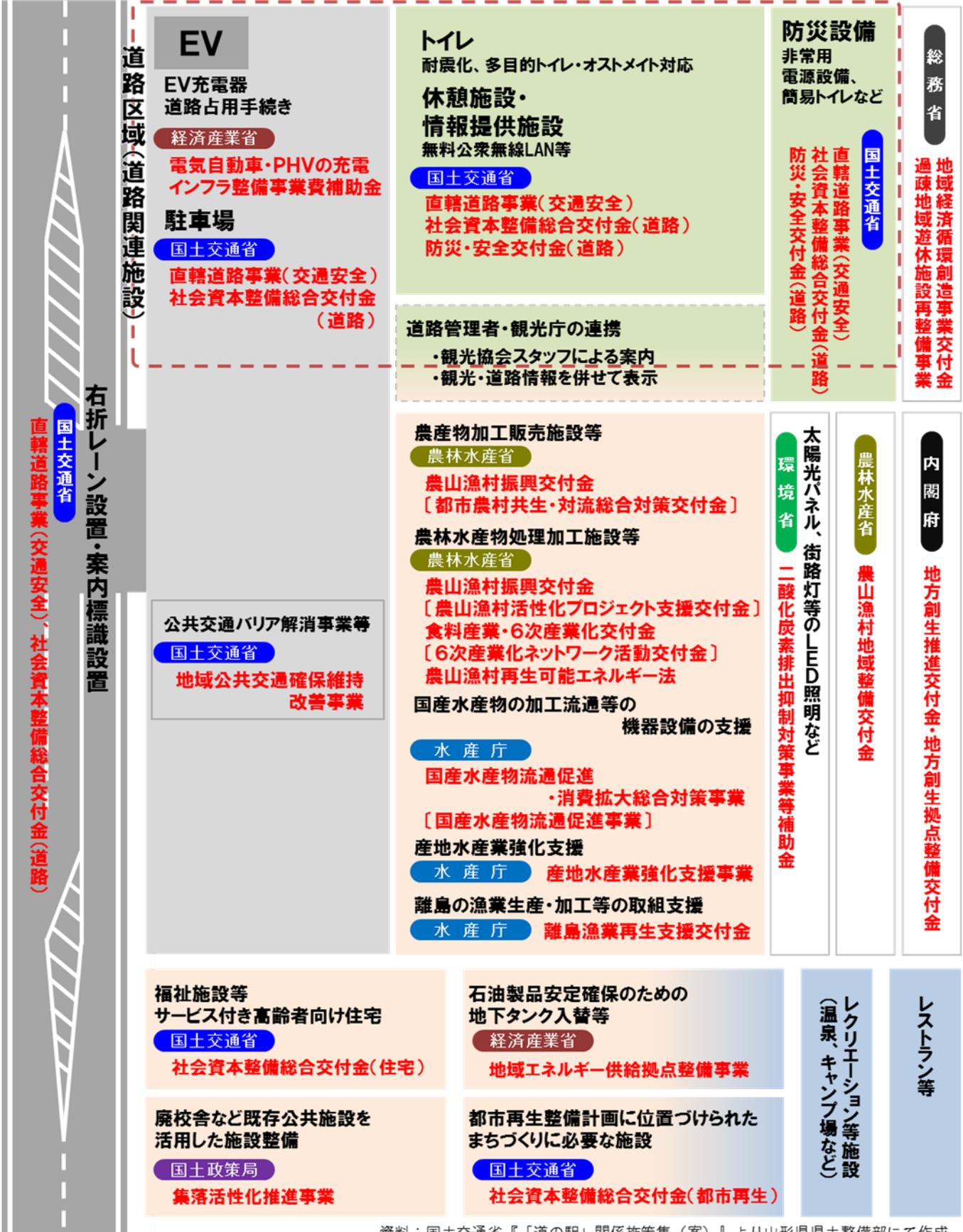
「道の駅」の支援制度

黒字: 対象施設・設備等
赤字: 支援制度(旧制度)

調査・検討

国土政策局

官民連携基盤整備推進事業費



資料：国土交通省『「道の駅」関係施策集(案)』より山形県県土整備部にて作成

(3) 市町村等における「道の駅」の構想から運営まで
 ～地域における資源の活用と課題解決を目指して～

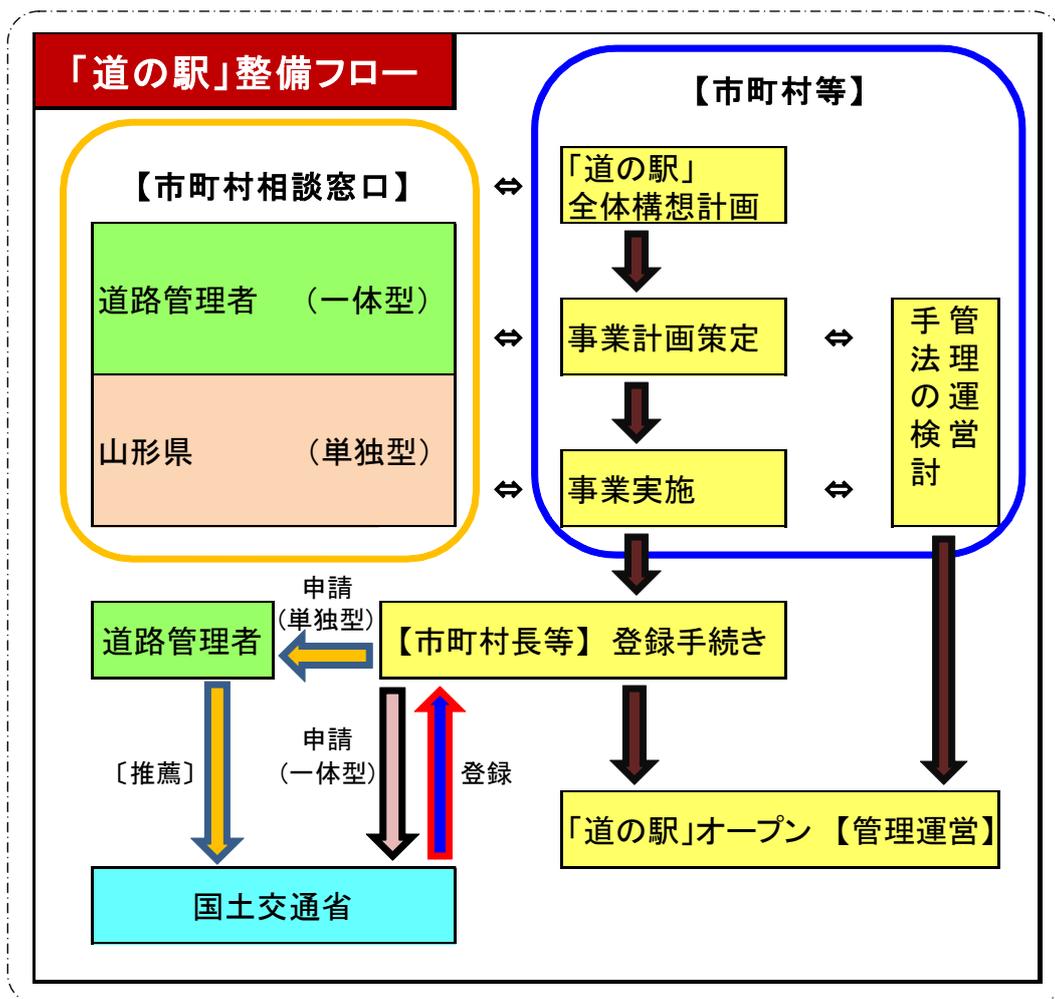
「道の駅」の設置者である市町村等による「道の駅」整備フローを下図に示した。以下、この図に沿って説明する。

1) 構想段階（全体構想計画）

新たな「道の駅」を計画する場合、設置者である市町村等は、まず、全体構想について検討する。ここでは、「第4章 「やまがた道の駅ビジョン2020」の基本的考え方」に基づき、①「道の駅」の整備位置、②「山形らしい」基本機能の整備方針、③当該「道の駅」の独自性等を明確化することが必要である。

また、必要に応じ、「道の駅」が接する道路の道路管理者と相談して、一体型か単独型かのどちらの手法で整備するかを決定する。

なお、検討にあたっては、市町村の建設部局だけでなく、関係する様々な部局が参画するとともに、関係者や有識者を含めた検討会を設置することが有効である。また、検討結果については、この段階から、議会や近隣の市町村等に対して十分に情報提供を行うことが、その後のスムーズな調整につながる。



(注) 「P2-4 「道の駅」整備フロー（国土交通省 HP より）を基本に、山形県版として作成

構想段階での主な検討内容は以下のとおりであり、これらの結果を踏まえ、施設全体の概要をまとめた全体構想計画（基本計画）を策定する。

① 「道の駅」の整備位置

第2章 P2-8 で示したように、地方創生の拠点となる「道の駅」は、地域外から活力を呼ぶ「ゲートウェイ型」と、地域の元気を創る「地域センター型」とに大別できる。

本ビジョンが主として目指している「ゲートウェイ型」の道の駅については、「第4章 P4-2（2）「やまがた道の駅」の配置の考え方」で示したとおり、高速道路等からアクセスがいいことが、重要な要件の一つである。また、「第6章 P6-1（2）既存ストックを活用した「道の駅」の整備」で示したとおり、「道の駅」整備において活用できる既存ストックの位置も判断材料になる。

一方、「地域センター型」は、‘小さな拠点’の形成など、人口減少対策や地域福祉の向上等の観点から中山間地等を中心に整備するものであり、その目的に応じ、公民館、診療所、保育所、郵便局等の施設の配置にも考慮して、設置位置を検討する。

② 「山形らしい」基本機能の整備方針

本ビジョンでは、各々の「道の駅」が独自性を磨くことはもとより、県全体の「道の駅」が連携して「やまがた道の駅」という統一的なブランドイメージを確立し、本県の強みである‘食’や‘観光’を最大限に生かして、やまがた創生に資することを戦略としている。

そのため、「第4章 P4-6（4）「山形らしい」基本機能」に則り、当該道の駅の「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」、「防災機能」等の整備方針を具体化する。

③ 「道の駅」の独自性

「第4章 P4-4（3）「やまがた道の駅」が目指すべき将来像（ビジョン）」で示したとおり、各々が独自性を持つ「道の駅」となることが、極めて重要である。

そのためには、第一に、地域の特徴ある資源を最大限に活かすこと、第二に、地域課題を解決し地方創生につなげる場として、従来にはない新たな発想で「道の駅」を活用することを検討する。その結果をもとに、当該「道の駅」‘独自’のセールスポイントや基本コンセプトを具体化する。

2) 計画段階（事業計画）

市町村等は、「道の駅」の基本設計、整備スケジュール、事業費等をまとめた事業計画を策定する。この場合、管理運営体制を想定した上で、関係機関との連絡協議会を設置し、必要に応じ、駅長の公募を行うなど、運営側の意向を事業計画の策定段階から反映していくことが重要である。

なお、一体型の整備の場合、道路管理者との具体的な役割分担、費用負担の割合等を協議する必要がある。

基本設計における主な検討内容は、以下のとおりである。

① 施設全体の配置

「道の駅」の区域（一体型の場合は、道路区域も含む。）において、トイレ・休憩施設・情報提供施設・地域振興施設等の建物、小型車及び大型車用の駐車場、区域内道路、周辺道路との出入り口等の配置を検討する。

周辺道路からの出入りのしやすさや駐車場位置の分かりやすさは、「道の駅」の集客力に影響を及ぼすため、十分な検討が必要である。また、人の動線については、駐車場から建物までの移動距離を短くすることや、できるだけ車両との交錯を少なくして安全性を保つことなどに配慮する必要がある。

② 建物内の施設の配置と建物のデザイン等

建物内の施設の配置については、「道の駅」の利用者の動きの特性を考慮して検討する。たとえば、利用者は駐車場からトイレへ行き、産直・物販等を見て、駐車場に戻るとというのが一般的である。道路情報提供装置や観光案内所は、これらの動線上に配置し、利用しやすくする必要がある。

さらに、建物のデザインを、車窓から目に止まり、寄ってみたいくなるようなものにする 것도重要である。その際、道の駅あさひまち「りんごの森」のように、「道の駅」の基本コンセプトである「りんご」を建物のデザインに採り入れることも一つの方法である。

また、本県では『やまがた森林（モリ）ノミクス』により、県産木材を活用した公共施設等の整備を推進していることから、今後、新たに整備する「道の駅」については、できる限り‘木造’とすることを検討する。なお、現在では、木造技術の向上により、耐火(耐震)性能を有し、大空間などにも対応することが可能である。

3) 整備段階（事業実施）

市町村等は、適用可能な政府や県の支援事業を活用し、上記2)の事業計画に基づいた実施設計を行い、施設の整備を進める。その際、一体型の「道の駅」の場合は、道路管理者と施工区分を含めた工事計画等の調整を行う必要がある。

なお、トイレ、休憩施設、情報提供施設、地域振興施設等の具体的整備手法については、「第5章 「山形らしい」基本機能を実現するための具体的な施策と留意事項」を参考にされたい。また、政府や県による支援については、「第6章 P6-5（2）「やまがた道の駅」整備のための財政支援」を参照のこと。

4) 登録手続き

申請者である市町村長等は、国土交通省道路局長へ登録申請書を提出する。この際、単独型により整備する「道の駅」については、道路管理者の推薦が必要となる。

5) 運営段階

市町村等は、駅長はじめ、管理運営者とともに、当該「道の駅」の独創性に磨きをかける一方で、他の「道の駅」とも連携することにより、年間を通じ、地域に根付いた安定した経営に努める。

また、「道の駅」の機能を発揮するためには、整備（ハード面）に加えて管理・運営（ソフト面）が重要となることから、設置者（市町村長等）は下記に留意し、管理・運営を行う。

以下に、山形のみちづくり評議会（会長：山形大学名誉教授 柴田洋雄）での意見を踏まえた運営上の留意点を示す。

① 市町村等の関与のしかた

- ・建設部局だけでなく、企画、福祉、商工、農林など幅広い関係部門が「道の駅」の運営に携わっていくことが重要である。そして、運営が軌道に乗るまでは、経験による運営ノウハウの蓄積しながら、支援を継続していくことが重要である。
- ・運営を委託した場合、設置者である市町村の意向で経営方針や施設運営の決定スピードが遅くならないよう配慮する。
また、第三セクターによる運営会社を設立する場合、利用者なども含めた多方面の立場から参加してもらい、運営に対する市町村の関与が大きくなりすぎないように配慮する。
- ・運営者への委託期間が短期の場合、運営の長期計画を立てにくくなる。一方、運営能力が低い委託先の場合、長期的な委託期間を結ぶと継続的な赤字を生じるなどのデメリットもあるため、適切な期間となるよう配慮が必要である。
- ・運営で生じるトラブル等を解決するためには、利害関係のないアドバイザーを活用することが有効である。

② 駅長の選任と役割

- ・駅長には、成功シナリオだけでなく、最悪シナリオも想定して計画を立てられる等、経営力、従業員管理能力、地元コミュニケーション能力、接客サービス知識がある人、すなわち、リスク管理ができて、商売というものを分かっている人を選任することが重要である。
- ・産直では、「季節による地元農産物の品薄が生じる」ことが管理運営上の大きな課題とされており、駅長は、加工品開発や他の「道の駅」との連携等により商品を確保することが必要である。

③ 住民参加

- ・「道の駅」を地域住民の雇用の場だけでなく、誰もが気軽に産直への出品や情報提供などを行う事ができ、企画運営へも参加できる仕組みを検討することが必要である。

例)「道の駅」あさひまちにおける企画運営への住民参加事例



朝日町広報誌
(H27.8月号)



▲オリジナルの味付けの玉こんにゃく。あんこ、カレー、大根おろしなどが提案された

7/16

中学生による道の駅活性化策の発表会

りんごの森
プロジェクト提案会

現在町を挙げて推進するブランド戦略と歩調を合わせ、朝日中3学年が取り組んできた道の駅「りんごの森」活性化策（ブランド化）の発表会が7月16日、朝日中で行われました。

今年1月から取り組んできた本企画の目的は、10月にオープンする道の駅のブランド化を学ぶことで、地域にもっと目を向けようというもの。4月の修学旅行（東京方面）では、商品開発やサービスなどの分野で特に秀でた都内の会社を訪問し、より良い施設にするためのノウハウを学びました。

発表会では、町内産りんごを使ったプレミアムリキュールやオリジナルの味付けの玉こんにゃくなどの商品のほか、方言を使った接客など、サービス面も提案。りんごの森の高橋寿之駅長は「楽しく、ワクワクする提案ばかりで、すでに採用を決めたものもある。中学生のがんばりを少しでもカタチにできるよう努めたい」と意気込んでいました。

朝日新聞

(H27.10.2)

[承諾書番号 A15-2766]

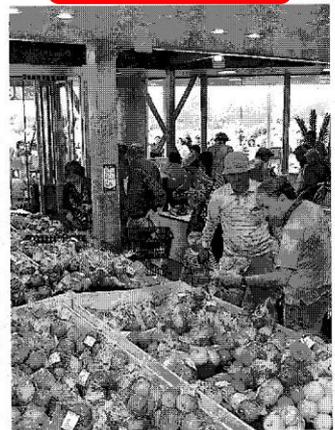
県内では8年ぶりの開設となる道の駅が1日、朝日町和合の国道287号沿いにオープンし、午前中から入店待ちで行列ができるほどの盛況となった。

「道の駅あさひまちりんごの森」は、りんごの形を模した八角形の建物と赤い屋根が目印。特産のリンゴ、ワインの販売コーナーが人気を集めたほか、オープンに合わせた独自商品として、町の特産ブタ「あつぷるニュー豚」の肉を使ったレトルト食品「引力カレー」なども販売した。

店の装飾や運営に地元の中学生から寄せられたアイデアを採り入れており、店を囲むガラスの壁面は、朝日中学校の生徒がデザインした。「非日常の空間を演出してほしい」という生徒の提案を生かして、土日にはスタッフがメルヘン風の衣装を着るといふ。道の駅の高橋寿之駅長は「初日から盛況でびっくり。町の人々のアイデアを次々と採り入れて充実させていきたい」と話した。

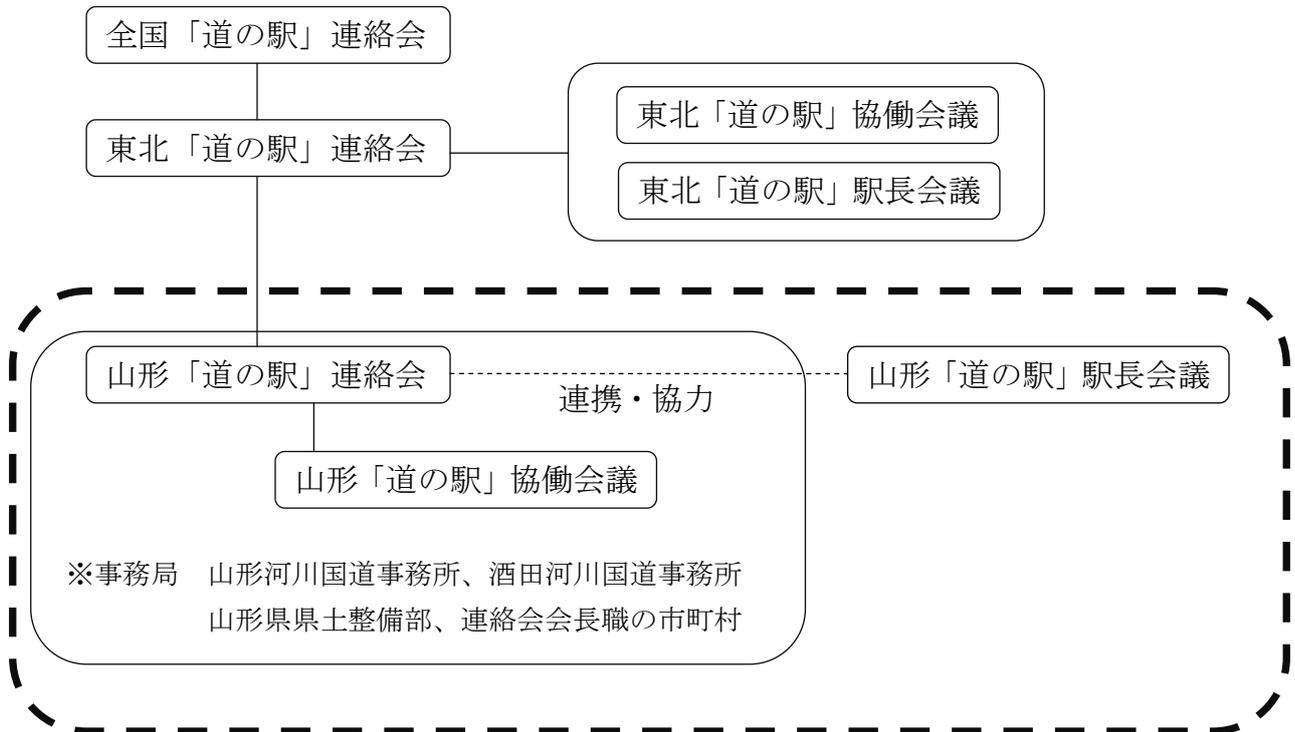
8年ぶり道の駅
朝日にオープン

中学生もアイデア



(4) 山形「道の駅」連絡会等による連携施策と市町村支援

1) 山形「道の駅」連絡会の役割



◎山形「道の駅」連絡会

県内全ての「道の駅」関係者で構成され、協働して活動方針などを決定する組織

◎山形「道の駅」駅長会議 (H27. 3. 18 総会にて規約改正 ⇒ 発足)

連絡会の目的を達成するために、駅長の立場として必要な事業の遂行や相互の連絡調整を行う。

山形「道の駅」連絡会では、これまで以上に活動を活発化させ、今後、本ビジョンによって整備される「やまがた道の駅」を県内外に情報発信していくとともに、連携施策の実施により、「やまがた道の駅」のブランド化に努めていく。

(i) 「やまがた道の駅」のブランド化のための連携施策の企画・実施と情報発信

イ) 「やまがた道の駅」ポスターの作成

ロ) 山形「道の駅」駅長会議において、「やまがた道の駅」連携施策の取り組みとして次の施策を検討していく。

- ・各駅の「道の駅」井による‘どんぶり合戦’や‘オリジナルジュース’等
- ・やまがた「道の駅」の日を制定し、各「道の駅」でイベントを同時開催
- ・インターネットコマース（ネット通販）への取組み など

ハ) 「やまがた道の駅」イベントカレンダーの作成

ニ) 「やまがた道の駅」HP等の構築による情報提供

(ii) 市町村相談窓口の設置

『山形「道の駅」連絡会』事務局に市町村相談窓口を設置する。

原則として、一体型は道路管理者(国 or 山形県)、単独型は山形県が窓口となり、以下の対応を行う。

- イ) 「道の駅」整備構想がある(整備を検討している)市町村に対する助言
- ロ) 政府等の支援制度に関する情報提供
- ハ) 市町村と国・県などの関係部局をつなぐ窓口事務
- ニ) 「やまがた道の駅」緊急支援整備事業費補助金に係る申請等の手続き(山形県)

2) 山形県の役割

(i) 『やまがた「道の駅」^{しやたび}車旅案内』を活用した情報発信

「道の駅」を拠点とした自動車観光を推進させる観光戦略の一環として、山形県と株式会社ゼンリンとの連携協定(平成27年12月9日締結)に基づき、株式会社ゼンリンがわかりやすいドライブマップが掲載された『やまがた「道の駅」^{しやたび}車旅案内』(無料)を年2回発行し、「道の駅」関連のイベント情報などを広く提供していく。

[配布先]

- ・ 県内の「道の駅」及び隣接県の県境最寄りの「道の駅」
 - ・ 県内及び隣接県の主なSA(PA)
 - ・ 山形空港、庄内空港等のレンタカー窓口
 - ・ 山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」
 - ・ 連携施設 など
- (次ページ「(ii) 産直、観光案内所、ドライブイン等との連携」参照)



↑ 車旅 創刊号(左)と第2号(右)

(ii) 産直、観光案内所、ドライブイン等との連携

「道の駅」と同様の休憩機能及び他の機能をもち、「道の駅」との協働により、地域活性化に資する産直施設、観光案内所、ドライブイン等との連携を段階的に広げるとともに、『やまがた「道の駅」^{しゃたび}車旅案内』等で紹介する。

・産直施設との連携

常設タイプの産直施設について、駐車枠などの施設規模や伝統野菜の取扱いの有無等により、段階的に選定条件を緩和しながら連携を広げていく。

「やまがた伝統野菜」展開指針(平成23年4月 山形県農林水産部)に基づき、生産者が直接取引できる販売拠点として「道の駅」を活用していく。

また、伝統野菜の出荷(入荷予定)情報などの情報を発信し、どちらにも寄ってもらうことで共存を図っていく。

・観光案内所との連携

県内30の主要観光案内所(JNTO認定外国人観光案内所を含む)を連携の対象候補とする。

インバウンド対応としては、JNTO認定外国人観光案内所、特に、「やまがた観光情報センター(カテゴリーⅡ)」と連携することで、自らの「道の駅」で対応できない状況でも、電話等で必要なサービスが提供できるようにする。

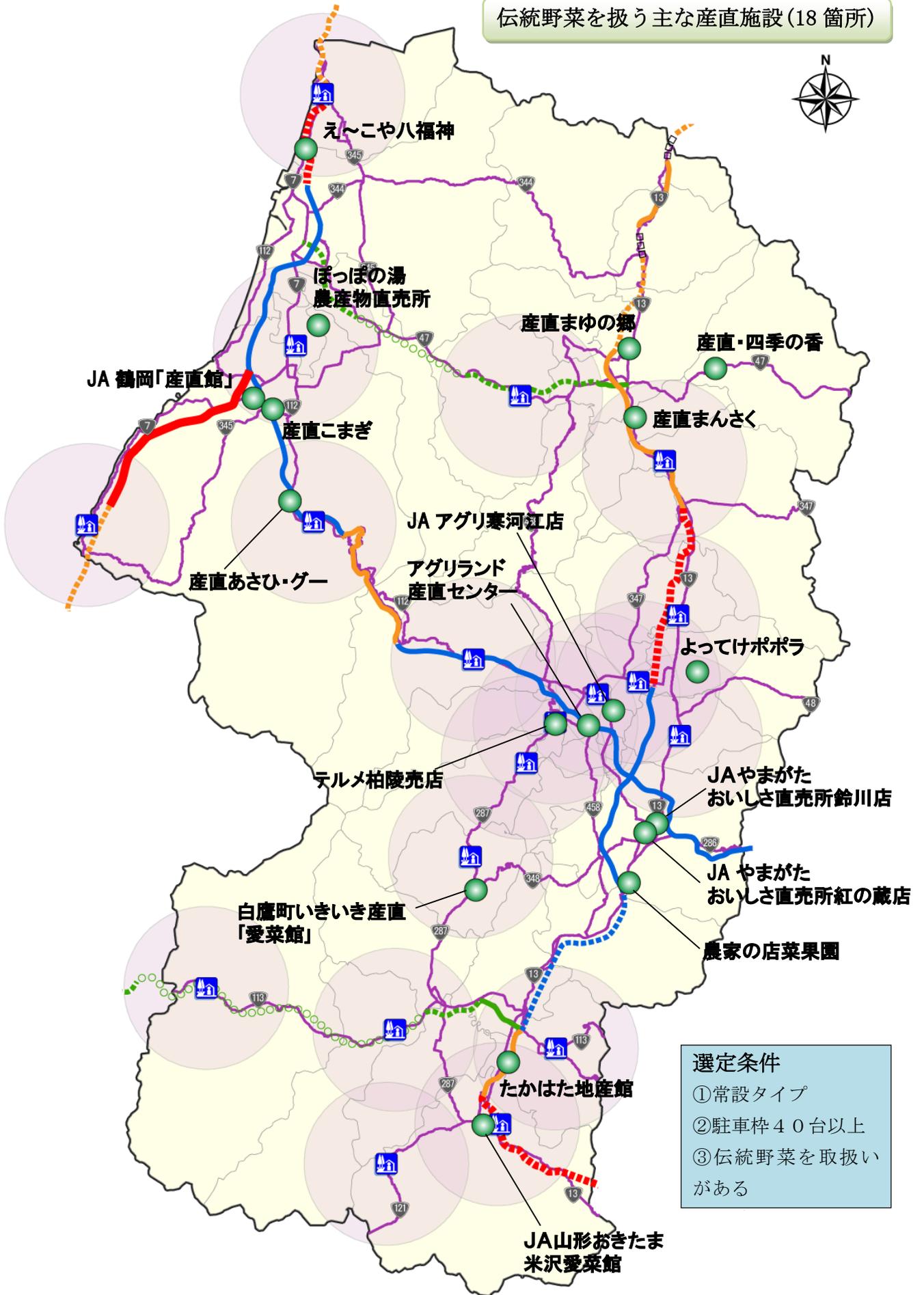
・ドライブイン(観光物産館)との連携

「道の駅」と同等の休憩機能等を有する大型ドライブイン等との連携により、道路情報等の発信など、「道の駅」に準じたサービスを提供してもらうことで、「道の駅」空白地帯を補完していく。

・東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)寒河江サービスエリアとの連携

スマートICが設置されている寒河江サービスエリアは、本県「道の駅」が集中する村山地域のほぼ中央に位置し、さらに4駅が集中する一般国道287号へのアクセス性もよいことから、「道の駅」をつなぐ‘ハブ駅’のような機能を期待できるため、県内「道の駅」ではNEXCOのリーフレット等を、寒河江サービスエリアでは『やまがた「道の駅」^{しゃたび}車旅案内』等を配布することによって連携を図っていく。

伝統野菜を扱う主な産直施設(18箇所)



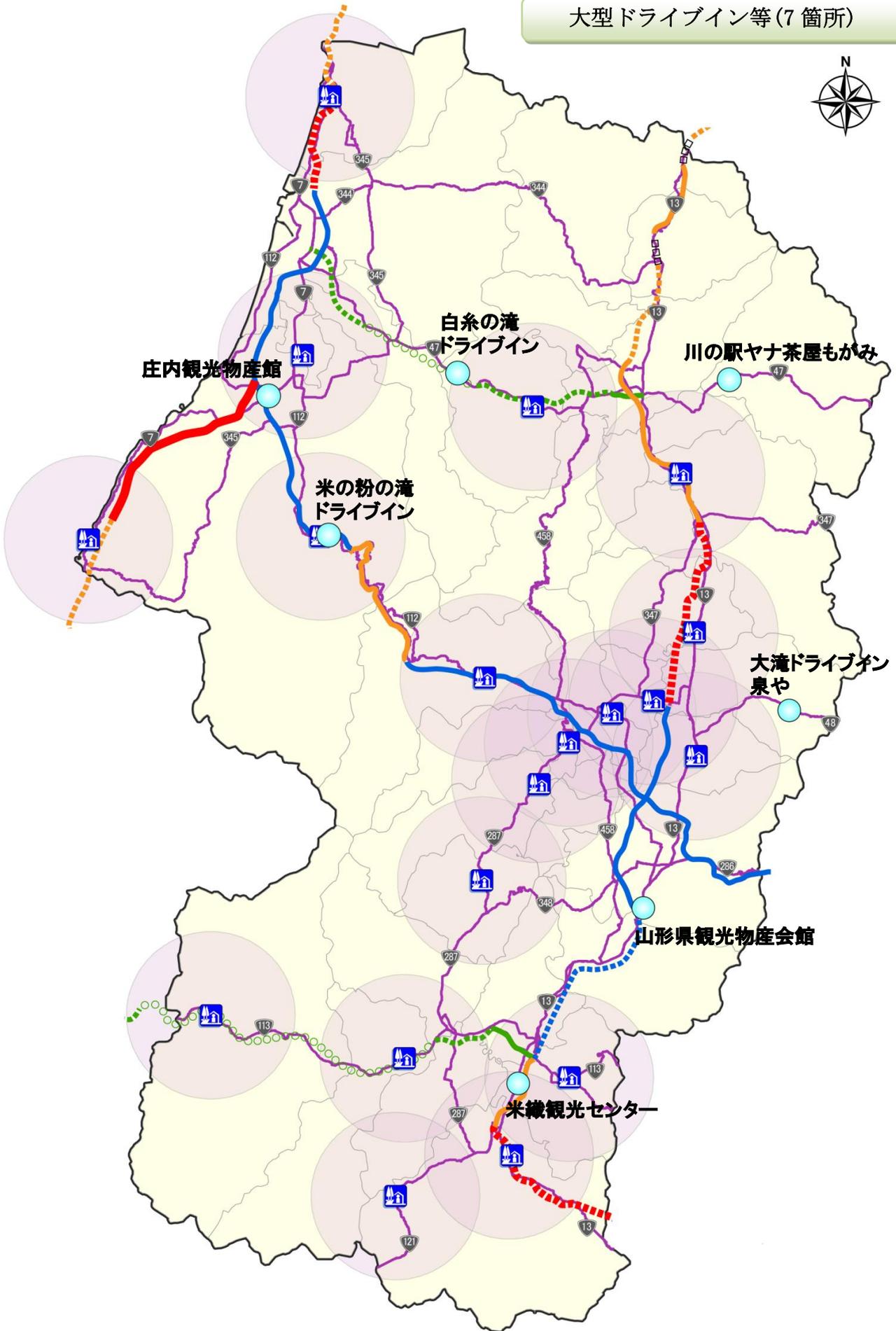
主な観光案内所(30箇所)



選定条件

- ① ネット上で確認できたもの
- ② 役場内の観光協会等は除く
- ③ 対応範囲が限定される(狭い)
 ○温泉観光案内所等は除く
- ④ JNTO 認定外国人観光案内所(4箇所)を含む

大型ドライブイン等(7箇所)



(5) 道路管理者による案内標識の整備

「やまがた道の駅」は、「休憩施設」としてだけではなく「観光拠点」としての役割も大きいため、道路管理者は、より積極的かつ確実に「道の駅」までの案内・誘導を行うために必要な案内標識の設置や表示内容の見直し等を行うこととする。

1) 案内標識の設置者

「道の駅」案内標識の設置者は、案内標識を設置する箇所の道路管理者とする。

2) 案内標識の設置箇所及び基本レイアウト

(i) 一般道路における案内標識

(a) 「道の駅」近傍(前後2km以内)における案内標識 [図-1]

平成10年12月9日付け東北地方建設局道路部交通対策課長事務連絡(詳細は資料編を参照)に基づき、次のとおり設置することを標準とする。

- ① 「道の駅」に接する道路の上下線別に、「道の駅」から2km地点、500m地点、入口地点の3箇所を基本として案内標識(114-A)を設置する。
- ② 「道の駅」前後2km区間内に主要幹線道路が交差し、案内が必要な場合は、既存の交差点案内標識の支柱等を利用して、案内標識(114-A)を設置する。

(b) 高速道路等^(※)のIC間において並行する一般道路に設置された「道の駅」の案内標識 [図-2]

高速道路等のIC間において並行する一般道路に設置された「道の駅」については、観光情報等の入手ができる「道の駅」として、IC手前からの案内(案内標識(114-A))に努めることとする。

この場合、将来における周辺の「道の駅」構想や道路計画等も勘案し、関係機関(「道の駅」の設置者、「道の駅」に接する道路の管理者、自治体等)と調整しながら進めるものとする。

(※) 高速道路等とは、高規格幹線道路(高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路)及び地域高規格道路をいう。

(c) 高速道路等のIC出口から最寄りの「道の駅」近傍までの案内標識 [図-3]

高速道路等のIC出口(下りランプと一般道路との交差点)から道のりで概ね5km以内にある最寄りの「道の駅」の案内に努めることとする。

この場合、案内標識(114-A)は、当該IC出口の手前に設置する他、(a)において「道の駅」近傍に設置した案内標識と合わせて、「道の駅」まで連続的に誘導できるよう、右左折が生じる交差点の手前にも設置することとする。

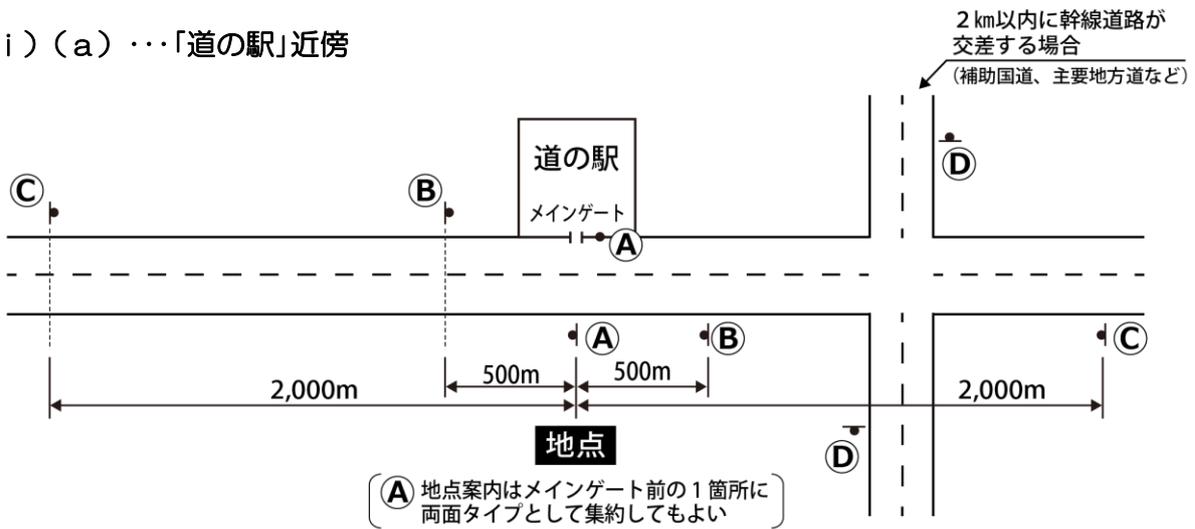
(ii) 無料高速道路等(有料区間との接続部分を含む)の本線上における案内標識

[図-4]

平成26年10月29日付け国土交通省道路局企画課企画専門官外2事務連絡(詳細は資料編を参照)に基づき、無料高速道路等のIC出口から概ね1km以内に「道の駅」がある場合は、当該IC出口手前に案内標識(114-A)を設置する他、無料高速道路等の本線上に必要な箇所に「道の駅」の予告(116の2-C)や、「道の駅」までの距離(116)を示す案内標識を設置する。

一般道路における案内標識の設置イメージ [図-1]

(i) (a) …「道の駅」近傍

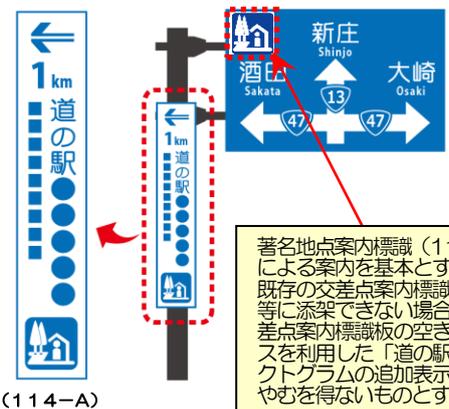


(D) 交差点案内標識の支柱等を利用して



施設名補助板については、地点標識(A)への設置を必須とし、その他標識(B・C)には必要に応じて設置する。

ピクトグラム補助板は、地点標識(A・B)への設置を標準とする。表示内容については、駐車場、トイレ、身障者用トイレ及びインフォメーションは必須とし、標識寸法に合わせ、レストラン、EV用急速充電設備等を追加する。

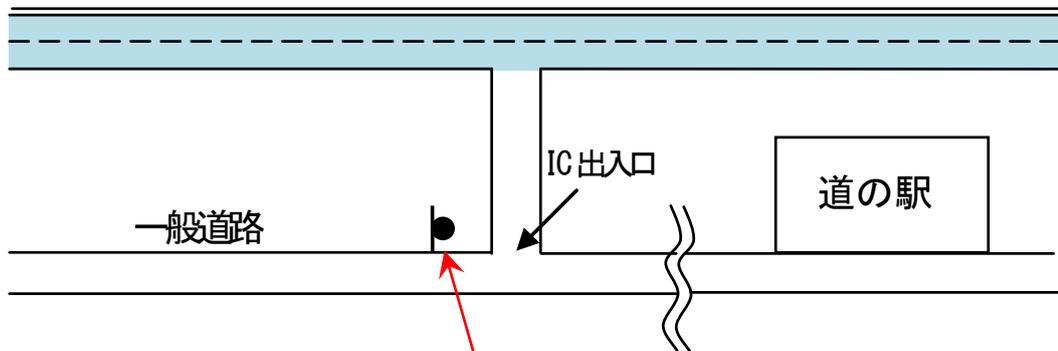


著名地点案内標識(114-A)による案内を基本とするが、既存の交差点案内標識の支柱等に添架できない場合は、交差点案内標識板の空きスペースを利用して「道の駅」のピクトグラムの追加表示でも、やむを得ないものとする。

一般道路における案内標識の設置イメージ [図-2]

(i) (b) …「道の駅」が設置されている一般道路と並行する高速道路等がある場合

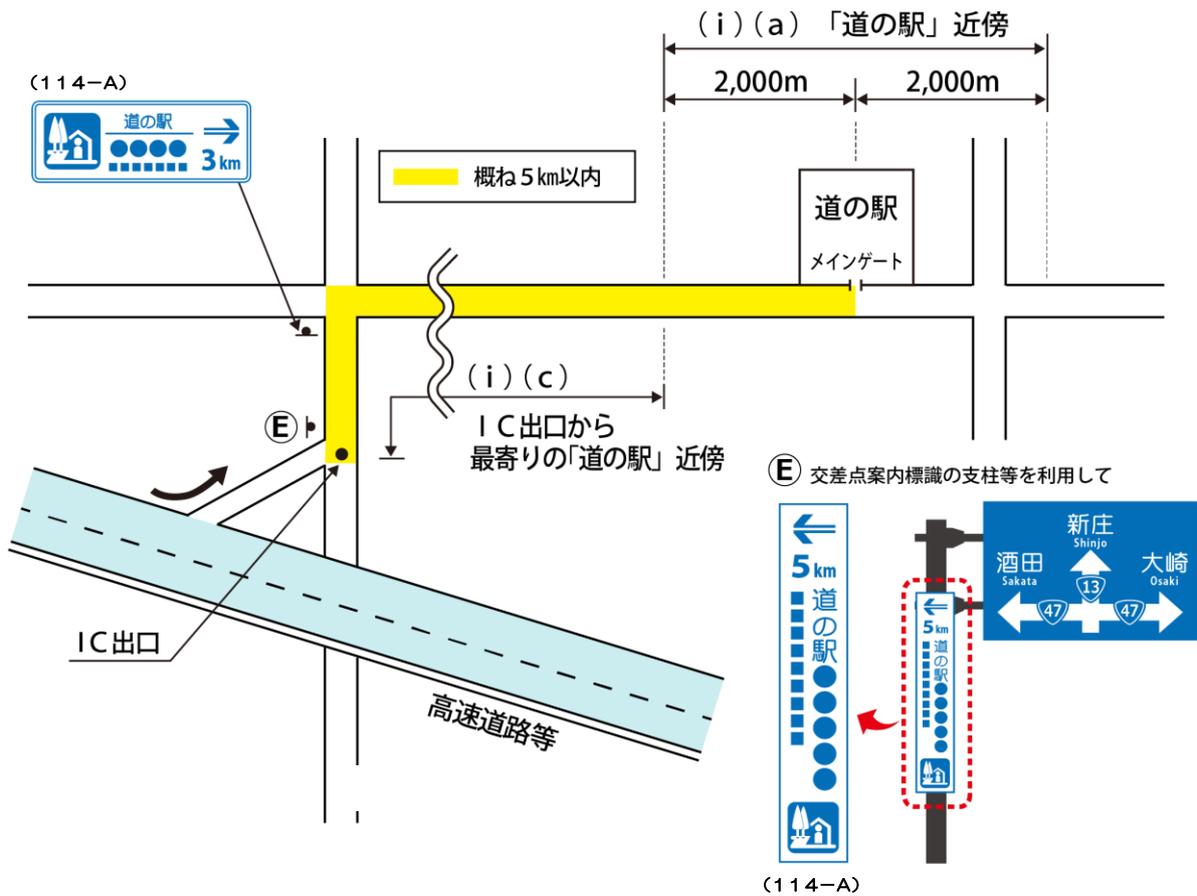
一般道路に並行する高速道路等



交差点案内標識の支柱等を利用して、
交差点の先にあるIC間の「道の駅」を案内する。

一般道路における案内標識の設置イメージ [図-3]

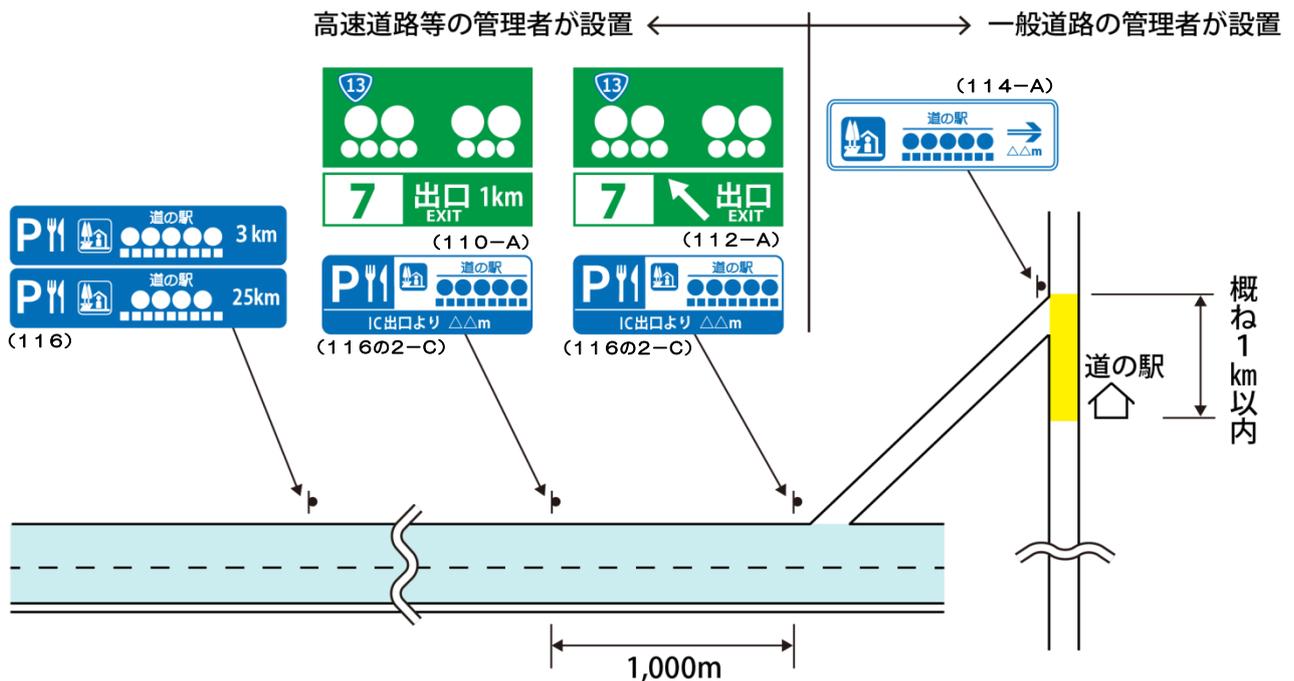
(i) (c) … 高速道路等のIC出口から最寄りの「道の駅」近傍まで



高速道路等の無料区間における案内標識の設置イメージ [図-4]

[有料区間との接続部分を含む]

(ii) … 「道の駅」がIC出口から概ね1 km以内にある場合





やまがた道の駅ビジョン2020(ver1.2)

～～ 附 録 ～～

「道の駅」の登録状況

全国地方別 道の駅数【平成28年10月7日現在 1,107駅】

地方名	番号	都道府県名	道の駅数 (県別)	道の駅数 (地方別)	道の駅数 (地方平均)
北海道	1	北海道	117	117	117.0
東北	2	青森県	27	153	25.5
	3	岩手県	32		
	4	宮城県	13		
	5	秋田県	31		
	6	山形県	20		
	7	福島県	30		
関東	8	茨城県	13	119	17.0
	9	栃木県	24		
	10	群馬県	31		
	11	埼玉県	20		
	12	千葉県	27		
	13	東京都	1		
	14	神奈川県	3		
中部	15	新潟県	39	252	28.0
	16	富山県	14		
	17	石川県	25		
	18	福井県	15		
	19	山梨県	20		
	20	長野県	44		
	21	岐阜県	55		
	22	静岡県	24		
	23	愛知県	16		
	24	三重県	17		
近畿	25	滋賀県	20	144	20.5
	26	京都府	18		
	27	大阪府	9		
	28	兵庫県	34		
	29	奈良県	13		
	30	和歌山県	33		
中国	31	鳥取県	16	102	20.4
	32	島根県	28		
	33	岡山県	16		
	34	広島県	19		
	35	山口県	23		
	36	徳島県	15		
四国	37	香川県	18	84	21.0
	38	愛媛県	28		
	39	高知県	23		
	40	福岡県	16		
九州	41	佐賀県	9	128	18.2
	42	長崎県	11		
	43	熊本県	30		
	44	大分県	24		
	45	宮崎県	17		
	46	鹿児島県	21		
	47	沖縄県	8		
合計			1,107	1,107	23.5



「道の駅」一覧 List

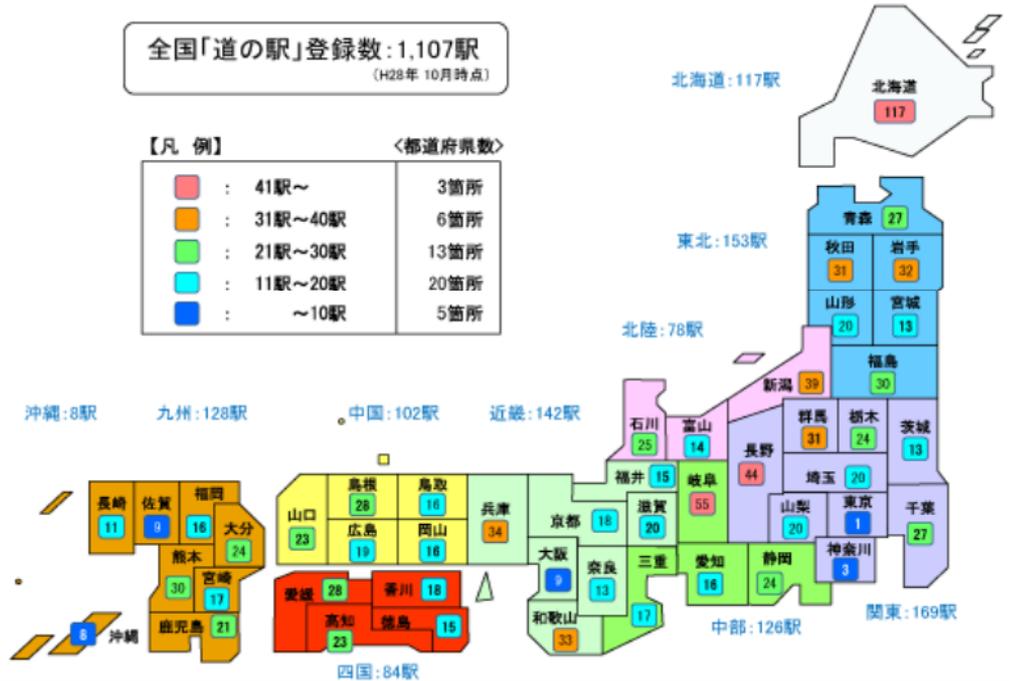
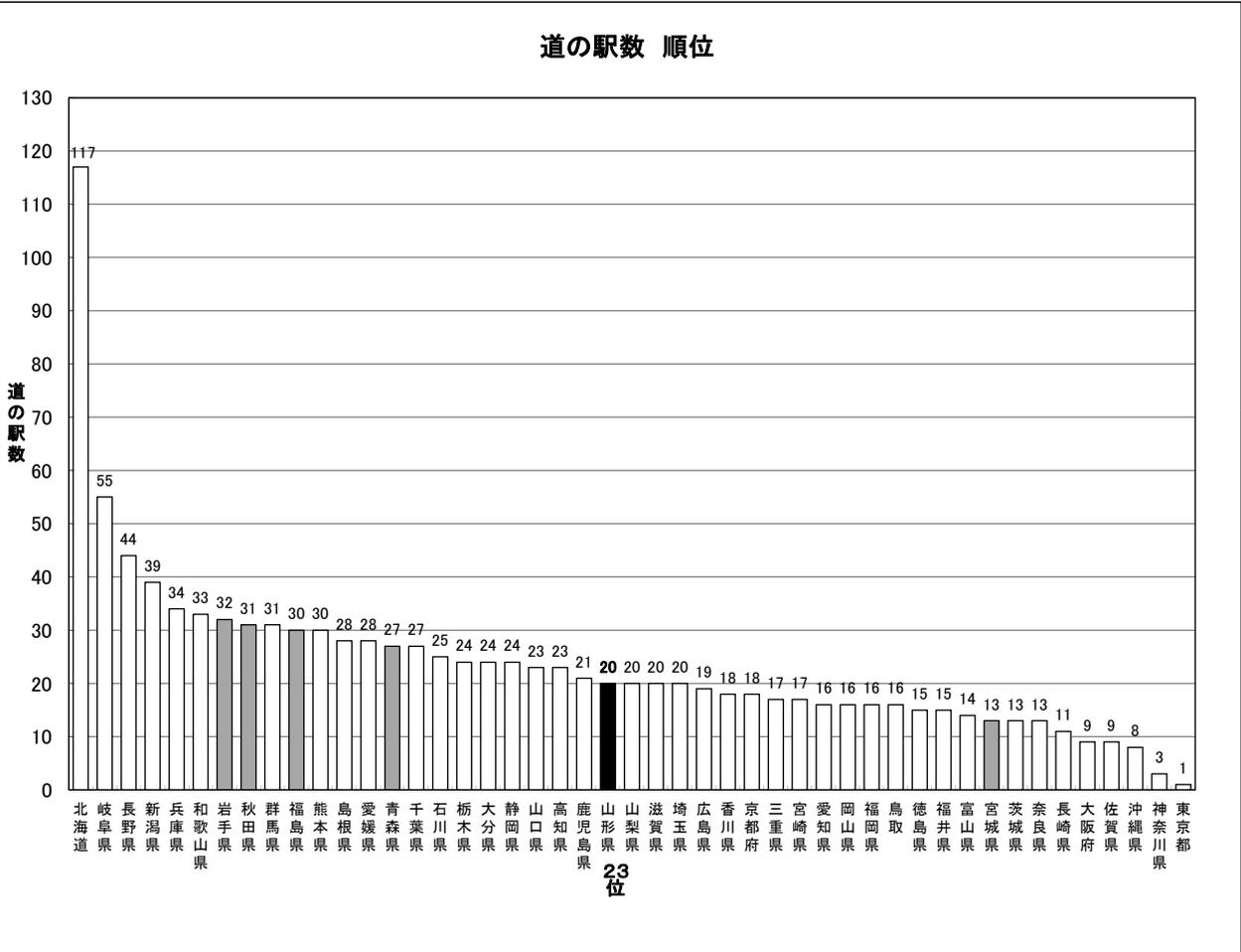


図: 国土交通省HPより

全国 道の駅数 順位 【平成28年10月7日現在 1,107駅】

順位	都道府県名	道の駅数 (県別)
1	北海道	117
2	岐阜県	55
3	長野県	44
4	新潟県	39
5	兵庫県	34
6	和歌山県	33
7	岩手県	32
8	秋田県	31
8	群馬県	31
10	福島県	30
10	熊本県	30
12	島根県	28
12	愛媛県	28
14	青森県	27
14	千葉県	27
16	石川県	25
17	栃木県	24
17	大分県	24
17	静岡県	24
20	山口県	23
20	高知県	23
22	鹿児島県	21
23	山形県	20
23	山梨県	20
23	滋賀県	20
23	埼玉県	20
26	広島県	19
28	香川県	18
28	京都府	18
30	三重県	17
30	宮崎県	17
32	愛知県	16
32	岡山県	16
32	福岡県	16
32	鳥取県	16
32	福井県	16
32	徳島県	16
36	富山県	14
36	宮城県	13
39	茨城県	13
41	奈良県	13
42	長崎県	11
43	大阪府	9
43	佐賀県	9
45	沖縄県	8
46	神奈川県	3
47	東京都	1



全国地方別 道の駅数【平成29年11月17日現在 1,134駅】

地方名	番号	都道府県名	道の駅数 (県別)	道の駅数 (地方別)	道の駅数 (地方平均)
北海道	1	北海道	121	121	121.0
東北	2	青森県	28	160	26.6
	3	岩手県	33		
	4	宮城県	13		
	5	秋田県	32		
	6	山形県	21		
	7	福島県	33		
関東	8	茨城県	13	174	19.3
	9	栃木県	24		
	10	群馬県	32		
	11	埼玉県	20		
	12	千葉県	29		
	13	東京都	1		
	14	神奈川県	3		
	15	山梨県	21		
北陸	16	長野県	31	80	26.6
	17	新潟県	39		
	18	富山県	15		
中部	19	石川県	26	129	25.8
	20	岐阜県	56		
	21	静岡県	24		
	22	愛知県	16		
近畿	23	三重県	18	146	20.8
	24	福井県	15		
	25	滋賀県	20		
	26	京都府	18		
	27	大阪府	10		
	28	兵庫県	35		
	29	奈良県	14		
中国	30	和歌山県	34	103	20.6
	31	鳥取県	16		
	32	島根県	28		
	33	岡山県	16		
	34	広島県	19		
	35	山口県	24		
四国	36	徳島県	15	85	21.2
	37	香川県	18		
	38	愛媛県	28		
	39	高知県	24		
九州	40	福岡県	16	128	18.2
	41	佐賀県	9		
	42	長崎県	11		
	43	熊本県	30		
	44	大分県	24		
	45	宮崎県	17		
	46	鹿児島県	21		
沖縄	47	沖縄県	8	8	8.0
合計			1,134	1,134	23.6

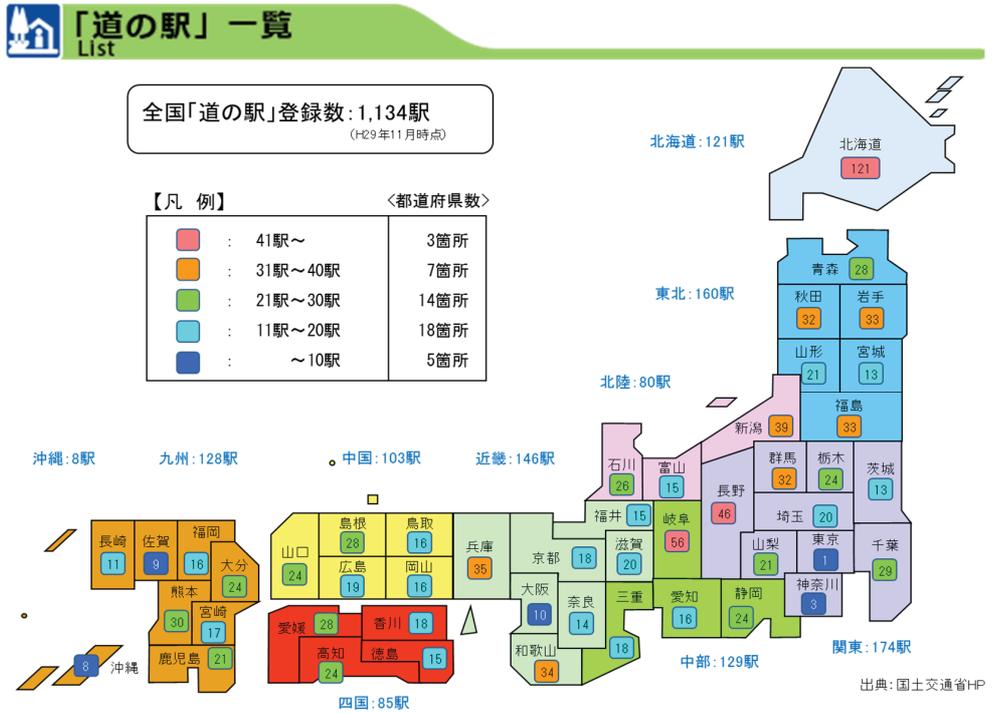
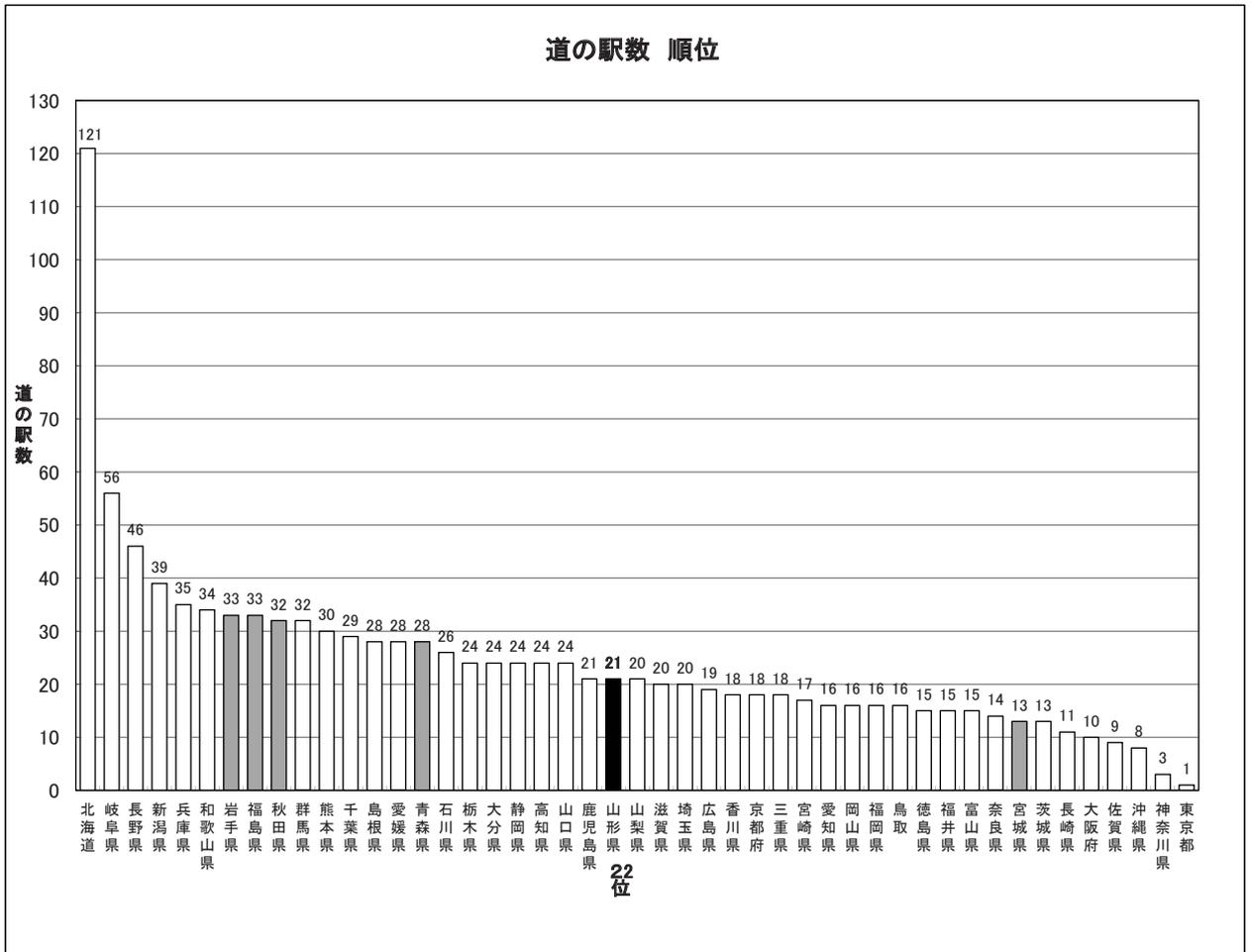


図: 国土交通省HPより

全国 道の駅数 順位 【平成29年11月17日現在 1,134駅】

順位	都道府県名	道の駅数 (県別)
1	北海道	121
2	岐阜県	56
3	長野県	46
4	新潟県	39
5	兵庫県	35
6	和歌山県	34
7	岩手県	33
7	福島県	33
9	秋田県	32
9	群馬県	32
11	熊本県	30
12	千葉県	29
13	島根県	28
13	愛媛県	28
13	青森県	28
16	石川県	26
17	栃木県	24
17	大分県	24
17	静岡県	24
17	高知県	24
17	山口県	24
22	鹿児島県	21
22	山形県	21
22	山梨県	21
25	滋賀県	20
25	埼玉県	20
27	埼玉県	19
28	香川県	18
28	京都府	18
28	三重県	18
31	宮崎県	17
32	愛知県	16
32	岡山県	16
32	福岡県	16
32	鳥取県	16
36	徳島県	15
36	福井県	15
36	富山県	15
39	奈良県	14
40	宮城県	13
40	茨城県	13
42	長崎県	11
43	大阪府	10
44	佐賀県	9
45	沖縄県	8
46	神奈川県	3
47	東京都	1



「やまがた道の駅ビジョン2020」の現況報告

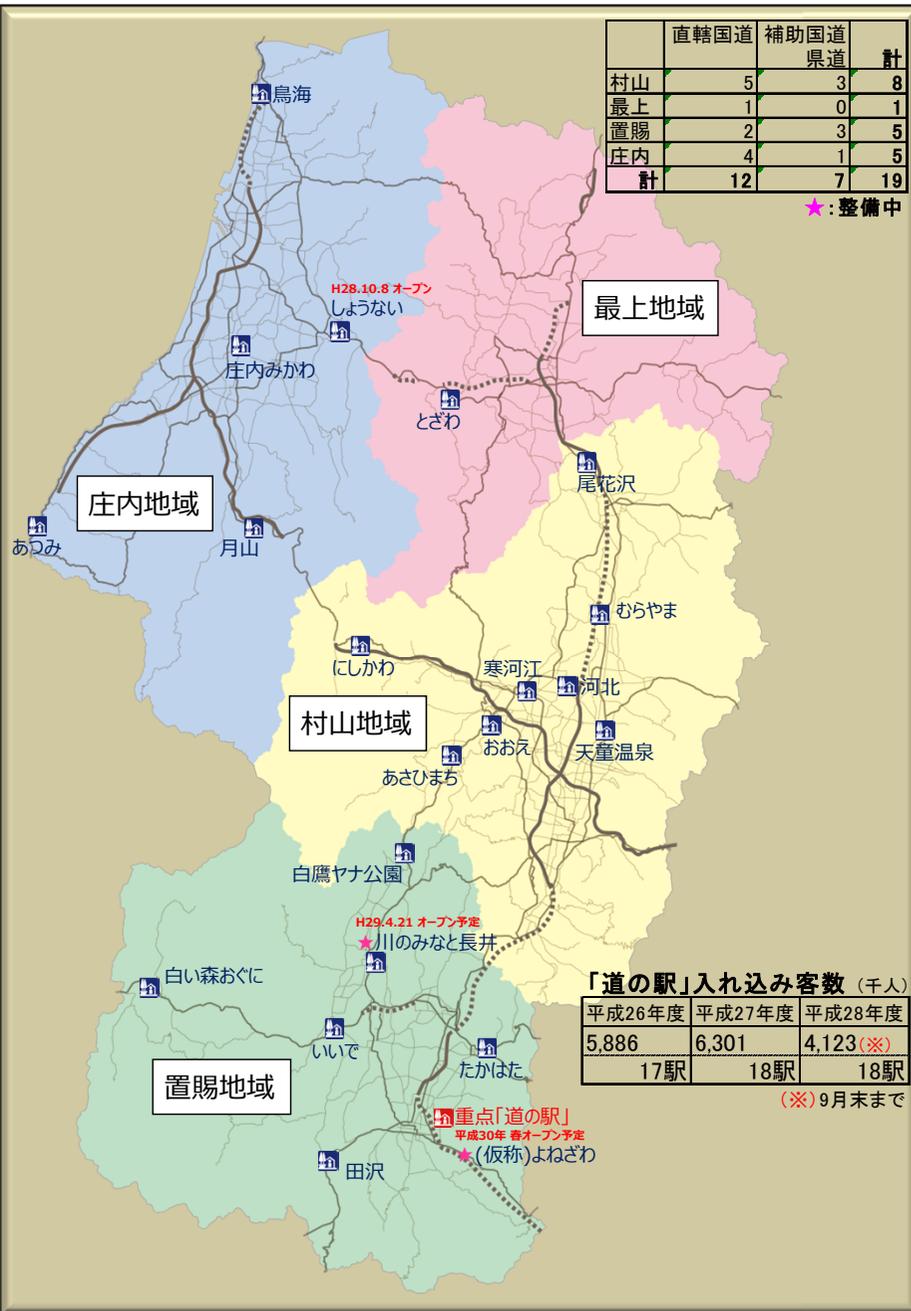
「やまがた道の駅ビジョン2020」

〔H28現況報告〕

平成29年3月7日
県土整備部

～～ よってホッと、めぐってグッド！ 『やまがた』見つかる未知の駅 ～～

「道の駅」整備状況



基本目標及び「山形らしい」基本機能の達成状況

基本目標と数値目標のある施策	H27 ビジョン策定時点		H28末時点	
	駅数【目標】	現況値(達成率)	駅数【目標】	現況値(達成率)
山形らしい魅力ある「やまがた道の駅」〔2020初頭〕	30	18 (60%)	30	19 (63%)
トイレの洋式化・多機能化	18【全駅】	3 (17%)	19【全駅】	8 (42%)
EV用急速充電設備	18【全駅】	18 (100%)	19【全駅】	19 (100%)
車中泊専用エリア (RVパーク)	10【30駅の1/3】	1 (10%)	10【30駅の1/3】	1 (10%)
Wi-Fi環境	18【全駅】	9 (50%)	19【全駅】	18 (95%)
通行止め・路面凍結情報の情報提供	18【全駅】	9 (50%)	19【全駅】	13 (68%)
伝統野菜の出品	10【30駅の1/3】	3 (30%)	10【30駅の1/3】	9 (90%)
地域食材を使ったメニューの提供	17【全駅】	12 (71%)	18【全駅】	15 (83%)
物販における県産品(菓子)の割合	17【全駅で5割超】	— (—%)	18【全駅で5割超】	4 (22%)
観光案内所の整備	18【全駅】	10 (56%)	19【全駅】	11 (58%)

(※) 天童温泉では物販を行っていないため、対象外。

芸工大と連携したブランド化戦略 (県事業)



観光案内所サインのデザインを考えた細井大嗣さん(左)と土屋あかりさん。サインは順次、県内の道の駅に設置される=山形市・東北芸術工科大

「道の駅」にある観光案内所の場所が分かりにくいという課題に対して、「道の駅」ブランド化戦略の一環として、観光案内所等の統一デザインを決定し、各「道の駅」に配置していく。

【デザインコンセプト】

- ・人型のピクトグラム。
- ・インフォメーションの「i」をモチーフ。
- ・瞬時に情報を知る場所だと認識させるため、人が地図を広げて(調べている)姿から着想。

H28トピックス

【新駅】

「道の駅」しょうない 平成28年10月8日 オープン

【リニューアル】

- ・月山
- ・にしかわ・河北
- ・庄内みかわ [工事中]



【整備中】

- ①〔長井市〕
「道の駅」川のみなと長井
→ 平成29年4月21日 オープン予定
- ②〔米沢市〕 重点「道の駅」(仮称)よねざわ

【連携】

- ①〔西村山地域〕
山形どまんか道の駅連絡会
(河北・寒河江・にしかわ・おおえ・あさひまち)
→ 山形どまんか道の駅フェス (H29.1.2～H29.2.5)
- ②〔庄内地域〕
庄内道の駅連携協議会【準備中】
(鳥海・庄内みかわ・あつみ・しょうない・月山)
→ 冬の大感謝祭 (H29.2.5)

【基本機能向上など】

- 「やまがた道の駅」緊急整備支援事業補助金【H28新規】
→ H28予算 15,000千円
(しょうない・川のみなと長井・庄内みかわ)

■「道の駅」案内標識

→ 整備計画(53箇所)を策定し、「道の駅」前後2km区間内で交差する幹線道路への設置を促進 (H28実績3箇所)



- 東北「道の駅」連絡会総会
→ 首長による事例発表会において、山形県は3年連続で大賞を受賞

- ・H26 「道の駅」鳥海
- ・H27 「道の駅」尾花沢
- ・H28 「道の駅」いいで

■インバウンド対応

→ 「道の駅いいで」において免税店を開設 (H28.1.7)



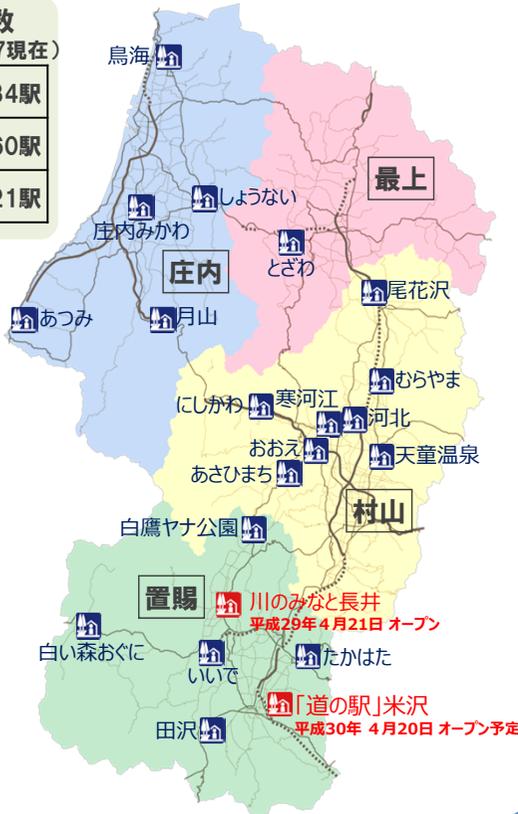
「道の駅」の整備状況

「道の駅」登録数
(H29.11.17現在)

全国	1,134駅
東北	160駅
山形県	21駅

- (東北内訳)
- 青森 28駅
 - 岩手 33駅
 - 宮城 13駅
 - 秋田 32駅
 - 山形 21駅
 - 福島 33駅

- (山形県内訳)
- 村山 8駅
 - 最上 1駅
 - 置賜 7駅
 - 庄内 5駅



整備中の「道の駅」

「道の駅」米沢
平成30年4月20日オープン予定



位置



特徴

総合観光案内機能

県内各地を結ぶ
総合観光案内窓口
観光コンシェルジュの常駐
外国人観光客対応 (カテゴリⅡ)
旅行商品の提供
(第2種旅行業登録) 等

交通結節点機能

円滑な県内観光を支援
パーク&ライド機能
高速バス停留所の設置
路線・周遊バス停留所の設置
専用駐車場の設置
EV充電施設の設置 等

おもてなし機能

地域の歴史・文化・自然を
活かしたおもてなし
快適で居心地のよい空間の提供
芋煮会等の地域文化の体験
体験型観光・交流機会の提供 等

産業振興機能

地域産業を振興し、
地域の元気を創出
置賜全域の農産物・特産品の提供
農産加工施設を活用した6次化の推進
オリジナル商品開発・ブランド化の推進
交流人口拡大のための各種イベント 等

〈地方創生拠点〉ゲートウェイ型の重点道の駅
～オール米沢 (置賜) を体感・創造・発信する道の駅～

【主な経緯】

- 平成27年 1月30日 “重点「道の駅」に選定”
- 平成28年 4月20日 安全祈願祭
- 平成29年11月17日 「道の駅」登録
- 平成29年12月18日 登録証伝達式



平成29年4月20日
安全祈願祭を実施



平成29年12月18日
登録証伝達式の様子

オープニングイベント

開業日となる4月20日 (金) から5月6日 (日) にかけて、食のイベントや観光PRイベントなど、様々なオープニングイベントを開催予定。米沢を始めとする置賜3市5町の魅力を十分に堪能できるイベント内容を予定。

H29ピックアップ

平成29年4月21日

【「川のみなと長井」オープン】



【施設】

- ・駐車場120台 ・トイレ19器
- ・地域特産物紹介コーナー
- ・軽食コーナー ・休憩コーナー
- ・まちづくり紹介コーナー
- ・情報提供施設 ・観光案内所

※オープンから12月未まで
入館者数 43万6,678人



平成29年5月29日

【『道の駅』にしかわが「東北『道の駅』大賞」を受賞】



【発表概要】

- 平成28年4月のリニューアルにより年間利用者数が倍増
- 地域課題を解決するための様々な事業の展開
- 6次産業化による地域の活性化
- 西村山地域1市4町の5駅が連携した事業の取組み



(山形県が4年連続で大賞受賞)

- H26 「道の駅」鳥海
- H27 「道の駅」尾花沢
- H28 「道の駅」いいで

【『道の駅』の連携促進】

西村山地域

- 山形どまんなか道の駅井ぶりバトル (H29.4.1~27)
- 山形どまんなか道の駅5題バトル (H29.11.1~12.20)
- 山形どまんなか道の駅フェス (H30.1.2~2.4)
- 主催：山形どまんなか道の駅連絡会
(河北、寒河江、にしかわ、おおえ、あさひまち)



山形どまんなか道の駅フェスの状況

庄内地域

- 冬の感謝祭 (H30.2.17~2.18)
- 主催：庄内道の駅連携協議会
(鳥海、庄内みかわ、あつみ、しょうない、がっさん)

山形県・福島県・新潟県

- ふくしま道の駅・空の駅まつり (H29.11.11)
- 主催：ふくしま道の駅・空の駅まつり実行委員会
(福島県関係市町村)



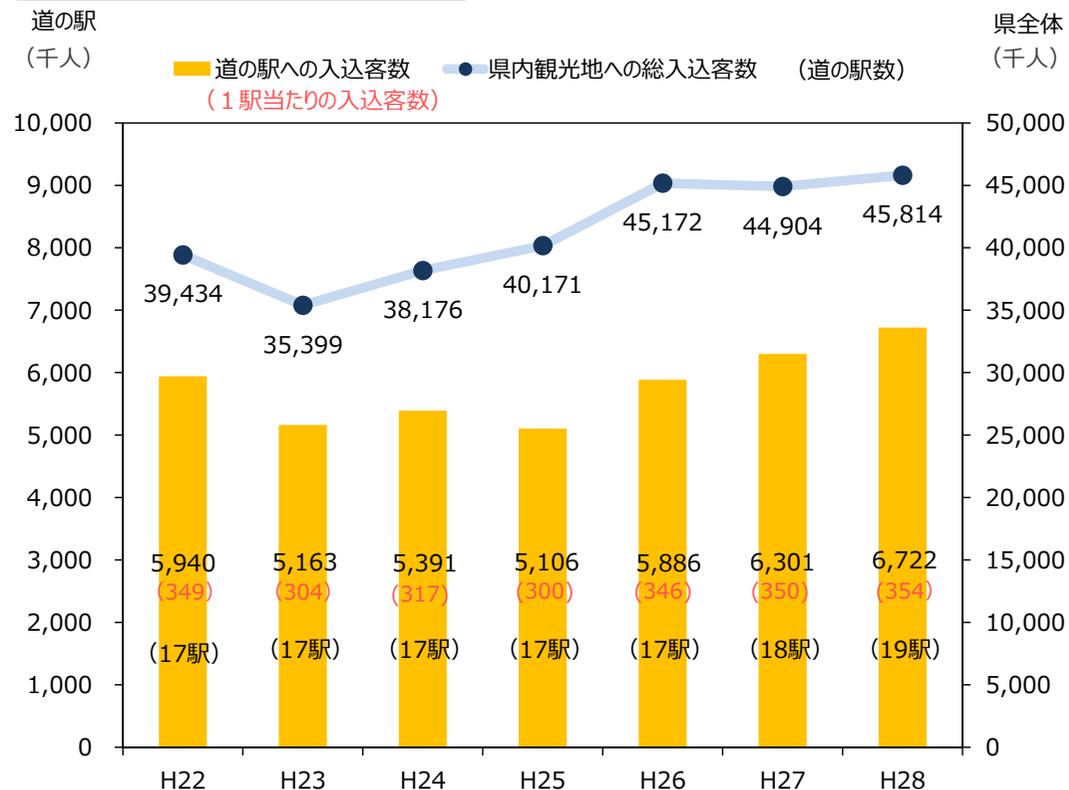
ふくしま道の駅・空の駅まつりの状況

「やまがた道の駅ビジョン2020」[H29現況報告](2/2)

基本目標及び『山形らしい』基本機能の達成状況

基本目標と数値目標のある施策	目標	現況値		進捗状況	目標ライン
		【上段: H28.3月時点、下段: H30.3月時点】			
山形らしい魅力ある「やまがた道の駅」	30	18	60%		
		20	67%		
トイレの洋式化・多機能化	全駅(20)	3	17%		
		13	65%		
EV用急速充電設備	全駅(20)	18	100%		
		20	100%		
車中泊専用エリア(RVパーク)	30駅の1/3(10)	1	10%		
		1	10%		
Wi-Fi環境	全駅(20)	9	50%		
		18	90%		
通行止め・路面凍結情報の情報提供	全駅(20)	9	50%		
		15	75%		
伝統野菜の出品	30駅の1/3(10)	3	30%		
		13	130%		
地域食材を使ったメニューの提供	全駅(19)	12	71%		
		19	100%		
物販における県産品(菓子)の割合	全駅で5割超(19)	—	0%		
		8	42%		
観光案内所の整備	全駅(20)	10	56%		
		12	60%		

「道の駅」の入込客数の推移



取組事例紹介

【観光案内所の整備】

- ・東北芸術工科大学と連携して作成した観光案内所看板を設置



道の駅「さがえ」

【情報機器の整備】

- ・道路情報提供装置の設置



道の駅「たかはた」

【トイレの改修】

- ・トイレの洋式化、多機能化
- ・ピクトグラムの統一
- ・パウダールームの設置



洋式化

オストメイト



パウダールーム



トイレの統一ピクトグラム



平成30年度 道路関係予算概要
国土交通省道路局(H30. 1)から「道の駅」関係を抜粋

平成30年度 道路関係予算概要 (H30. 1 国土交通省道路局)

(道路事業における社会資本整備総合交付金の重点配分の例)

ストック効果を高めるアクセス道路の整備

- 港湾・空港・IC等の整備と供用時期を連携させて行われるアクセス道路の整備
- 工業団地の造成など民間投資と供用時期を連携させて行われるアクセス道路の整備

⇒アクセス道路の早期の効果発現が見込める事業に対して特に重点的に配分



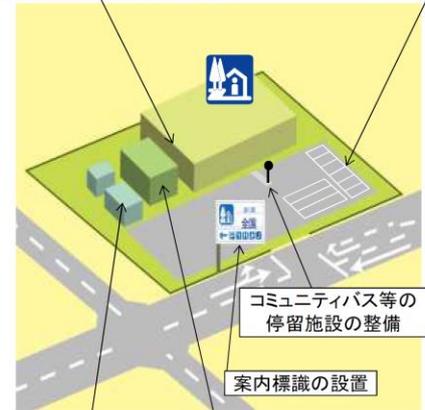
(港湾・空港・IC等の整備と供用時期を連携させて行われるアクセス道路の整備の事例)



(工業団地の造成など民間投資と供用時期を連携させて行われるアクセス道路の整備の事例)

重点「道の駅」の機能強化

- 地域の拠点となる重点「道の駅」の機能強化



(1) 「道の駅」や高速道路の休憩施設等の活用促進 ①

■ 地方創生を支援する「道の駅」の取組を推進します。

<背景/データ>

- ・「道の駅」の現状(P68参照)
- 平成5年の制度創設以来、1,117箇所(平成29年4月末時点)
- 全国モデル「道の駅」 6箇所(平成26年度選定)
- 重点「道の駅」 73箇所(平成26、27年度選定)
- 特定テーマ型モデル「道の駅」
- 平成28年度住民サービス部門モデル「道の駅」 6箇所

- 地方創生に資する地産地消の促進及び小さな拠点の形成等を目指した、先駆的な取組等を行う「道の駅」を重点支援
- 「道の駅」の質的向上に向けた取組として模範となる特定テーマ型モデル「道の駅」を認定(平成29年度：地域交通拠点部門)
- 「道の駅」において、観光情報の提供や道路情報の充実等により、利用者サービス面の向上を図る

〔「道の駅」を地域活性化の拠点とする取組〕

 全国モデル「道の駅」 国土交通大臣選定	地域活性化の拠点として、特に優れた機能を継続的に発揮していると認められるもの 全国的なモデルとして成果を広く周知するとともに、さらなる機能発揮を重点支援
重点「道の駅」 国土交通大臣選定	地域活性化の拠点となる優れた企画があり、今後の重点支援で効果的な取組が期待できるもの 取組を広く周知するとともに、取組の実現に向けて、関係機関が連携し、重点支援



〔重点「道の駅」に想定される機能〕

地方創生に資する取組事例

<ul style="list-style-type: none"> ・高速バス、路線バス、地域コミュニティバスの乗継拠点整備 <p><「道の駅」ピア21しほろ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の大学と連携し、外国人向けに災害時の誘導線を英語で表示 <p><「道の駅」紀宝町ワミガメ公園></p>
--	--

地域外から活力を呼ぶ ゲートウェイ型 地域の観光総合窓口機能 地域全体の観光案内、宿泊予約窓口等 インバウンド観光の促進 外国人案内所、免税店、無料公衆無線LAN、海外対応ATM等 地方移住等の促進 地方移住のワンストップ窓口 ふるさと納税の情報提供等	「道の駅」が活力を呼び、雇用を創出、地域の好循環へ	地域の元気を創る 地域センター型 地域の産業振興 地方特産品のブランド化、6次産業化等 地域福祉の向上 診療所、役場機能、高齢者住宅等 高度な防災機能 広域支援の後方支援拠点、防災教育等
--	---------------------------	--

(1) 「道の駅」や高速道路の休憩施設等の活用促進 ②

■ 高速道路の使いやすさを向上させるため、SA・PAや道の駅等を活用したサービスの充実を促進します。

【高速道路の休憩施設の活用】

＜背景/データ＞

- ・高速道路利用者だけの使用を前提とした「高速道路の休憩施設」は、近年、ウェルカムゲート等により、沿道地域からの利用も可能に

SA・PA：868箇所
 ウェルカムゲート：263箇所
 ハイウェイオアシス：23箇所(それぞれ平成29年7月末時点)

- 高速道路の休憩施設の活用について、関係機関(地方整備局、高速道路会社等)が連携の上、その進捗状況に応じた支援を実施

高速道路外への出入口(ウェルカムゲート)

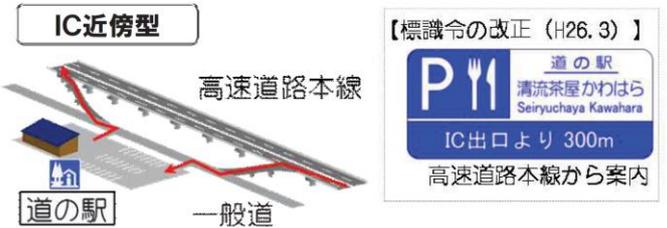


【「道の駅」を活用した高速道路の休憩サービスの充実】

＜背景/データ＞

- ・無料の高速道路は、今後、整備が急速に進展していくが、休憩施設はほとんどなく、休憩サービスの提供が必要
- 無料の高速道路 現在：2,046km → 今後：約3,300km
 (平成29年7月末時点) (事業中区間整備後)

- 「道の駅」の施策を活用するなど地域と連携して、休憩サービスの提供を実施
- IC近傍の「道の駅」は、高速道路から案内し、休憩施設として活用
- 有料区間においては、一時退出の実験を実施し、取組を推進 (P27参照)



各種通知・事務連絡関係

平成29年9月25日

各地方整備局等

道の駅担当課長等 様

道路局 国道・防災課

課長補佐 西野 毅

「道の駅」のトイレの改善について

標記について、「道の駅のトイレの改善について」（平成29年4月10日付事務連絡）で通知しているところですが、今般、訪日外国人や高齢者の利用のしやすさや、衛生面の向上ならびに維持管理費用の抑制の観点から、直轄一体型の「道の駅」のトイレを新設あるいはリニューアルする場合は、原則として全て洋式化を図ることとしたので通知します。

本事務連絡を踏まえ、「道の駅のトイレの改善に関するチェックポイント」（以下、「チェックポイント」という。）を更新したので、併せて送付します。

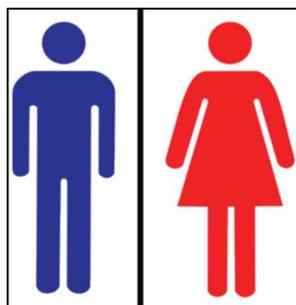
なお、直轄一体型以外の「道の駅」についても、トイレの洋式化が促進されるよう、本事務連絡及びチェックポイントを参考送付し、地元自治体等と連携した取り組みをお願いします。

附則

1. 本通知は、平成29年9月25日より適用する。
2. 「道の駅のトイレの改善について」（平成29年4月10日付事務連絡）は廃止する。
3. 直轄一体型の道の駅について、本事務連絡により難しい場合は、国道・防災課と協議すること。

「道の駅」のトイレの改善に関する チェックポイント

< 第 2 版 >



平成29年9月

道路局 国道・防災課

はじめに

「道の駅」は平成5年の制度発足から25年が経過し、全国で1,117駅が登録されています（平成29年4月21日現在）。当初は、通過する道路利用者へのサービスが中心でしたが、近年は農業・観光・福祉・防災・文化など、地域の個性や魅力を活かした様々な取り組みが進められており、地方創成を具体的に実現していくための極めて有力な手段として、その重要性が高まっています。このような背景を踏まえて、国土交通省では「道の駅」の基礎機能向上について、平成26年9月22日付け事務連絡を発出し、更なる機能強化に向けた整備促進を図ってきているところであり、トイレの改善も重要な課題であるといえます。

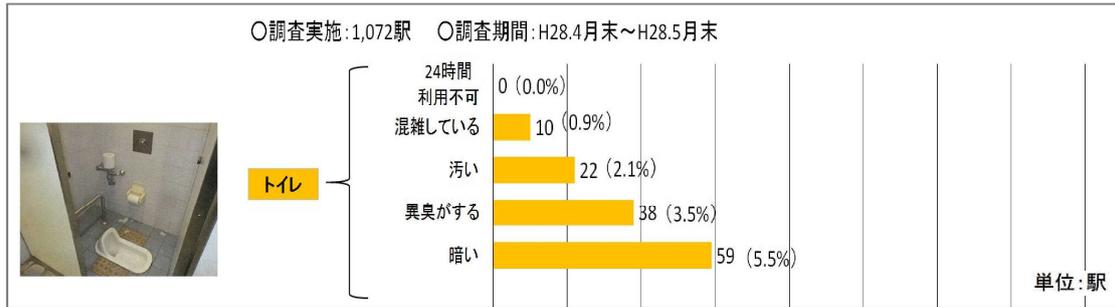
近年の公共トイレは「明るい」「臭わない」「キレイ」だけでなく、バリアフリー対応はもちろんのこと、子供や女性にも配慮した快適な空間として利用するニーズが高まっており、また、訪日外国人観光客の増加に伴い、案内誘導の多言語化対応や災害時にも利用可能な機能も兼ね備えた施設整備が進められております。

一方「道の駅」のトイレについては「暗い」「異臭がする」「汚い」等の声が多く、あわせて施設の老朽化も進行している等、必ずしも利用者ニーズに対応した施設とはいいがたい状況にある反面、和式から洋式に改修する等、トイレの改善を実施した「道の駅」については、売上高が向上したとのデータもあります。

さらにトイレの維持管理に関しては「トイレがきれいなことに感謝している」という声もあり、「道の駅」で一番気になるのがトイレ。きれいなところにはまた寄ってみたい」といった意見のように、トイレを清潔にしておくことで周遊観光促進や「道の駅」へのリピーター増加といったメリットも期待されます。

本冊子は、施設の新築・改築時に留意する項目をとりまとめた「新設・改築（改修）編」と日常的な維持管理の際に留意する項目をとりまとめた「日常管理編」で構成されています。本書を「道の駅」トイレの計画、設計、維持管理の各段階において関係者の方々に参考としていただき、全ての「道の駅」のトイレが利用者にとって快適となる一助となれば幸いです。

■「道の駅」のトイレ施設状況



「道の駅」の施設状況把握について

- 【清潔さ】
- ・清掃はされているが、窓・壁等が薄汚れている。
 - ・ゴミ（ペーパー）が散乱していた。小便器の水が流れない。
 - ・洗面台のひび割れを確認。



窓が割れている



網戸が破れている



床が汚い



蛍光灯カバーが壊れている



便器が汚い



仕切りパネルが劣化



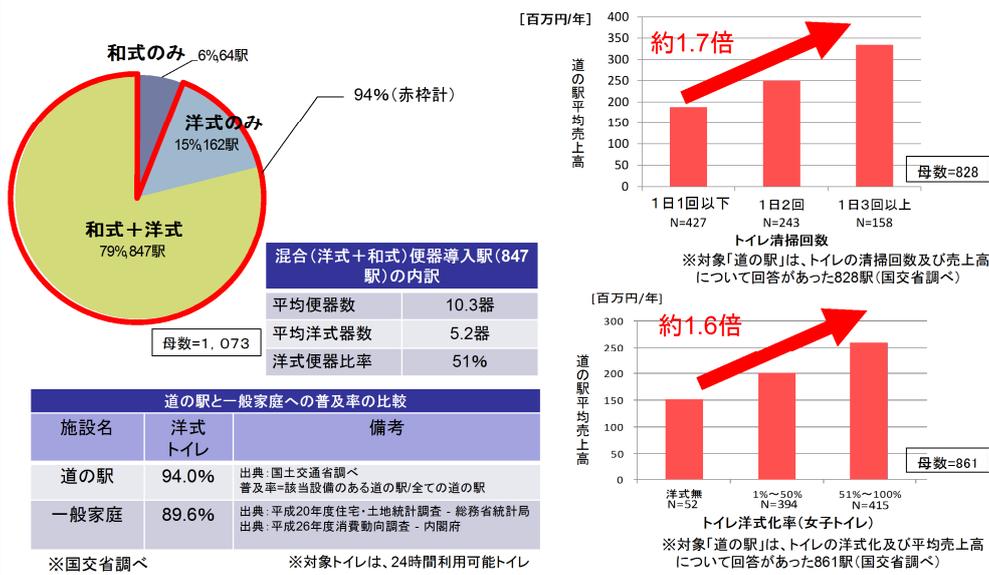
便座をガムテープで補修



洗面台のひび割れを確認



- トイレの清掃回数が多い（1日2回以上）「道の駅」は、売上高が高くなっている。
- トイレの洋式化率は94%。洋式化率が高い（50%以上）「道の駅」は、売上高が高くなっている。



新設・改築(改修)編 目次

基本事項	1	適切な規模について	p1
	2	利用時間帯について	p1
	3	必要な設備について	p2
施設整備	4	動線の確保について	p5
	5	快適で利用しやすい設備について	p7
快適性の向上	6	案内について	p13
	7	配慮事項について	p15
付加機能	8	災害対策について	p17
	9	一工夫について	p18

チェック項目の凡例

チェック

必須項目：最低限チェックし、整備や改善を目指す項目

チェック

望ましい項目：チェックし、可能な範囲で整備や改善を目指す項目

1

適切な規模について

- 「道の駅」のトイレは「公共施設」という特性上、対象となる一般道路の交通量や施設規模に応じた適切な規模の設定が重要です。
- 道路管理者が整備するトイレは、NEXCO 設計要領（PA 基準）を準用した規模設定が必要です。
- 地域振興施設のトイレは、道路管理者が整備するトイレとは別に、設置者において地域振興施設の特性を踏まえた適切な規模確保の検討が必要です。
- 例えば、周遊観光の拠点となる役割をもつ地域振興施設では平均駐車時間を NEXCO 設計要領よりも長く設定した検討を行う等の対応が必要です。

チェック1：道路管理者が整備するトイレの便器数は NEXCO 設計要領（PA 基準）を準用した規模となっていますか？

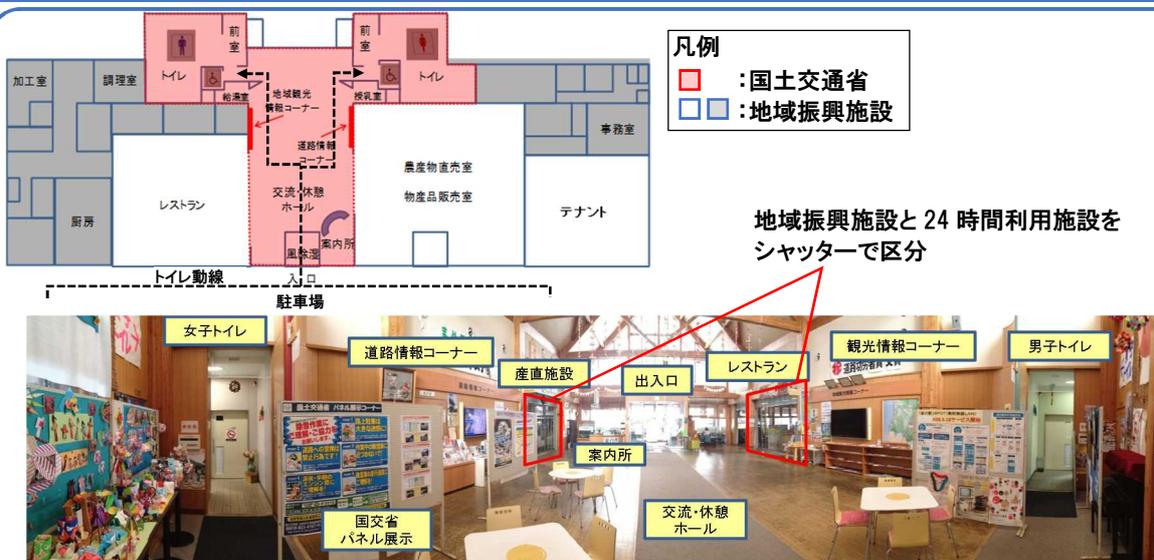
チェック2：「観光」「文化」「教育・体験」など地域振興施設の特性に応じた便器数を確保していますか？

2

利用時間帯について

- 「道の駅」のトイレは『道の駅』登録・案内要綱において 24 時間利用であることが義務付けられています（ただし、地域振興施設内のトイレは除く）。
- そのため、24 時間利用が可能となる施設配置としておく必要があります。
- 例えば地域振興施設とは別棟整備とする、同一棟であってもシャッター等で 24 時間利用施設とそれ以外を区分するといった工夫が必要です。

チェック1：道路管理者が整備するトイレは 24 時間利用可能となっていますか？



▲地域振興施設と同一棟で整備されたトイレの 24 時間対応例

3 必要な設備について

- トイレは 24 時間、いつでも安心して快適に利用できる施設としておくことが重要です。そのため、十分な明るさの確保や換気対策、緊急時対応策が重要です。
- また、一年を通じて快適な利用が可能となる計画を検討しましょう。特に屋外トイレの場合は、夏期の防虫対策や冬期の防雪対策などに配慮するように努めましょう。
- 「道の駅」は「公共施設」という特性上、維持管理を見据えた計画を検討しましょう。例えば、維持管理のしやすい材質の使用や清掃用具の収納スペースの確保などを設計段階で検討しましょう。

チェック1：トイレ内の明り取りの窓や照明で十分な明るさが確保されていますか？

チェック2：駐車場からトイレまでの通路について、夜間でも安心して利用できるよう照明が配置されていますか？

チェック3：緊急時の呼び出しボタンは設置されていますか？

チェック4：換気扇や換気を行える窓が配置されていますか？

チェック5：防虫対策や冷暖房設備など一年を通じて快適な利用ができる設備整備を計画していますか？

チェック6：清掃用具、消耗品の収納スペースなど維持管理を見据えた設備整備を計画していますか？

〈チェック1〉

良い事例



▲改修により照明をLED化し明るくした事例

事例1



▲照明や窓で十分な明るさを確保した事例

事例2

規格	施設	照度
JIS	工場	200lx
	商業施設	200lx
	駅	200lx
		100lx
		75lx
安心・安全まちづくり推進要綱(警察庁)	公衆トイレ	50lx

▲規格におけるトイレの維持照度(参考)

改修事例

改善前



改善後



▲個室が日中でも暗かったため便器の洋式化に合わせて感知式のLED照明を設置した事例

事例1

〈チェック 2〉

良い事例

事例 1

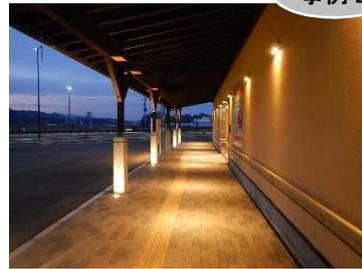


▲駐車場からトイレまで照明を配置した事例



▲駐車場からトイレまで照明を配置した事例

事例 2



悪い事例

事例 1



▲駐車場からトイレまで照明を配置していない事例

〈チェック 3〉

良い事例

事例 1



▲各個室、出入り口付近、奥の壁際に緊急時の呼び出しボタンを設置した事例

事例 2



▲転倒時でも使いやすい位置に緊急時の呼び出しボタンを設置した事例

事例 3



▲非常ボタンが作動すると外部の回転灯が点滅する事例。ただし連絡を届けるシステムがないため周囲に人がいないとわからないことは課題

〈チェック4〉

良い事例

事例1



▲換気扇と換気が行える窓を配置した事例

事例2



▲換気扇を複数配置した事例

〈チェック5〉

良い事例

事例1



▲エアーカーテンを設置し防虫対策を行っている事例

悪い事例

事例1



▲冷暖房がなく入り口にドアもないため夏季や冬期の利用では快適性が劣り、天候によっては鏡が結露して見えなくなっている事例

改修事例

事例1



▲冬期温水が使用できるように改善した事例

〈チェック6〉

良い事例

事例1



▲清掃を行いやすくするため、洗面台を一連なりに整備した事例

良い事例

事例2



▲清掃を行いやすくするため、床置きではなく、壁掛けの小便器を整備した事例

悪い事例

事例1



▲清掃用具の保管場所がなく、多機能トイレ内にロッカーを設置する等、本来の機能が損なわれた事例

4 動線の確保について

- 「道の駅」に立ち寄った人の多くが利用するトイレは、情報提供施設をはじめ、「道の駅」全体の動線を考慮して利用されやすい動線上に配置されている必要があります。
- また、誰もがいつでも利用しやすいように、バリアフリーに配慮した計画とする必要があります。

チェック1：駐車場や情報提供施設、地域振興施設から利用されやすい動線上にトイレが配置されていますか？

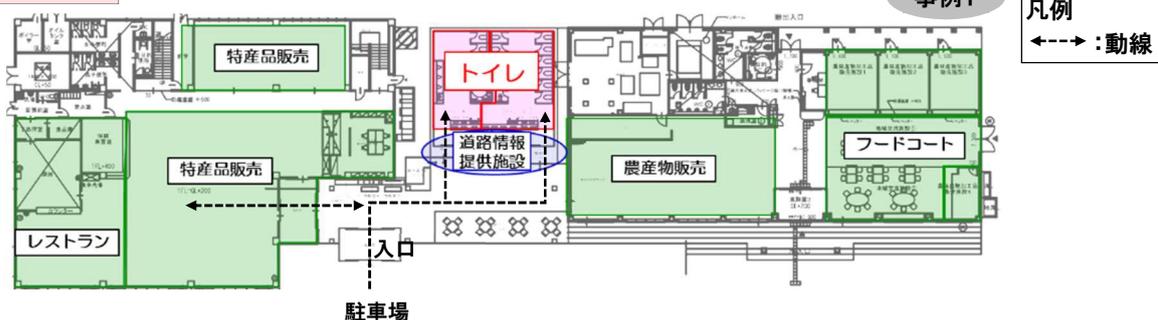
チェック2：トイレまでの動線上に段差がないですか？

チェック3：駐車場からトイレ、情報提供施設、地域振興施設まで車いす利用者が雨に濡れずに安全に移動できますか？

チェック4：視覚障害者も安全に移動できる誘導用ブロックなどの設備がありますか？

〈チェック1〉

良い事例



▲施設の中心部に道路情報提供施設、トイレを配置し、駐車場からも利用しやすく工夫した事例

〈チェック2〉

良い事例



▲トイレまでの動線上に段差がない事例



▲トイレまでの動線上に段差がない事例

〈チェック 3〉

良い事例

情報提供施設・
地域振興施設



▲駐車場から建物まで段差なく屋根付きの回廊で往来できるように整備した事例

改修事例

改善前



改善後



▲身障者用駐車ます屋根を設置し、増設されたトイレ棟とも屋根付き通路で連結した事例

〈チェック 3・4〉

改修事例

改善前



改善後



▲駐車場からトイレまで屋根を設置し、段差をなくすように改修した事例
あわせて、視覚障害者対応として誘導用ブロックを設置

5 快適で利用しやすい設備について

- 不特定多数の人が利用する「道の駅」のトイレは、全ての人が快適に利用できるように、多機能トイレや大型ブースの設置が必要です。
- また、バリアフリーや利用者の快適性に配慮した設備が必要です。

【バリアフリー】

チェック1：車いす使用者や高齢者、子供連れの方に配慮した多機能トイレが整備されていますか？

チェック2：介助者を必要としない車いす使用者や子供連れの方に配慮した大型ブースが整備されていますか？

チェック3：オストメイト対応器具が設置されていますか？

チェック4：ベビーチェアが設置されていますか？

チェック5：多目的シート（おむつ交換台等）が設置されていますか？

【快適性】

チェック6：手荷物等を置く棚やフックが設置されていますか？

チェック7：便器の洋式化が図られていますか？

チェック8：洋式便座は温水洗浄便座になっていますか？

チェック9：手洗い場に石けんを設置するスペースが確保されていますか？

〈チェック1〉

良い事例



▲多機能トイレ整備事例



▲紙おむつ処分用のゴミ袋を設置し衛生面に配慮した多機能トイレ整備事例



▲便座背後に背あてを設置し高齢者・身体障害者に配慮した多機能トイレ整備事例

〈チェック1〉

良い事例



▲多機能トイレを2基設置し、半身麻痺の方に配慮して介助用ベッドを左右対称に配置した事例

事例4
このトイレは右側にベッドがついています。



〈チェック2〉

良い事例



▲大型ブース整備事例

〈チェック 3〉

良い事例



▲オストメイト対応器具設置事例



▲男女の個室に1箇所オストメイト対応器具を設置しピクトグラムで表示した事例

〈チェック 3・12〉

良い事例

フィッティングボード



オストメイト対応器具

▲オストメイト対応器具・フィッティングボード設置事例

〈チェック 4〉

良い事例



▲ベビーチェア設置事例



▲ベビーチェアと多目的シートを設置した事例



〈チェック 4・5〉

良い事例



▲多目的トイレと男女の個室に1箇所ベビーチェアと多目的シートを設置した事例



▲ベビーチェアとおむつ交換台を設置した事例

〈チェック 5〉

良い事例



▲おむつ交換台設置事例

〈チェック 5〉

改修事例



▲改修により多目的シートを設置した事例

〈チェック 6〉

良い事例



▲手荷物を吊るすフックを設置した事例

〈チェック 6〉

良い事例



▲手荷物を置くフックと棚の両方を設置した事例

事例 2



事例 3



▲フックを設置した事例

〈チェック 7〉

悪い事例

事例 1



▲男子トイレが全て和式の事例

改修事例

改善前



改善後



事例 2

▲和式トイレを洋式トイレに改修した事例

〈チェック 8〉

良い事例

事例 1



▲ベビーチェアと温水洗浄便座の整備事例

改修事例

改善前



改善後



事例 2

▲温水洗浄便座に改修した事例

〈チェック 9〉

悪い事例

事例 1



▲石けん設置スペースを整備していない事例

〈チェック 9-19〉

良い事例

事例 1



▲石けん設置スペースと手荷物を置くスペースを整備した事例

事例 2



▲石けん設置スペースと手荷物を置くスペースを整備した事例

5 快適で利用しやすい設備について

- 利用者の快適性を一層向上させるため、手すりやフィッティングボード等の設置も検討しましょう。
- また、個室は必要設備が配置できるように十分な広さの確保や配置検討に努めましょう。

チェック 10：個室は十分な空間が確保されていますか？

チェック 11：個室には手すりが設置されていますか？

チェック 12：フィッティングボード(着替え台) が設置されていますか？

チェック 13：個室に便座クリーナーを設置するスペースが確保されていますか？

チェック 14：個室には擬音装置が設置されていますか？

チェック 15：子供用の利用を考慮した便器、手洗い場が整備されていますか？

チェック 16：快適で安心して利用できる授乳室が整備されていますか？

チェック 17：ハンドドライヤーやペーパータオル等が付いていますか？

チェック 18：女子トイレにパウダーコーナーが設置されていますか？

チェック 19：手洗い場の鏡前に手荷物を置ける棚は設置されていますか？

〈チェック 10〉

悪い事例



▲個室に十分な空間が確保されていない事例

〈チェック 11〉

良い事例



▲手すりを設置した事例

〈チェック 11〉

事例 2



▲手すりを設置した事例(ただし高齢者が立ち上がるためには縦方向の手すりが望ましい)

〈チェック 12〉

良い事例



▲フィッティングボードを整備した事例

〈チェック 13〉

良い事例



▲便座クリーナーを設置した事例

〈チェック 13〉

事例 2



▲便座クリーナーを設置した事例

<チェック 14>

良い事例

事例 1



▲擬音装置を設置した事例

事例 2



▲擬音装置を設置した事例

<チェック 15>

良い事例

事例 1



▲子供用手洗い場を設置した事例

<チェック 15>

良い事例

事例 2



▲男女トイレ内のいずれにも子供用トイレを設置した事例



事例 3

▲子供用トイレを設置した事例

<チェック 16>

良い事例

事例 1



▲授乳室を整備した事例

事例 2



▲ピクトグラム・多言語表記を行っている授乳室整備事例



<チェック 17>

良い事例

事例 1



▲車いす利用者でも利用可能な高さ
にハンドドライヤーを設置した事例

事例 2



▲ペーパータオルを設置した事例

〈チェック 18〉

良い事例



▲パウダールームを整備した事例

事例 1



▲混雑時を想定し、2 箇所にかけてパウダールームを整備した事例

事例 2

〈チェック 19〉

良い事例



▲手洗い場に手荷物を置けるスペースを確保した事例

事例 1

改修事例



▲手荷物用の棚を設置し、鏡も広く改修した事例



事例 1

6

案内について

- 全ての人（男子、女子）がトイレまでの行き方やトイレ内にある施設がわかるように案内する必要があります。
- 外国人観光客に対しては多言語表記のほか、ピクトグラムでの案内も必要です。
- また、トイレ内には誰にでも使用方法がわかるような案内の表示や、案内を表示しなくても誰もが使いやすいデザインのトイレとする必要があります。

チェック1： 駐車場からトイレまでの区間やトイレの機能（多機能トイレ有、オストメイト可、授乳コーナー、ベビーベッド有等）が分かりやすくサイン等で案内されていますか？

チェック2： 多言語表記またはピクトグラム表記がされていますか？

チェック3： 誰にでも使用方法がわかるような案内をしていますか？

チェック4： 誰にでもわかりやすいシンプルなデザイン（機能）となっていますか？

チェック5： 視覚障害者にも男子用及び女子用の区別が分かるように案内がされていますか？

〈チェック1〉

改修事例

事例1



▲ 駐車場からトイレまでの案内がわかるようにサインを設置した事例

〈チェック1〉

良い事例

事例2



▲ 案内板にピクトグラムを用いてトイレまでの経路とトイレの機能を示した事例

〈チェック2〉

良い事例

事例1



▲ ピクトグラムと多言語化による案内事例

〈チェック 2〉

悪い事例

事例 1



▲オストメイトが設置されているが、ピクトグラム表示がされていない事例

改修事例

事例 1

改善前



改善後



▲多言語表記に対応したピクトグラムを設置した事例

〈チェック 3〉

良い事例

事例 1



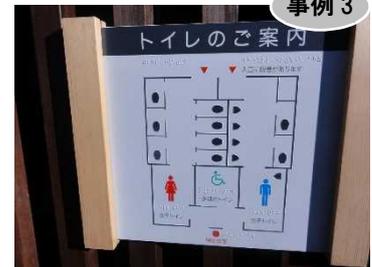
▲使用方法を案内している事例

事例 2



▲使用方法の多言語表記を行った事例

事例 3



▲点字表記を行った事例

〈チェック 4〉

良い事例

事例 1



▲誰にでもわかりやすいシンプルなデザインである事例

事例 2



▲誰にでもわかりやすいシンプルなデザインである事例

7

配慮事項について

- 大型ブースは介助者を必要としない車いす使用者や子供連れの方に配慮した通常よりも大きめの個室です。そのため、そこに至る通路は十分な通路幅員を確保しておく必要があります。
- 人の視線や、繁忙期の利用者増加を見据えた工夫をすることで、より快適なトイレ整備につながります。
- 浄化槽等の臭気を発する設備が物販スペースの近くにあると利用者が不快な気持ちになるため、施設全体の配置を考慮してトイレの配置を検討しましょう。

チェック 1：入り口から大型ブースまでベビーカーどうしがすれ違えるような通路幅が確保されていますか？

チェック 2：外から手洗い場や個室が直接見えないような工夫がされていますか？

チェック 3：扉開閉時など他の利用者と目線が合わないなどの工夫がされていますか？

チェック 4：トイレ内部に死角がなく個室が見渡せる配置になっていますか？

チェック 5：空室が分かるように工夫されていますか？

チェック 6：並んでいる人の溜り空間が確保されていますか？

チェック 7：施設全体の配置を考慮してトイレを配置していますか？

〈チェック 1〉

良い事例

事例 1



▲大型ブースまでベビーカーがすれ違える通路幅を確保した事例

〈チェック 2〉

改修事例

事例 1

改善前



改善後



▲外から男性用小便器が見えてしまっていたためピクトグラム付きの案内板を設置して見えないように工夫した事例

〈チェック 2〉

改修事例

改善前



改善後



事例 2

▲トイレ内部が見えてしまっていたため扉を内開きから外開きに変更した事例

〈チェック 3〉

良い事例

事例 1



▲他の利用者と目線が合わないように仕切りを入れた事例

〈チェック 4〉

良い事例

事例 1



▲個室を見渡せるように配置し、混雑時でも円滑な利用が可能な事例。扉上部には個室の機能を示したピクトグラムを設置

悪い事例

事例 1



▲トイレ内部中央の壁で死角が発生し個室が見渡せない事例

〈チェック 5〉

良い事例

事例 1

事例 2



ドアが開いている場合に
表示される



▲ドア上部にピクトグラムを配置し、空室とトイレの形式をわかるようにした事例



▲ドア上部にサインを配置し、空室とトイレの形式をわかるようにした事例

〈チェック 5〉

良い事例

事例 3



▲ドア上部にサインを配置し、空室とトイレの形式をわかるようにした事例

〈チェック 6〉

良い事例

事例 1



▲並んでいる人の溜まり空間を確保した事例

8

災害対策について

- 新潟県中越地震や東日本大震災時には「道の駅」が道路利用者の一時避難場所や被災情報の発信、支援者の待機スペース等としての役割を果たしました。
- 今後想定される大規模災害に対して地域防災計画も踏まえて、「道の駅」の果たすべき役割を整理し、必要となる設備の整備を検討しましょう。
- また、平時から災害時の「道の駅」の役割を案内しておくことで、利用者に安心感を与え、「道の駅」が地域で果たす役割の向上が期待されます。

チェック 1：災害時に必要な電源・水を確保できるようになっていますか？

チェック 2：災害用トイレを整備していますか？

チェック 3：災害時にも「道の駅」が利用可能であることがわかる案内がされていますか？

〈チェック 1〉



▲災害時に必要な電源を確保した事例(太陽光発電により蓄電)

〈チェック 1〉



▲非常用電源整備事例



▲災害時に必要な水を確保した事例

〈チェック 2〉



▲災害用トイレ整備事例

〈チェック 3〉



▲非常用電源、ポンプを設置し、災害時に利用可能であることを示した事例

9

一工夫について

- 必要最小限の設備に加えて、花が飾ってある等の工夫は利用者の心を和ませ、快適な利用を促進します。設計、計画段階からそのような工夫が可能なようにスペースを確保することを検討しましょう。
- 地域振興施設とトイレが別棟で計画される場合も、利用者にとっては一つの「道の駅」です。バランスのとれた建築計画を検討しましょう。

チェック 1：花を飾る・音楽を流すなど、快適に利用できる一工夫が可能なスペースが確保されていますか？

チェック 2：地域振興施設とのバランスや景観に配慮した建物設計がされていますか？

〈チェック 1〉

良い事例



▲音楽を流し、花を飾っている事例



事例 1



事例 2

▲エントランスに花を飾っている事例

〈チェック 1〉

悪い事例



▲トイレ内に灰皿が設置され分煙ができていない事例

事例 1

〈チェック 2〉

良い事例



▲地域振興施設とのバランスが取れた外観を整備した事例

事例 1



日常管理編 目次

設備	1	快適で利用しやすい設備について	p19
快適性の向上	2	案内について	p22
	3	防犯対策について	p23
	4	タイミング・頻度について	p24
清掃	5	適切な清掃道具について	p25
	6	適切な清掃について	p26
	7	消臭対策について	p28
機能付加	8	一工夫について	p28

チェック項目の凡例

チェック

必須項目：最低限チェックし、整備や改善を目指す項目

チェック

望ましい項目：チェックし、可能な範囲で整備や改善を目指す項目

1 快適で利用しやすい設備について

- 設備の不具合や破損は利用者の利便性低下に加えて、いたずら等の発生を招くおそれもあるため、日常的に点検する必要があります。
- 設備の不具合や破損を発見した場合は早急に対応することも重要です。特に配管からの水漏れなど緊急性を要する破損を発見した場合は早急に施設管理者に連絡し、対応することが求められます。
- また、一年を通じて快適に利用できるように、夏期の防虫対策実施や冬期の暖房設備に異常がないか等の点検も心がけましょう。

チェック 1：屋内外の照明の不点灯はありませんか？

チェック 2：手荷物等を置く棚やフックが壊れていませんか？

チェック 3：便座クリーナーは壊れていませんか？

チェック 4：擬音装置は故障したり電源が抜けていませんか？

チェック 5：個室への出入り及び施錠に支障はありませんか？

チェック 6：石けんは入れ物が壊れていませんか？

チェック 7：ハンドドライヤーやペーパータオルの入れ物等は故障していませんか？

チェック 8：多目的シート（ベビー用おむつ交換台等）、ベビーチェアに汚れやガタツキはありませんか？

チェック 9：不具合があったり、壊れている箇所への対応はされましたか？

チェック 10：防虫対策や冷暖房設備など、一年を通じて快適な利用ができるように施設を管理していますか？

〈チェック1〉

悪い事例

事例1



▲節電のため照明点灯数を少なくしており暗くなっている事例

事例2



▲電球がきれたままとなっている照明の事例

<チェック1>

改修事例

事例1

改善前



改善後



▲照明の不点灯を改善した事例

<チェック2>

悪い事例

事例1



▲手荷物をかけるフックが破損している事例

<チェック5>

悪い事例

事例1



▲鍵が破損している事例

<チェック5>

改修事例

事例1

改善前



改善後



▲引き戸の不具合を補修した事例

<チェック6>

改修事例

事例1



▲石けんの入れ物を交換した事例

改善前



改善後



▲ドアの蝶番を補修した事例

事例2

<チェック7>

良い事例

事例1



▲破損防止のためはめ込み式としたハンドドライヤーの事例

事例2



▲破損防止のため防護柵を設置したハンドドライヤーの事例

<チェック 7>

改善事例

改善前



改善後



▲破損したハンドドライヤーを交換した事例

事例 2

<チェック 8>

悪い事例

事例 1



▲型式が古く使いにくいベビー用おむつ交換台の事例

<チェック 8>

悪い事例

事例 2



▲ベビーチェアにカビが生えている事例



事例 3



▲おむつ交換台の脚がさびびてしまっている事例

<チェック 9>

悪い事例

事例 1



▲故障を放置してしまっている事例

事例 2



▲故障を放置してしまっている事例

事例 3



▲故障を放置してしまっている事例

<チェック 9>

悪い事例

事例 4

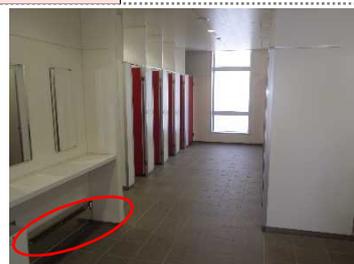


▲破損を放置してしまっている事例

<チェック 10>

良い事例

事例 1



▲足下に暖房装置を設置した事例



<チェック 10>

悪い事例

事例 1



▲殺虫灯を設置したが汚れて蜘蛛の巣に覆われている事例

2 案内について

- サインやピクトグラムが汚れたり、はがれたりしていると、機能を果たさないばかりではなく、落書き等の発生を招くおそれもあるため、日常的に点検して清掃や付替えを検討する必要があります。
- 誰にでも適切な利用方法がわかるように案内をすることで、利用者の利便性向上だけでなく、間違った利用による故障等を防ぐことも可能となります。

チェック1：駐車場からトイレまでの区間やトイレの機能(多機能トイレ有、オストメイト可、授乳コーナー、ベビーベッド有等)を示したサインが汚れたり、他の物で見えにくくなっていませんか？

チェック2：多言語表記またはピクトグラム表記が汚れたり、はがれたりしていませんか？

チェック3：誰にでも適切な利用方法がわかるように案内がされていますか？

〈チェック1〉

悪い事例

事例1



▲ピクトグラムが植栽で見えにくくなっている事例

〈チェック2〉

悪い事例

事例1



▲ピクトグラムが薄くなったりはがれている事例

〈チェック2〉

良い事例

事例1



▲施設管理者が独自に設置した多言語表記の事例

〈チェック3〉

良い事例

事例1



▲施設管理者が独自に設置した利用方法の案内(緊急時レバー)

〈チェック3〉

良い事例

事例2



▲施設管理者が独自に設置した利用方法の案内(緊急時レバー)



悪い事例

事例1



▲緊急時呼び出しボタンの使用方法が剥がれている事例

3

防犯対策について

- トイレは 24 時間利用可能であるため、不審物の放置、備品の盗難、不審者の侵入等が発生する恐れもあります。
- 防犯のための張り紙設置や、不審物がないか、備品の数が合っているか等の点検をすることで、不審物や不審者の侵入しにくいような対策をとることを検討しましょう。
- また、利用者がいつでも安心して利用できるように、緊急時や設備故障時等の連絡先を明確にすることを検討しましょう。

チェック 1：不審物や不審者が侵入しにくいような対策が取られていますか？

チェック 2：24 時間安心して利用できるように緊急時等の連絡先等がわかるようになっていますか？

〈チェック 1〉

良い事例



▲不審物や不審者が侵入しにくいように防犯カメラを設置した事例



事例 1



事例 2



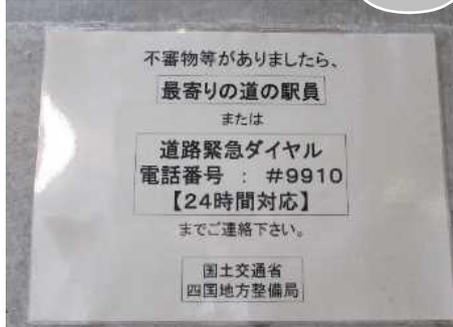
〈チェック 2〉

良い事例



▲緊急時の連絡先を掲示した事例

事例 1



▲緊急時の連絡先を掲示した事例

事例 2



▲多機能トイレの警告灯の下に緊急時の連絡先を掲示した事例

4

タイミング・頻度について

- 汚れは付着してから時間が経過すると、落ちにくくなってしまいます。キレイなトイレを維持するためにも1日複数回の清掃が必要です。
- また、トイレを清潔に保つためには清掃員一人一人の心がけも重要です。清掃に関する意識向上を図ることが大切です。
- 清掃は混雑が予想される時間の前後等、適切な時間帯での実施を心がけましょう。

チェック1：1日複数回清掃を行っていますか？

チェック2：チェックシートを作成し清掃・点検時間、担当者を明確にして清掃に関する意識向上を図っていますか？

チェック3：適切な時間帯に清掃を行っていますか？

〈チェック1・3〉

良い事例

事例1



▲チェックシートを作成し1日複数回適切な時間帯に清掃を行っている事例

事例2



▲清掃時間を掲示している事例

事例3

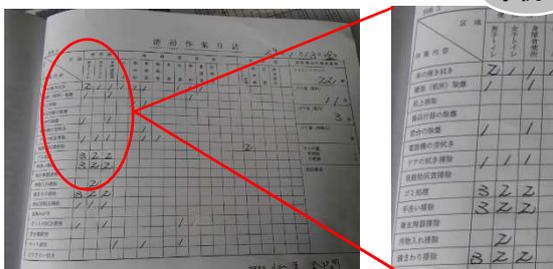


▲チェックシートを作成し1日複数回適切な時間帯に清掃を行っている事例

〈チェック2〉

良い事例

事例1



▲毎日の清掃を日報で管理しチェック機能を強化している事例

事例2



▲チェックシート、清掃マニュアルの事例

5 適切な清掃道具について

- 床、便器、手洗い場の清掃道具が同一であると、利用者が不快に感じるだけでなく、十分な清掃ができないことが想定されます。
- また、材質にあわない清掃用具や洗剤を使うと、設備が劣化して破損することもあります。材質にあった清掃用具や洗剤の使用を心がけましょう。

チェック 1：床・便器・手洗い場ごとに清掃用具を使い分けていますか？

チェック 2：床・便器・手洗い場ごとに材質にあった清掃用具・洗剤を使用していますか？

〈チェック 1〉

良い事例

材質	部位	用 具			
		柔らかいスポンジ	タオル	トイレ用ブラシ (研磨剤なし)	ナイロンスポンジ の固い面
陶器	便器	○	○	○	△
樹脂	便座・便ふた	○	△※	×	×
めっき	手洗金具・給水管	○	○	△	×
タイル	壁・床	○	○	○	△

○：問題なし

×：光沢がなくなる

△：目立たないが細かい傷が入る

▲清掃用具の使い分け事例

※：乾いたタオルでは傷が入るので注意

事例 1



▲洗剤・清掃用具を使い分けている事例

事例 2

〈チェック 2〉

良い事例

■**トイレ用中性洗剤**
黄ばみや黒ずみなどの汚れに適した成分が含まれています。
適した場所：便器、タンクなど。
便座に使えるものもあります。



■**浴室用中性洗剤**
石けんかすや皮脂の汚れに適した成分が含まれています。
適した場所：浴室内、洗面ポウルなど。



■**住宅用中性洗剤**
手あかやホコリ、軽い油污などの汚れに適した成分が含まれています。
適した場所：キャビネット、ドアノブなど住まい全般。



■**台所用中性洗剤**
食品の汚れに適した、手肌にやさしく、人体への安全性が高い成分が含まれています。



【環境にやさしいものを洗剤代わり】
食用酢
ついでにすぐの汚れには効果的です。
ニオイがきついで薄めて。

【中性以外の洗剤
(酸性・アルカリ性・塩素系など)】
材質に影響を与えることがありますので、使用前にラベルの表示をよく読んでお使いください。材質を傷めないためにも、洗浄力の弱いものから

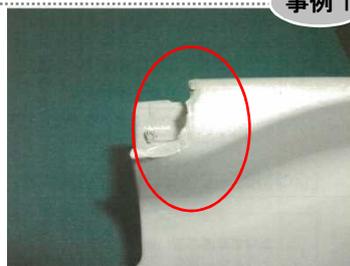
事例 1



▲材質にあった清掃用具、洗剤を使用している事例

▲洗剤の使い分け事例

悪い事例



事例 1

▲材質の種類に合わない洗剤を使用し、材質が劣化して破損した事例

6 適切な清掃について

- 汚れの有無や備品の補充等は清掃時に必ず確認し、対応することで清潔で快適に利用できるトイレが保たれます。

チェック 1：便器・便座に汚れが付着していませんか？

チェック 2：トイレットペーパーは予備も含めて清潔な状態で設置されていますか？

チェック 3：便座クリーナーや便座シートは十分に補充されていますか？

チェック 4：ペーパータオルは十分に補充されていますか？

チェック 5：ゴミ箱、サニタリーボックスがいっぱいになっていませんか？

チェック 6：排水の目詰まりはありませんか？

チェック 7：床に汚れ付着やゴミの散乱がありませんか？

チェック 8：床に水が溜まっていて滑りやすくなっていませんか？

チェック 9：手洗い場に汚れや髪の毛など付着物はありませんか？

チェック 10：手洗い場の石けんが十分に補充されていますか？

チェック 11：鏡に汚れが付着していませんか？

チェック 12：洗浄水は勢いよく流れますか？

〈チェック 1〉

悪い事例

事例 1



▲便器に汚れが付着している事例

〈チェック 2〉

悪い事例

事例 1



▲予備も含めてトイレットペーパーが清潔な状態ではない事例

〈チェック 3〉

改修事例

改善前



改善後



事例 1

▲便座シートを補充した事例

〈チェック 5〉

悪い事例

事例 1



▲サニタリーボックスの蓋が破損している事例

〈チェック 7〉

悪い事例

事例 1



▲床にゴミが散乱しており、ベビーチェアに予備のトイレットペーパーを置いている事例

〈チェック 8〉

悪い事例

事例 1



▲床に水がたまってすべりやすくなっている事例

〈チェック 9〉

改修事例

事例 1



改善後



▲手洗い場がくすみ汚れていたため研磨剤等により清掃した事例

〈チェック 10〉

悪い事例

事例 1



▲石けんが空になっている事例

〈チェック 11〉

悪い事例

事例 1



▲鏡が結露し見えにくくなっている事例

〈チェック 11〉

改修事例

改善前



改善後



事例 1

▲鏡に汚れが付着しており交換した事例

〈チェック 12〉

良い事例

事例 1



▲洗浄水が勢いよく流れている事例

7 消臭対策について

- トイレの臭いは目に見える汚れが原因となっている場合や、目に見えにくい便座の裏側や排水管、壁面への汚れの付着・固形化が原因となっている場合もあります。
- 汚れが固形化する前のこまめな清掃に加えて、消臭剤の設置等の対策が必要です。
- 清掃時には臭いがこもっていないか確認し、原因を把握して対応することが必要です。

チェック1：臭いの状況・原因を把握し、適切な消臭対策を行っていますか？

〈チェック1〉

良い事例



▲消臭対策を行っている事例

事例1



▲消臭対策を行っている事例

事例2

悪い事例



▲尿石により半分以上がふさがれた排水管(「トイレメンテナンスマニュアル」(日本トイレ協会)より)

事例1

8 一工夫について

- 花を飾る等の工夫は利用者の心を和ませるものですが、飾った花が枯れてしまったりすると、逆に不快な思いをすることになってしまいます。
- せっかくの一工夫が十分に効果を発揮できるように、快適に維持することを心がけましょう。

チェック1：花を飾る・音楽を流すなど、快適に利用できる一工夫がされており、快適に維持されていますか？

〈チェック1〉

良い事例



▲花を飾っている事例

事例1



▲音楽を流し、花を飾っている事例

事例2



スピーカー

参考資料 目次

1 点検について p29

2 トイレ認証制度 p30

1

点検について

トイレの維持管理は「日常管理編」に記載した日常的な清掃に加えて、別途施設管理者が設備や建物の不具合、汚れの蓄積状況をチェックする「定期的な点検」作業があります。点検項目としては以下のような項目があげられます。

点検部位	点検内容
敷地及び周辺地盤	建物基礎部に沈下、亀裂、変形は発生していませんか？
建物構造体	建物本体に傾斜や変形は生じていませんか？
建物構造体	建物の主要構造部分に亀裂や腐食、損傷等は発生していませんか？
屋根・外壁	屋根・外壁からの漏水は発生していませんか？
通路	通行に支障を来す床面の損傷又は手すりの不具合は発生していませんか？
建築物内外装	建築物内外装に腐朽やサビ、損傷等は発生していませんか？
建具	建具（ガラス材含む）に変形や損傷等は発生していませんか？
建築設備（電気設備）	配分電盤類、設備機器類に著しい腐食、器具のぐらつき等は発生していませんか？
建築設備（換気設備）	換気扇に目詰まり、運転中の異音等は発生していませんか？
建築設備（給排水設備）	給排水管、衛生器具、貯水タンク類に損傷や漏水は発生していませんか？
建築設備（浄化槽設備）	浄化槽及び排水樹の沈下、柵蓋の破損等は発生していませんか？



▲雨水が軒裏に漏水した事例



▲地盤沈下により排水管接続部が破損した事例



▲鉄筋コンクリートに亀裂が発生し、爆裂や鉄筋の腐食が進行している事例



▲屋外の鉄部が腐食し欠損が進行している事例



▲雨樋に土埃がたまり雑草が生えた事例



▲雨水排水樹に土砂が溜まり目詰まりしている事例



▲天井版の漏水事例



▲床下ピット内の滞水事例



▲タイルの損傷事例

全国には優れたトイレを認証する様々な制度があります。「道の駅」のトイレの質的向上に向けて、このような制度への登録を目指したり、認証ポイントを設計、清掃時の留意事項とすることも努力目標の一つといえます。

ぐんまビジタートイレ（群馬県）	
概要	トイレを観光の一翼を担う「ホスピタリティ」の場として捉え、平成 15 年度に開始された制度。認証ポイントは、トイレの専門家や利用者である県民代表等により定められ、認証期間は 2 年間であり 2 年後には再申請が必要となる。
認証ポイント	<p>1 清潔</p> <p>(1)床は清潔か（水は拭き取ってあるか、すべりにくいかな） (2)便器の汚れはないか (3)尿石・尿ダレはないか (4)臭気はないか（換気や臭気対策はあるか） (5)周囲にゴミや雑草の繁茂などないか</p> <p>2 安全・安心</p> <p>(1)明るさは、昼も夜も充分あるか (2)落書きはないか (3)故障はないか(便器・排水のつまり、流れない、動かない、照明が点灯しないなど) (4)破損はないか(壁・ドアの破れ、鏡・便器の割れ、カギの破損など) (5)立地環境は適正か（木の陰等、死角になっていないか） (6)管理責任者名および連絡先が明記されているか</p> <p>3 見つけやすさ</p> <p>(1)見つけやすい位置にトイレがあるか (2)2 方向から見える案内表示（ピクトグラム）があるか (3)車で見つけやすい位置に案内表示があるか (4)男性用、女性用、入口の判別がしやすいか (5)車いすでも利用できるトイレの表示があるか</p> <p>4 使いやすさ</p> <p>(1)フックまたは荷物置き場があるか (2)車いすでも利用できるトイレが 1 つ以上あるか（手すりのついた便器、アクセスからの段差、広さ、腰掛便座など） (3)床置き小便器または壁掛低リップ式小便器が 1 つ以上あるか（低リップは 35 センチ以下が望ましい） (4)トイレトペーパーが常備してあるか (5)手洗い設備があるか (6)きれいに拭いてある鏡があるか (7)全てのブースに汚物入れがあるか（女性用、多機能トイレ） (8)駐車場があり、車いす利用者駐車スペースがトイレの近くにあるか</p> <p>5 その他（推奨項目）</p> <p>(1)利用頻度に応じた清掃・管理をしてあるか (2)清掃者及び清掃日時の記入表示があるか (3)手すりのついた便器が 1 つ以上あるか（多機能トイレ以外）</p>
維持制度	不定期にチェックを行い、不適の場合は改善策を提示

ちばのおもてなしトイレ（千葉県）	
概要	より魅力ある観光地づくりを推進するため、開始された制度。
認証ポイント	(1)清潔が保たれている (2)明るい（うす暗くない） (3)臭いがいい、もしくは臭いを消す対策をとっている (4)トイレトペーパーの予備を置いている (5)洋式トイレが1ヶ所以上ある
維持制度	—

和歌山県おもてなしトイレ大作戦（和歌山県）	
概要	トイレの美化がおもてなしの心の重要要素と捉え、「汚い・暗い」というイメージが強い公衆トイレを地域自慢の資源とできるよう、平成 25 年度に開始された制度。平成 27 年度の国体開催までの 2 年間で 570 箇所の整備を目標としている。
認証ポイント	(1)洋式トイレの導入 (2)温水洗浄便座の設置 (3)小便器の洗浄操作のセンサー化 (4)オストメイト対応設備の設置
維持制度	—

かがわこどもの駅（香川県）	
概要	妊婦や子育て家庭にやさしいまちづくりを推進するために、妊婦・子育て家庭が安心して外出できるように必要な設備を設置している店舗・施設を認定する制度。
認証ポイント	以下の 4 つのうち 2 つ以上の設備が整っている施設 (1)おむつ替えができる設備（ベビーベッド、ベビーシートなど） (2)授乳の場（カーテンやパーテーションなどの仕切りを設け、プライバシーの確保に配慮したもの） (3)こども用トイレ（補助便座、ベビーキープ含む） (4)妊婦用駐車場（高齢者用、障害者用との共用もあり）
維持制度	—

おもてなしトイレ（高知県）	
概要	観光客の満足度の向上につなげるため、県民による観光客への「おもてなし」の気運を高める取り組みの一つとして平成 24 年度に開始された制度。
認証ポイント	(1)清潔である (2)明るい（50 ルクス以上） (3)臭いがいい、もしくは臭いを消す対策をとっている (4)トイレトペーパーの予備を置いている (5)洋式トイレが 1ヶ所以上ある (6)利用者への”おもてなし”がされている （例：一輪ざし、オムツ交換台の設置、音楽を流すなど何か工夫されている）
維持制度	不定期にチェックを行い不適の場合は継続した管理を依頼し、日を改めて再度確認

おんせん県おおいた おもてなしトイレ（大分県）	
概要	旅先の印象として重要な要素となる観光地のトイレ（公衆トイレ）をきれいにし、おもてなしを向上することを目的として、開始された制度。
認証ポイント	(1) 明るい（洗面台照度が75ルクス以上あること） (2) 悪臭がしない（においが無い、または悪臭対策がされていること） (3) 破損がない (4) トイレトーパーがある（トイレトーパーがあり十分な供給体制があること） (5) 汚れがない（汚れがなく十分な清掃体制があること）
維持制度	認証トイレにシールを貼付、「ごみゼロおおいた推進隊」等全ての県民の目によるチェック

観光トイレ（京都市）	
概要	観光客を温かく迎える環境整備の一環として、多くの観光客が訪れる場所にある民間施設のトイレを開放する制度。維持管理費用、施設整備費用の助成金がある。設置場所は観光客向けのトイレが必要だが新たな公衆トイレの設置が困難な地域を設定。維持管理は京都市公衆便所に準じる基準とし、清掃回数は比較的用户者の少ない山間部のトイレに配慮し、公園トイレの清掃回数に準じた基準として設定。
認証ポイント	<p>1 観光客等の来訪が多い地域</p> <p>(1) 「京都観光総合調査」における観光客の多い地域やハイキングコースになっている地域等であること</p> <p>2 トイレ不足が明らかな場所</p> <p>(1) 当該トイレの近辺に誰でも無料で利用できるトイレがないこと。「京都観光総合調査」における観光客の特に多い地域（嵯峨嵐山、清水・祇園周辺等）については、近辺に誰でも無料で利用できるトイレがある場合も、状況に応じて可とする</p> <p>3 観光客等に広く開放できるトイレ</p> <p>(1) 施設利用者だけでなく、観光客等に広く開放されていること。また、道路に面するなど、利用しやすい場所に立地していること</p> <p>4 適切な維持管理</p> <p>(1) トイレトーパーを常に配備し、補充できる状態にあること (2) トイレ内にゴミ箱を設置（男女別の場合、各トイレに設置）し、清潔な衛生環境を保持していること (3) 機器の故障や排水設備の詰まり等の異常が発生した際は、速やかに応急処置や簡易修繕等を実施できること (4) 原則、週3回以上清掃していること</p> <p>5 開放時間</p> <p>(1) 毎日午前10時から午後4時までの時間帯を含めて、連続8時間以上、トイレが観光客等に開放されていること</p> <p>6 所有権原</p> <p>(1) トイレのある施設について、所有者が権原を有していること。ただし、敷地が借地である場合は、申請書提出から10年以上認定を継続できる見込みであること</p>
維持制度	<ul style="list-style-type: none"> 毎月、使用水量記録簿の提出を求める 毎年度、不定期に現地訪問によるチェックを行い、不適切な維持管理に対しては改善を指示する

	・事業年度終了後、清掃実施記録簿、開放実績報告書の提出を求める
--	---------------------------------

長崎市おもてなしトイレ支援事業（長崎市）	
概要	誰もが安心してまち歩きや外出できる環境づくりを推進するため、市民や観光客に開放することを目的として行うトイレの新設、改修に関わる工事費の一部を補助する制度。補助の条件として、工事完了から5年間善良な管理者の注意を持って管理することが義務付けられている。
認証ポイント	(1)工事完了から5年間、週5日かつ1日5時間以上トイレを開放すること。 (2)トイレを開放していることについて表示すること。 (3)公共トイレから概ね100メートルを超える位置にあること。 (4)トイレ（トイレが建物内にある場合は建物）が公道に面していること。 (5)市の中心部に位置していること。（区域図あり） など
維持制度	—

(仮称)「道の駅」のトイレの改善に関するチェックポイントについての 問い合わせ先

担当課	連絡先
道路局 国道・防災課 道の駅担当	03-52653-8492(直通) 80-37-843(マイクロ)
東北地方整備局 道路部 交通対策課 道の駅担当	022-225-2171(代表) 82-4516(マイクロ)
関東地方整備局 道路部 交通対策課 道の駅担当	048-600-1346(直通) 83-4513(マイクロ)
北陸地方整備局 道路部 道路管理課 道の駅担当	025-370-6744(直通) 84-4416(マイクロ)
中部地方整備局 道路部 計画調整課 道の駅担当	052-953-8171(直通) 85-4312(マイクロ)
近畿地方整備局 道路部 交通対策課 道の駅担当	06-6945-9107(直通) 86-4613(マイクロ)
中国地方整備局 道路部 交通対策課 道の駅担当	082-511-6342(直通) 87-4512(マイクロ)
四国地方整備局 道路部 道路管理課 道の駅担当	087-811-8325(直通) 88-4413(マイクロ)
九州地方整備局 道路部 交通対策課 道の駅担当	092-476-3534(直通) 89-4512(マイクロ)
北海道開発局 建設部 道路計画課 道の駅担当	011-709-2370(直通) 81-5362(マイクロ)
沖縄総合事務局 開発建設部 道路管理課 道の駅担当	098-866-1915(直通) 90-4412(マイクロ)

初版作成チーム

幹事長:東北地整 道路部 交通対策課長(幹事長補佐:建設専門官)

副幹事長:関東地整 道路部 交通対策課 建設専門官

四国地整 道路部 道路管理課 建設専門官